

第六十一回 参議院内閣委員会會議録第十五号

昭和四十四年五月六日(火曜日)
午前十一時九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 八田 一朗君
理事 石原幹市郎君
柴田 榮君
北村 暢君
山崎 昇君

委員 内田 芳郎君
源田 実君
玉置 猛夫君
長屋 茂君
安田 隆明君
山本茂一郎君
前川 旦君
村田 秀三君
山本伊三郎君
中尾 辰義君
片山 武夫君
岩間 正男君

國務大臣

文部大臣 坂田 道太君
國務大臣 荒木萬壽夫君
國務大臣 床次 徳二君

政府委員

内閣法制局第二部長 田中 康民君
人事院總裁 佐藤 達夫君
人事院事務局長 岡田 勝二君
人事院事務局長 尾崎 朝夷君
給与局長

人事院事務総局 職員局長 島 四男雄君
総理府人事局長 栗山 廉平君
行政管理政務次官 熊谷 義雄君
行政管理庁行政管理局長 河合 三良君
行政管理庁行政監理局長 岡内 豊君
監理局長 馬場 豊彦君
北海道開発庁総務監理官 海原 公輝君
北海道開発庁主幹 安嶋 彌君
文部大臣官房長 相原 桂次君
常任委員会専門員 山口 光秀君
事務局側 行政管理庁行政管理局管理官

説明員

行政管理庁行政管理局管理官 山口 光秀君

本日の會議に付した案件

○行政機關の職員に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

行政機關の職員に關する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○山崎昇君 この法律案が提案になりましたから、わが党だけでもすでに三名の委員からそれぞれ質問をいたしました。特に憲法の関係でありますか、あるいは政治と行政の関係でありますか、あるいはまた国家行政組織法との関係でありますか、あるいは簡素化、能率化、あるいは財

政の硬直化の關係であるとか、その他現場の実態あるいは総合共管の關係であるとか、種々三人の私ども社会党の委員から政府側に対する質問をやりましたけれども、どうしても納得ができません。質問をすればするほど疑問がわいてくるというのが、この法律案の私は特徴であろうと思います。私もまた、つとめて今日までの質問と重複しないように気を使つていきたいとは思いますが、多少重複する面はひとつ御了承を願つておきたいと思ひます。

最初に、私は正確に理解をしたために、数字について確認をしておきたいと思うのですが、政府が出された数字を見ますという、昭和四十二年度末の定員、五十二万五千二百二十名というのが基礎数字になっているわけでありますが、これは一体各省設置法にいう法律定員なのか、予算で定めておる予算定員なのか、まず明らかにしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。

五十万六千五百七十一名、これは昭和四十二年末の法律定員でございます。

○山崎昇君 私のいまお聞きしているのは、今度提案されております五十万六千五百七十一名について聞いているんじゃないのです。これを出すについて、あなた方が基礎数字としてお使いになつておる、昭和四十二年度末定員の五十二万五千二百二十名という数字は、これは法律定員なのか、予算定員なのか、どういう性格ですかということをお願いしているわけです。

○政府委員(河合三良君) 五十二万五千二百二十名という数字は、四十二年度末の法律定員に、地方事務官を加えた数でございます。

○山崎昇君 いま答弁で、五十二万五千二百二十名というのは法律定員であつて、地方事務官を加えた定数だと、こう言うんですね。これですべて

です。そうすると、これ以外にありません。○國務大臣(荒木萬壽夫君) 説明員から具体的に、正確に申し上げたいと思ひます。

○説明員(山口光秀君) 御質問は、三年五割の對象になつておられます人間はどの範囲かという質問であらうかと思ひますが、さう理解してよろしうございませうか。

○山崎昇君 これは去年の八月三十一日閣議決定の「各省庁別定員削減目標について」という、あなたのほうの文書によると、昭和四十二年度末定員、五十二万五千二百二十名と数字があるから、したがつてこれは法律定員ですか、こう聞いた法律定員だと、こう言うんですね。それに地方事務官が入つておられますと、それ以外はございませうかということをお願いしているんです。

○説明員(山口光秀君) 五十二万五千二百二十名の中に、法律定員でございまして五十万六千五百七十一人と、それから地方事務官が入つておられます。

○山崎昇君 地方事務官という、何々が入つておるのですか。

○説明員(山口光秀君) 地方事務官と申しますと、地方自治法附則八条によりまして政令で設置することが認められております都道府県の職員でございまして、厚生省、それから労働省、それから運輸省の職員でございます。

○山崎昇君 あつてこの内容を聞きますが、五十万六千五百七十一という数字は、いまあなたがこれは提案されている数字ですが、この内容を私どもも見るという、私の分析に間違いがあつたら指摘してもらひますが、なければ私のほうから申し上げますが、五十二万五千二百二十名の数字から、地方事務官関係、厚生省関係一万四千五百六十六名、運輸省関係二千六十三名、労働省関係二千三百九名、これを差し引いた数に、総理府の官

内庁関係二十五名、外務省関係九十二名、内閣の機関百七十二名を足して五十万六千五百七十一名、こういう私は数字になっているのだらうと思うのですが、これ間違いありませんか。

○説明員(山口光秀君) ただいまの仰せのとおりであらうかと思ひます。

○山崎昇君 それじゃお尋ねしますが、同じ政令である地方警察官の三百四十名というのは、これはどこにあるのですか。五十二万五千二百二十名には入っておりませんね。なぜ自治法附則の八条の職員だけはこれにふち込んでおいて、地方警察官である三百四十名というのは入っていない。これは一体どういうことになりますか。

○説明員(山口光秀君) 地方警察官の三百四十人と申しますのは、都道府県警察の警視正以上の職員であります。今回の三年五割の削減措置は、地方職員につきましては、これに準じて措置するよう地方団体に要請しておりますが、その際におきましても、地方の警察職員は除外することとしたしておりますので、それとの均衡上、地方警視正以上の警察官は除外しているわけであります。

○山崎昇君 さらに聞きまして、昭和四十二年度末の五十二万五千二百二十名を基礎としてあなたのほうは削減と、こう言うのですが、三年五割、三年五割と、こうあなた方呼んでいるのが、私の理解では、三年ではないのじゃないか。これは四十三年度は七千四百六十八名削る、一・四割だ。残りの一万八千幾らというのは四十四年度から四十六年度までの三カ年を言っているわけですね。そうすると、私は正確にものをしておきたいのだが、政府の言う三年五割というのは誤りですね。四年五割ですね。

○政府委員(河合三良君) ただいまの御指摘のとおり、四十三年度におきましては七千四百六十八名を落としておりますが、これは欠員不補充の結果の人数を落としておりまして、三年五割の内数といったしておりまして、三年間に落とすべきものを一年前もって落としたというふうに理解しております。

○山崎昇君 それじゃあなた、数字がつじつまに含まないじゃないですか。五十二万五千二百二十名を基礎にして、五割の数字は、二万六千二百六十一名、そのうち四十三年度は七千四百六十八名で一・四割、四十四年度から四十六年度までで一万八千七百九十三名、三・六割、合わせて五割でしよう。そうすると、あなたのほうの理屈で言えれば、四十三年度も含めてのこれは内数だと言うならば、あと二カ年間で一万八千削らなければなりませんよ。そうじゃないのでしよう。四十三年度から四十六年度まで、四カ年にわたって二万六千二百六十一名というものを削ると、こういう案でしよう。ですから、私は正確にしておきたいというの、そういう意味で、四年間の計画でしよう。三年五割、三年五割と政府は言うが、これは誤りですね。もう一ぺんこれは確認しておきますよ。

○政府委員(河合三良君) 四十二年十二月十五日の閣議決定によりますと、三年五割、四十三年度以降三年間の各年度において削減をする。これは欠員を新たに保留して削減をするという意味でございます。まして、上記措置の一環として四十三年度定員査定にあつては欠員不補充措置による凍結欠員を削減することとするという表現になっております。

○山崎昇君 あなたがどう言おうとも、数字はこればうそを言うわけにいきませんよ。二万六千二百六十一名というのは、これはどういう数字ですか。あなたのほうの文書、閣議決定の文書を見ると、去年の八月三十一日付の閣議決定を見ても、今後三年間の削減数を一万八千七百九十三名を入れての三分の一とする。四十三年度の七千四百六十八名はすでに落として、残った数字を三年間でやりましますというのがこの筋道じゃないですか。ですから昭和四十二年年度末の定員を基礎にしてあなた方が削減をやるというならば四年五割、一年一・二五割にすぎないじゃないですか。私は、政府はさきも国民に向かつて三年五割、三年五割、こういう宣伝を開始しているところにどうしても

納得できない。そこで去年の八月三十日の閣議決定、昭和四十二年度における閣議決定、一貫して、この文書で見ると、どうしても四カ年で二万六千二百六十一名となる。違いますか。

○政府委員(河合三良君) お話の趣旨もわかりませんが、現在の措置をいたしましては、三年五割の閣議決定をいたしまして、その一環として四十三年度におきまして、九月三十日現在の凍結欠員を定員から削減をしたという考え方になります。

○山崎昇君 四十三年度七千四百六十八削ったことは私もわかります。これは数字ですから。これは一・四割でしよう。そうすると残った一万八千七百九十三というのは、四十四年度と四十五年度の二カ年でやるのですか。そうじゃないでしよう。

○政府委員(河合三良君) 四十四年度から四十六年度までの三カ年でございまして。

○山崎昇君 そうすると、二万六千二百六十一名で初めて五割になるのですよ。一万八千七百九十三で五割になるのじゃないですよ。四十三年度の七千四百六十八を入れて五割という数字が出てくるのです。だから政府の宣伝する三カ年五割ということは、これは誤りでしよう。正確に言えは四カ年間で五割だというふうに理解するのが正しいのではないか、こう思うのですが、どうですか。

○政府委員(河合三良君) 四十三年度に七千四百六十八名落としたのは、これは従来凍結欠員を定員から削減したものでございまして、三年間と申しますのは、今後新たに保留するもの、残りの三・六割につきましては新たに保留いたしまして、これを四十四年、四十五年、四十六年の各年度において落とすということですね。○山崎昇君 おかしいじゃないですか。あなたの説明から言つたつて、四十三年度は別ワクにして、あと落とすのは一万八千七百九十三名ですね。あなたが説明しておるように三・六割じゃないですか。どうしてこれが五割になりますか。だから四十三年度の七千四百六十八も入れて五割だと

すれば、四カ年五割というのが正しいのではないですかというのですよ。どうして三カ年五割になりますか。私はこれはあとで聞きたいから、正確に数字だとか閣議決定だとか、こういうものは正確に理解しておきたい。だからあなたのほうで三カ年五割が誤りなら誤りで、正確には四カ年五割です、二万六千二百六十一名ですと、こういうのなら訂正をしてくださいます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 実はお尋ねの点につきましては、私もいささか疑問を持ちながら事務局といろいろ話を詰めておるわけでありまして、これは四十三年度で落としましたのは、従来、総定員法と直接準備行動としての関連はございまして、欠員不補充ということをやることによつて臨調の答申の線に持つていくということ、三十九年以來やっておることは御承知のとおりでございますが、それが四十三年度に落としまして、実質的にはそれを三年五割削減の内ワクに組みまして、四十四、四十五の三年の年度末現在において五割ということをやつて、四十五年度の実質的な削減は四十六年度にまたがるわけでございます。御指摘の線のズレみたいなところに一見見えますのは、そういういままでの経過からきましての三年五割の計算ということに御理解をいただきたと存するわけでありま

す。

○山崎昇君 幾ら理解せいと云われても、これはものごとの解釈ではないのです。これは厳然たるあなたが示した数字なんです。だからこの数字をとつてみますと、それと閣議決定の文書をとつてみますと、四十三年度の七千四百六十八というのとは別ワクにしても、今後三年間で落とす数字というのは一万八千、まさにこれは三・六割にしかならない。だから四十三年度の七千四百六十八も入れると、四カ年間で五割削減になるのじゃないですか。私の言うことが誤りですか。私は誤りじゃないと思うのです。

なぜ私はこれと言うかというと、あまりにも政府は、三カ年五割、三カ年五割と、たいした国民

ん。さらにあなたのほうの出された数字を見ますと、昭和四十三年度未予定定員と昭和四十四年度の増減措置をつくった表がござりますが、これを見ると、昭和四十四年度で三年間五割削減措置による減、これは自治法の附則八条も入れて五千七百八十八名にしかならない。もしもこの数字で追っていくとするならば、これは二万六千二百六十一名にはならない。あとでこれはもっとこまかく分析して私はあなたに申し上げますが、あなた方が出す文書を見ると、どれもこれも

です。ですから私は、行政管理庁というのは、きわめて頭のいいところだと思ふのです。国民に対しては三年五％という、しかし実態は四年で五％である。そうして部内に対しては欠員の不補充の原則はやめましたと、閣議決定をしながらも、別な閣議決定では三分の一ずつ保留しておる。そうして欠員不補充というのは依然として続いている。ただし三分の二だけは埋めることになる。しかしその埋める三分の二の欠員を使って新規の行政需要に充てておる。いわば欠員を定員にすりかえてこの法案というものが出されておるというところ

○政府委員(河合三良君) 今回の五％削減の趣旨が、出血整理はいたさないとということでございますので、欠員を保留いたしましたして、その欠員の範囲内で五％の削減をいたすという趣旨になっております。関係上、これは欠員を保留するということにおきましては、結果といたしましては、これは

て、四年間で五％削って、それがあなただけの言う最高限度という数字でしょう、いわば。その内訳は、多少員数は違いますけれども、そこでこの法定定数に、今度の総定員法の第一条には、自治法の附則八条に地方警務官が入っていないのですから、あくまでもこれは政令でやるというのですよ。

り。足したら五十二万五千二百二十名よりオーバーするじゃないですか。どこに一名でも定員が減っていますか。だから私は、この結果の数字からいって、行政管理局のやっていることは、三カ年間の五割というふうなものである。四年間だ。まず第一に。その次に、欠員の操作で定数をあたかも落としたような数字だけ並べておられるけれども、結果は、昭和四十二年度末の定員は一名も減っていない。かえってふえているじゃないですか。どこに定員が減りましたか。まことに私は、こういう巧妙なこの総定員法の数字というのはからくりがある。さらに、昭和四十二年度ごろには三百四十名の地方警務官が三百六十名にふえておる。これは整理の対象からはずしたと、こう言うのです。

そこで、もっと結論的にいえば、治安関係にだけは定員がふえている。一般行政だけはほとんど削られていく、こういうふうなところになっているのが今度の総定員法ではないですか。違いますか。数字に誤りがありますか。もう少し詳しく言うならば、私も分析してありますから述べてもけっこうですよ。五十六万五千七百七十一人に、地方自治法附則の、地方警務官三百四十名も入れた一万九千二百七十八名、これもあなた方が示した数字です。——を足したら五十二万五千八百四十九名です。この数字から、今度の総定員法に新たに宮内庁と外務省の一部ふえたのと、内閣の機関百七十二名を入れて、合計二百八十九名ですから、これを引いたとして五十二万六千七百七十一名になる。一名も定員は減っていない。昭和四十二年度末の定員よりさらにふえたのが、この総ワクと称する五十六万五千七百七十一名じゃないですか。だから私は、結論的にいえば、ただ欠員を操作したにすぎない。何も定員そのものについて行政管理局が討議をしてこういう数字を出したものでない。まことにこれはいかげんな数字ですよ、私どもから見れば、違いますか。

○説明員(山口光秀君) 五十六万五千七百七十一という対象職員の数には内閣の機関が入ってお

ります。で、内訳を申し上げますと、内閣の機関が百七十二人でございます。それから総理府及び各省が四十四万四千八百三十六人、国立学校が十万人、五百六十三人、計五十六万五千七百七十一人でございまして。それから、ただいま御指摘の地方自治法附則八条等の職員が一万九千二百七十八人でございまして。

次に、四十三年度予算及び四十四年度予算でどのように増減を予定しているかということをお尋ねします。

○山崎昇君 そんなことはまだ聞いていませんよ。あとで聞きます。どうもあなた私の質問を正確に聞いていないですね。あなた方が五十六万五千七百七十一人の数字を出すのにお使いになった一番の基礎数字というものは、昭和四十二年度末の法定定員である五十二万五千二百二十名です。これは三年五割の対象の数字であると言っている。この中には地方自治法附則八条だけが入っている。だからその数字からすると私のほうで分析をすると、五十六万五千七百七十一という数字は、さっきあなたに申し上げたように、厚生省関係が一萬四千五百六十六名、運輸省関係が二万六千三百九十九名、労働省関係が二万三千九百九十九名、合わせて一萬八千九百三十八名の中に入っている、五十二万五千二百二十名には、これを五十二万五千二百二十名から引く。さらに新たに加わった数字として、総理府関係の二十五名、外務省関係の九十二名、内閣関係で百七十二名、合計二百八十九名、この差し引き勘定すると五十六万五千七百七十一名の数字になるわけです。これは先ほどあなたは間違いないと、こう言う。そこで私がふしぎに思うのは、三カ年五割というあなたの基礎数字には地方自治法附則に書いておる全部をふち込んで五十二万五千二百二十名ですと、こう言う。そうしてこの五割の数字をかけて出しておるわけでしょう。そうして今度の総定員法では五十六万五千七百七十一名だから、たいした定員が減ったような錯覚になっておる。しかし今度の総定員法の第一条

ておらないから、五十二万五千二百二十名という数字に対応してつくってみれば、五十六万五千七百七十一名に、地方自治法附則のやつが地方警務官を入れたとして一萬九千二百七十八名、合わせて五十二万五千八百四十九名になります。これから、先ほどいままでも入っておらなかった内閣二百八十九名引く、それでも五十二万五千五百六十人になって、昭和四十二年度末定員の五十二万五千二百二十名を上回るじゃないですかというのです。一名も減っておらぬじゃないですか、定数は減る。

だからあなたの方のやつておるのは、欠員の操作だけやって、あたかも定員を減らしたような錯覚を国民に与えておる。そうして三カ年間で佐藤内閣はたいした行政改革をやるような宣伝をしておる。しかし詳細に数字を調べてみたら一名も定員は減っていません。ただ欠員だけ操作をされておる。これに間違いありませんかと私は聞いておるのです。

○政府委員(河合三良君) 欠員不補充の定員を落としてしましたのは、これは四十三年度からでございまして、四十二年度末ではこれは削減をいたしておりません。

○山崎昇君 だからあなたに聞いておるのは、削減をする前の数字よりも上回っておるじゃないですかと言っているんですよ。どこに定員が一名でも減りましたか。あなた方が基礎にしておる五十二万五千二百二十名の数字から一名でも定員が減りましたか、減らぬではないですか。だから私が何べんも言うように、あなた方は何も、この役所にはどなただけの機構があつて、どういふ職がどうで、それに要する定員がどうだということじゃないのです。ただ一番やりやすい方法として、従来欠員不補充のやり方をとっておたから、その欠員を目当てにして定員をすり変えて欠員の操作をしただけにすぎない。この五十六万五千七百七十一名という数字はそういう数字になっておる。どこに一名でも定員が減りましたか。どうも私は納得いかないのです、これは。

名、これは最高限でございまして、凍結欠員及び五割削減の結果、実員はこれの中で押えていくというところでございまして、四十三年度末は、ただいまのお話のように、法律定員五十六万五千七百七十一名と、それから地方自治法附則八条等一萬九千二百七十八名を足しますと、五十二万五千八百四十九名でございまして、五割削減の数が、実際に削減が始まります四十三年度末の定員といたしましては五十二万四千四百四十六というふうに減少いたしております。

○山崎昇君 あなたどう抗弁しようとも、あなたが提案されている総定員法の数字は五十六万五千七百七十一名ですよ。それまでに至る内容はどう操作したか知りませんが、提案されておる法律案の数字は五十六万五千七百七十一名。これにあなた方が四十二年度末定員と称して三カ年五割削減の基礎数字にした五十二万五千二百二十名というのは法定数だと言ったら、そしてその中には地方自治法附則も入れていると、こう言うから、今度の総定員法では地方自治法の附則は別なんです。除いているわけですね。ですから、これに地方自治法附則等を足して、新たに五十六万五千七百七十一名の内容に加わった内閣等差引いても、四十二年度末定員というの是一名も減っておらない。むしろ三百四十名上回っている。どこにだから私は定員が減ったのですか。最高限、最高限とあなたが言うが、どこに定員が減ったのですか。確かに欠員は押えられたことはわかります。だからあなたの方のやつておられるのは欠員の操作であつて、定員の操作ではないじゃないですか。違いますか。

○説明員(山口光秀君) 先ほど来どうも説明が不十分でございましたので、もう一べん繰り返したくなるかもしれませんが申し上げたいと存じます。四十二年度末の定員は、いわゆる法律定員と申しますのが五十六万五千七百七十一人。これが総定員法第一条第一項の最高限度をきめておるその定員でございまして。そのほかに三年五割の対象になりました職員といたしましては、地方自治法附則

八条等の職員一万九千二百七十八人がございます。三年五割には、五現業もございますが、非現業だけで申し上げますと、以上二つでございます。それを足しますと五十二万五千八百四十九人になるわけでございます。

それから、先ほどの御質問の四十三年八月三十日の閣議決定の五十二万五千二百二十人という数字との関連を申し上げたいと思いますが、それにつきましては六百二十九人の差があるわけでございます。五十二万五千八百四十九人と五十二万五千二百二十人と、差が六百二十九人あるわけでございます。で、閣議決定のほうには、先ほど申し上げましたけれども、地方事務官の三百四十人は入っておりません、地方事務官は入っておりませんが、地方事務官は入っておりません。それから、内閣の機関の百七十二人、これも入っておりません。それから御指摘の宮内庁の特別職二十五人、これも入っておりません。それからもう一つ御指摘の大公使九十二人、これも入っておりません。以上を合わせますと六百二十九人でございまして、したがって五十二万五千二百二十人と、いま申し上げました五十二万五千八百四十九人とは、そういう違いがあるということでございます。

先ほど五十二万五千二百二十人が法定の定員であるというふうにおっしゃったのでした。ではなにかと思ひますが、五十二万五千二百二十人はすべて法律で定まっている定員ではございまして、政令で定まっております地方事務官は入っておりません、地方事務官は法定員法の対象外になっておりますので、五十二万五千七百七十一人に入っております、こういふことを申し上げたわけでございます。

○山崎昇君 わかりました。私はあなたの言う数字は全部知っているつもりなんです。もう一ぺん私は正確に言いますがね、五十二万五千二百二十名というのは、法定員に地方自治法附則の八条の職員が入っている、これには、しかし同じ政令であっても地方事務官等の三百四十名は入っていない。入れば五十二万五千六百六十名になる。これは入っていない。そこであなた方が出された数字を見ますと、この五十二万五千二百二十名を基礎にして三カ年間で、あなたの言う三カ年間で五割と、こういふのですね。ですから私は今度の法定員法にしろ、基礎数字というのには五十二万五千二百二十名だと思ふのです。

そこで今度の法定員法に出された五十二万五千六百七十一という数字を私が分析してみたら、先ほど申し上げておるうちに、この中には地方自治法関係で厚生省関係が一万四千五百六十六名入っている。運輸省関係が二千六百三十三名入っている。労働省関係で二千三百九名入っている。合わせて一万八千九百三十八名入っているのですね。これは五十二万五千六百七十一という数字を対象にすれば、五十二万何千から引かなければいけないのですね、この数字。さらに法定員法の五十二万五千六百七十一の中には、宮内庁関係の二十五名、外務省関係の九十二名、内閣の百七十二名、合わせて二百八十九名というのを含んでいられるのですね。ですから五十二万五千二百二十名というのに、五十二万五千六百七十一というのを差し引き計算をやって、五十二万五千二百二十名というのに、五十二万五千六百七十一というのを出せば、これは五十二万五千八百四十九人になって、昭和四十二年年度の定員である五十二万五千二百二十名はオーバーしているではないですか。定員としては四十二年年度定員は一名も減っていない。何も減っていない。なぜ減らぬのだらうかというふうな、私考えてみれば、これは定員の操作ではなくて、欠員の操作でやっていると、定員が減りつけないのです。あるいは佐藤総理の言う出血なんというのではありませんか。それはやめていく人を期待しながら、あなたの方、定員操作をやっているわけですか。

ですから私は今度のこの出された五十二万五千六百七十一名という数字がどうも納得できない第一は、これは三カ年間で三カ年間であなたの方言うが、実際は三カ年間で、四カ年間で、というのと、二つ目は、欠員の操作をしているにすぎないのであって、定員の管理などというのではない

ということ。第三番目には、結論から言って、四十二年年度の定員は一名も減っていないというところ。さらにつけ加えて言うならば、警察官関係は対象からはずして、さらに二十名ふやしてありますから、現在三百六十名あるでしょう。一般行政職は削って、欠員は押えて警察だけはふやしているというのが数字じゃありませんか。こういふことをね、結論的に言っているんです。間違いないですね。間違いないですね、数字に。

○説明員(山口光秀君) 数字の点についてだけ申し上げます。いまおっしゃいました五十二万五千二百二十人から、地方事務官の一万八千九百三十八人を引いて、それに宮内庁、それから大公使及び内閣の機関の二百八十九人を足すということに、五十二万五千六百七十一でございます。

○山崎昇君 そうでしよう。

○説明員(山口光秀君) はい、同じことでございます。

○山崎昇君 そうするとね、五十二万五千六百七十一というの、これは地方自治法の附則の警務官が入っていない数字でしよう。

○説明員(山口光秀君) 五十二万五千六百七十一……。

○山崎昇君 には入っていない。だからあなたの方の基礎数字にした五十二万五千二百二十名という数字に、これに五十二万五千六百七十一という数字を対して数字をつくれれば、当然地方自治法の附則を入れないならぬのですから、これは、これを出して計算をすれば、昭和四十二年年度あなたの方が出した数字から一名も減っていないのではありませんか。減っていますか、一名ぐらい。だから定員としては一名も減っていないじゃないですか。欠員の操作をやったことはわかりません。どうですか、違いますか、私の言うことが。

○説明員(山口光秀君) 結局何を基準にして減っているか、ふえていくかというところにならうかと思ひますが、法律で言う五十二万五千六百七十一名が四十二年年度の定員でございます。ただそのほかに、先ほど申し上げましたように地方自治法附則八条の職員がおりますから、そういうものを足

しまして、それからこの八月の閣議決定は、大公使とか内閣の職員は一応除外してありますから、そういう基礎の上に立ちまして、つまり出発点が違ふと思ふんです。八月の閣議決定の出発点は、先ほど先生がおっしゃっておられます基礎になっております地方事務官が入っております内閣の機関や外交官が入っております、大公使が入っております、ただ定員の法規制の形式が違ひまして、従来でございまして、法律で定めておりました定員と、それから附則八条で定めておりました、政令で定めておりました定員とがございまして、政令で、その辺におかしな点は実はないのじゃないかと思っております。

○山崎昇君 わかりませんかね。あなたのほうの出している基礎数字というの、五十二万五千二百二十名というの、これは四十二年年度定員です。この定員は法定員と地方自治法附則のものを含んでいられるのですね、あなたの方のものは、ただ地方事務官だけが入っておりません、こう思ふんです。だから私もその数字は確認をしますということ。そこで今度あなたの方提案されておる、この法定定員の最高限度という五十二万五千六百七十一という数字は何かというふうな中身を、五十二万五千二百二十名から自治法の附則関係の一万八千九百三十八人を引いて、それに新たに加わった宮内庁の二十五名と外務省の九十二名と内閣の百七十二名入って、五十二万五千六百七十一という最高限度になっているのではありませんか。これは確認します。そうすると、四十二年年度定員と、この五十二万五千六百七十一に地方自治法の附則を足して比較をすれば、何にも定員そのものは減っていないではないですか。どこに減りましたか。それはなぜかという五十二万五千六百七十一というものが、地方自治法附則の八条が入っていないなら私は減つたと思ふ。しかし、これは入っている。だからこの五十二万五千六百七十一名に、先ほど申し上げましたように地方自治法附則八条の職員がおりますから、そういうものを足

になりませんか。

○説明員(山口光秀君) 四十二年度末におきましては、おっしゃるとおりでございます。

○山崎昇君 そうでしよう。

○説明員(山口光秀君) 四十二年度末の姿を出発点にいたしておりますので、四十二年度末においては一名もふえたり減ったりするはずはないわけでございます。その後四十三年度、四十四年度でどうなったかというのが増減の問題だろうと思っております。

○山崎昇君 四十三年、四十四年度と、あなた方欠員はいじくり回したけれども、定員は何にも関係ないじゃないですか。で定員は、数字を足してみたら、四十二年度末定員よりさらに上回る定員になっているから、私は問題を提起しているんですよ。確かにあなた方は欠員を操作をしているんではないかと。確かにはやりました。しかし、これは定員の操作ではないんだ。私から言えば、単に欠員の操作をしたにすぎないのであって、定員そのものからいえば、四十二年度末定員を上回っているのではないですか。一名も減っていないんじゃないですか。違いますか。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。法律上の定員の増減が、総定員法が成立いたしましたおりません関係上でございます。それで、四十二年度末定員に比べて、四十三年度末定員は減少していないという形になるかと思っております。

○山崎昇君 そうすると私は、あなたの方のやつておられる四十年五割削減とは何ものなのか、これは定員とは縁もゆかりもない、ただ欠員不補充の原則をはずして、幾分欠員の補充を認めることと、また三分の一ずつは押えておいて、新しい行政需要に対して欠員を操作したにすぎない。何も定員ではない。そういう結論になりませんか、この総定員法というものの内容は。

○政府委員(河合三良君) 五十万六千五百七十一人は最高限でございます。そういう意味でこれは最高限をきめたものでございます。その中で定員

をきめているわけでございます。

○山崎昇君 その最高限の数字も合理的なものではないんじゃないですか、いま説明したように、これをつくるにあたっては、欠員の操作だけやっただけであって、何も定員には関係ないじゃないですか。いろいろ調べてみたら、結局定員としては、削減する前の昭和四十二年度末の定員から一名も落ちていなかった。逆にふえているじゃないですか。政府の言う三十九年五割削減という定員削減論というのは、ではどういふものなのか。

○政府委員(河合三良君) お話のとおりでございます。総定員法が成立いたしました関係上、定員が動いておりません関係で、欠員だけの操作になっております。

○山崎昇君 それなら、あなたの方の言う三十九年五割削減、定員削減と閣議では言っておる。今後における定員管理と言っておる。これは去年の閣議決定——ことしの場合もそうですが、これは題目からしてきて違っていますね。欠員管理だね、これは。定員管理ではありませんね。

○政府委員(河合三良君) 欠員の保留によりまして定員管理ができませんように、この総定員法の御審議を願っているわけでございます。

○山崎昇君 まことに私は行政管理庁というのはいわば巧妙で頭がいいと思う。敬服する、これを見て。国民に対する発表の数字には、法律定員の中に地方自治法をみながら五割の数字を出して、さもさも減ったような見せかけをやる。中身は何も定員に關係なく、欠員の操作をして部内を静める。そして結果から言えば、昭和四十二年度末定員を上回った定員になっておる。一名も定員は減っていない。そしてさらにつけ加えて言えば、警察関係は全部除外、警察だけは。警察はふえておる。そういうこれは総定員法ではない

ですか。どこにこれが定員削減になって、人件費の硬直化であるとか、能率化であるとか、あなたの方の説明を見ると、簡素化だとか、ずいぶん題目は並べておられるけれども、この題目と数字とは一致しない。私はそういうふうなことを理解しているのですが、これは間違いありませんか。

○政府委員(河合三良君) お話の趣旨は、五割削減と、それから定員管理ということだと思っております。五割削減の閣議決定をいたしました昭和四十二年十二月十五日の閣議決定におきましては、五割削減を決定いたしましたとともに、第二点として、その措置に関連して、定員管理の弾力的、合理的運用をはかるため、定員規制を改めて、この総定員のみを法定し、その範囲内で各省庁ごとの定員を定めるということ。それに関連して閣議法律案を次期通常国会に提出するものとすることをございまして、総定員法の考えを基礎にいたしまして五割削減に入っておりますので、その間総定員法が成立いたしません間は、これは定員の削減を行なえないということはお話のとおりだと思います。で、ただその間におきまして、予算上の定員は、これは昨年度末の四十三年度末もこれは予算定員として押えておりますので、事実上財政の節約ということには寄与しているというふうに思います。

○山崎昇君 予算定員はあとでまたこれは聞きます。私が昭和四十四年度の予算書拾ってみると、二千四百二十五名少ない、法定定員より。この点についてはあとで私はまた人件費と定員の関係についてお聞きします。あなた方は一体それじゃ何のためにこういう法定定員というものを私どもに審議させるのですか、予算で適当に縮めるからいいではないかという理屈は成り立たないです、これはあとでやります。しかし、いすれにしても、先ほど来あなた方に申し上げているように、この出された数字だけ見ても、どうしてもつじつまが合わない。さらに私は計算をしてみると、あなたの方から出された昭和四十四年度の削減数を見ても、この削減数五千四百三十六、そ

れに地方自治法附則第八条にある三百五十二足しても五千七百八十八にしかならない。この数字でいったら、あなたの方の言う三十九年間五割という数にはなりませんよ、これは。

これもあとでもう少しまかに聞いてみたいとは思いますが、どうも政府の出してくる資料や、あなたの方の答弁だけからいくと、この総定員法というものは私納得せたいわけでも無理だ。つじつまが合わないんです。これは。定員管理、定員管理といながら、何も定員管理されていない。単に欠員操作をしたにしかすぎない。これは後ほどまた閣議をして数字を聞きますが、この程度に数字はひとつやめておきたいと思っております。午前中一応十二時半というので、次の質問に移りたいと思っております。

これは大臣にお聞きをしますが、あなたとの間対談されて、日経新聞に、その全貌が出されておるわけなんです。でも私も私はこの記事を見て、大臣は定員というものを知らないのではないだろうか、こう率直に感じます。その一つは、行政監察局から行政管理局に異動できないんだ。ただし総定員法になればこれが可能になるんだ。こういうあなたは第一に対談で述べられておる。どうして総定員法にならなきゃ行政監察局から行政管理局に異動ができないんですか。法定定員の場合であっても、各局に対する配置は、これは政令が省令かどつちかだと思っておりますが、大臣の権限でやれるはずであります。どうしてこういう人事異動ができないのか、第一に疑問がありますので、これを聞いておきたいと思っております。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 一番手近な例を引いて話しましたので、総定員法案を御決定いただかなければやれないという例としてはあるいは適切ではなかったかも知れませんが、一般的に申し上げて、各省庁内の繰越軽重を考えた定員の配置があるというふうな事情を述べたつもりであります。と申しますのは、これは毎度申し上げております役人の通弊と申しますか、セクシヨナリズム

のがんこさのゆえに、各省庁内におきましても配置転換というものが事実上非常に困難であるというところを申し上げたのであります。というのは、申すまでもないことでありますが、ある局から他の局へ、ある課から他の課へ、自分のところを身を削ってよそへ、仕事に忙しかつた定員そのものを配置がえするということの困難さというものを言わんとするくだりでございまして、法理論として不可能であるかという厳密な気持ちでは申し上げかねる、事実問題を申し上げたつもりであります。

○山崎昇君 それじゃ大臣、総定員法になったから、なぜこれが可能で、現行ならばできないのですか。現行の各局に対する定員配置は、あなたの権限でやっているのですよ。どうしてこれが総定員法になったら可能になって、現在ではできないのか、明らかにしてください。あまりにもあなた定員というものを知らないのじゃないですか。総定員法というのは今度各省別ですよ。これは、あなたの言っている例は、ここに出てくる例は各局の話ですよ。あなたのほうの行政管理局内部の話ですよ。行政監理局から行政管理局に異動できないものが、何で管理局から総理府その他に異動できますか。どうして総定員法になったらそれが可能になりますか。これは定員と関連をして私はお聞きをしています。いまのあなたの答弁では納得できません、これは。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 法律という厳密な形を基本におっしゃれば、御指摘のとおりだと思います。ただ、たとえば行政管理局におきましても、局ごとの定員を配置転換で増減するといったしますと、総理府令によりまして定員規則の改正を伴うわけでございます。これとても政府内部の問題ですからよろうと思えばできるというお説は、なかなか多年にわたる、自分のところだけを特に一生懸命に考える、考え過ぎるあまり、行政管理局内としましては、現実問題としては非常に困難だ、いわんや各省庁にわたる配置転換等、

しゅつちゅうあるわけではございませうけれども、そういうふうなこともなかなか困難である。しかし行政需要に对应して、サービスの軽重緩急を調整するという意味で国民に奉仕するということが必要である限りにおいては、現実問題ではありませうけれども、その極みを、いわば、毎度申し上げておきます。セクシヨナリズムの悪い面を、この法律を通していただくことによって、お互いがお互いの立場も考えながら、緩急軽重を理解し合いながら協力するということが、まあ一人でも少ない人数で行政サービスの低下させないようにという実際上の要望にこたえる現実効果があるであらうということをお申し上げておるのであります。概念論として、御指摘のとおり、法律で各省庁設置法でやることでございましていいのだという御批判はあり得ると思ひます。

以上、申し上げることでお答えにしたいと思ひますが、御理解をいただきたいと思ひます。

○山崎昇君 御理解をせよというほうが無理ですね。これはあなたのことがそのまゝ載っているのだと思ひます。もし総定員法のような根拠が確立されなければ、また政令でやるといふ慣習が定着しなければ、たとえば行政管理局において行政監理局から行政管理局へ配置替えをすることにも、ある程度の抵抗があるだろう。しかし、現行の各省設置法でやっておる定員配置でも、局についての配置はあなたの権限でどうにでもなるのですよ。極端に言うならば、だから私の聞きたいのは、どうして総定員法にならなければ行政監理局から行政管理局に配置がえができないのですか。あなたはあまりにも定員というものを知らないじゃないですか。これができないで、あなたに言うように、総定員法になつたら、政令で各省に定員配置できるから、行政管理局から総理府へ、あるいは場合によつては農林省へ、そういうあなた人事配置ができますか。私はできないと思ひます。それじゃ総定員法は無意味じゃないですか。さらにあなたは引き続いて言っている。大蔵省の主計官をはかに動かすことも困難だ、しか

し、総定員法ができればそれとできると、こう言っている。総定員法と人事の配置がえとは何ともそんなに密接不可分ではないです。関係がないです。総定員法とは、ほんとうに主計官をどうにかの省へやる、ほかの省の人を主計官に持つていくという人事配置が、なぜいまの設置法でできませんか。こういうふうなあなたに言っていることをずっと見ると、あまりにもあなたは定員というものを知らない。総定員法が何かの特効薬みたいな、これができたら何でもかんでもできるようなあなた錯覚になっているんじゃないか、そう思ふんです。さっきの数字といい、いまのあなたの見解といい、私はこの総定員法を撤回してもらいたいと思ひます。調べれば調べるほどこの総定員法というのはでたらめだ。さもかも国民に對しては佐藤内閣は行政改革をやっているようなふりだけして、実は何もやっておらない。そして、さらにつけ加えて言うならば、さらにあなたは重要なことを言っている。定員から手をつけるのは本末転倒だが、理屈どおりできないから総定員法にしたと言ひ、幾らえらい総理でも行政改革はできないだろう、こう言っている。これはあなたの新聞談話ですよ。

そして、国会に對しては魔々しく、総定員法だとか行政機構改革三年計画だとか、適当なことをあなたの方言つて、私どもに審議させておるけれども、提案されているあなた自身ができないということをおっしゃっているんです。私はいかにいかにいかにあなたの方の気持ちでもって、私もこの重要な総定員法というのを審議できないんです。正直な気持ちで言う。ですから私は、もうそろそろ午前中の質疑は終わるようでありませうけれども、引き続き午後も数字あるいはその他についてあなたの方にお聞きをしたいけれども、これはひとつ撤回してもらいたいと思ふんだ、この総定員法というのは、もう一ぺん閣議で検討し直してください。これは、さらにいま問題は移つておるわけですが、あなたの言つておる、どうして総定員法になればこういう人事異動ができて、

いまの設置法ならば人事異動ができないのか、もう一ぺんこの点だけあなたの見解を聞いておきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お示しの新聞記事は、大筋はそのとおりに申しました。そういまでも思つております。そのことは、先刻来舌足らずながら申し上げたつもりでありますが、御指摘の通りに、各省庁のそれぞれの設置法である姿では非常に困難なのに、総定員法を御決定いただいたて、政令で各省庁の定員を定めるというお許しをいただければうまいんだというところを、そのとおりの気持ちで話したわけでありまして、それはさっきも触れましたように、何も国会でいろいろ各省庁ごとに御審議願うことがめんどろくさいとかなんとかということじゃありません。

これは政府内部の責任課題と思ひますけれども、実際問題として、各省庁内の定員の配置がえ、有無相通じながらの配置転換などというところが、不可能に近いという現実を踏まえて申し上げており、かつまた御提案申し上げた趣旨もそのことに重点を置いて、実際問題として国会でも御理解を願つてお通し願ひたい、こういうことでございします。

さらにさかのほれば、衆参両院の超党派の意思御決定をいただいております。附帯決議の趣旨にも沿うやり方としては、これしかあるまい。さらにまた、臨調の答申にも触れておりますように、出血整理をしないで配置転換で合理化し、簡素化し、行政サービスを落とさないでしっかりとやりやれ、また、それにふさわしい適当な制度を考えて実施していけるという趣旨の答申もあつた。いましておる。そのこともまた、増減員、増は可能ですが、減員なども、減員などということとは不可能に近い。各省庁設置法そのものは、各省庁みずからの法律であるといううかたくなな考えがあるからだと思ひますけれども、そんなに思わないういじやないかと云えぬことはございせんが、何さま百年近い陋習と申しますか、セクシヨナリズムのいい面もあると思ひますけれども、一番悪い面が、自分のと

ころに関する限りは、増員ならば賛成するけれども、減員などというものは絶対反対ならぬということでも固まっておる。そのしこりをほぐす意味においても、各省庁相互間でも、各省庁内でも、定員というのは仕事本位に、国民のための仕事本位にものを考えて、がんばって、一人でもよそにやらないのだという考えを是正する、そういう気持ちで、この法律を御決定していただくことによって、公務員諸君の頭の中に、そういう解きほぐすような効果を期待すると、露骨に申せばそういうところを重点を置いて御提案を申し上げておる次第でありまして、繰り返して申し上げますが、形式論と申しますか、純粹の法律論だけから御指摘になりますれば、何もこの総定員法というものは通さぬでもないじゃないかというふうなお気持ちもあり得ると思います。思いますが、現実問題があまりにも病膏盲に入っておりますがゆえに、それを解きほぐす効果をひとつ発揮していただきたい、かような考えでございますが、撤回したらどうかというお話しもございましたが、ひとつぜひ通していただきたいことを重ね重ねお願い申し上げてお答えにいたします。

○山崎昇君 答えにも何もならないです、あなたの言っていることはね。私は法律論一点張りで言っているのじゃない。あなたが新聞記者会見をして堂々と述べられておるから、そのあなたの述べられておることを見るとね、あなたは定員と定員というものをあまりにも知らないのではないのか。いまの各省設置法で定員をきめたとしても、局内の定員は大臣の権限ですから、あなたが適当にきめればいいわけですよ。そういういま現状であつても、あなたのこの文からいえば、行政監察局から行政管理局に人を動かすのもできないと、こう言う。総定員法ならばできると、こう言うから、なぜできるのですかというのを聞いています。省の主計官の話を出しておるから、どうして大蔵省の主計官にはかの人を人事交流ができないのですかと、総定員法になったら、なぜこれができるのですかと。時間をいから重ねて言いますが、さらにあなたにはですね—それは政治家ですからいろいろなことを言うでしょう。私もそれを一々あなたに詰めるわけではありませんが、しかしあまりにもあなたの言っていることはひどい。なぜならば、「聖徳太子のような明察の人が総理大臣ならうまくいくかも知れないが、十人十色の人間どもが小田原評定を重ねながらやっているのだから水きわ立った行政改革は事実問題としてはできないと言ったほうが正直」だと、あなた行政改革できないと言ったほうが正直だと言いながら、国民に対しては、佐藤内閣は行政改革の推進というものが三大政策の一つみだになつておる。そうして去年はしやにむに一省一局削減という法案を出した。あの効果、何かありましたか。何もないではないですか。残った局長が一等級から指定職俸給になつただけ、矛盾だらけではないですか。さらにけさほど来ですね。私が数字で見るといふと、このあなたの提案しておるこの数字というのは、どうも納得できない。欠員操作をしているというこ

とだけは認めるけれども、定員管理などというものはない。こういうものを出してきて、あくまでもあなたの方は、あたかも行政機構改革三カ年計画の一環だなんていう言い方は、私はどうしても納得できないものがあるから、あなたのこの新聞記者会見についていまお尋ねしているわけですが、しかし、いまちやうど十二時半だから休憩にしてみらうて、その間あなた方も少し検討してもらいたいと思うし、私はさらに別な角度から午後質疑を続けたいと思う。それを保留して、午前中の質疑を終わっておきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 休憩中にむろん数字等のことは明確にお答えできるように準備いたしたいと思ひます。

なお、新聞記事を御指摘ですけれども、たとえ話としては、お説き上げになつたように、いまでも思っていることはいま申し上げましたが、定員の配置がえが困難であるという意味でございます。主計官でも行政管理局にもつたほうがよりベターなサービスができようだという場合の具体人の入れかえ等は、むろん御指摘のように、いまのままでできます。ただ、定員を削減するということにおいては、省庁内におきましてもなかなか抵抗があつて困難だということを申し上げておるのでございますので、定員とは何ぞやということも一応知つておるつもりではございますが、知つていながら、なおかつ佐藤内閣の言う行政改革を、あるいは臨調の答申の線に沿つて行政改革をやろうとならば、いま申し上げた一点が特にありとあらゆる場合に足を引っばる作用をいたしますから非常に困難だ、その困難性を、この定員法をお通ししたくことによつて、セクシ・ナリズムの悪い面のかたくなさを打ち砕いてもらいたい、それを通じまして御期待にこたえるような行政改革等にもさらに一歩を踏み出すことができるであらう、その期待しておるということを申し上げることを、くどいようでありますけれども、申し上げさせていただきます。

○委員長(八田一朗君) 本案に対する午前中の審査はこの程度にいたします。

午後二時まで休憩いたします。

午後三時三十一分休憩

午後二時三十一分再開

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

行政機関の職員の定員に関する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○山崎昇君 それぞれ忙しい大臣でございますが、総理府、人事院、行政管理局に、三者に関係する問題から先にお聞きをしたいと思います。

その第一は、定員外職員についてお伺いしておきたいと思ひます。そこで昭和三十七年度で定員外の問題については一応定員化をされて、い

ないことになつてゐるわけなんです。この三十七年度に定員化する際に、定員問題協議会というものがつくれたわけなんです。定員問題協議会というのは現在も存続しているのか、あるいはなくなつたのか、その点からお聞きをしたいと思います。

○政府委員(河合三良君) 現在はいりません。

○山崎昇君 そうすると、定員問題協議会というのは、これはいつなくなつて、その後これにかわるべき何かの機関があるのか、ないのか。ないとすれば、定員外問題というのは行政管理局だけで取り扱いをやっているのか、お聞きをしておきたい。

○政府委員(河合三良君) 定員問題協議会は三十六年に廃止になりまして、そのまゝの状態になつております。なお定員外問題につきましては、それぞれの所掌に應じまして、その問題を扱うという考え方でございます。

○山崎昇君 行政管理局長官にお伺いしますが、定員外職員はいないことに一応なつておると私どもも聞いておるんですが、総理府から出された資料によると十九万人おる。内容はあとでお聞きをしますが、こういう現実について、行政管理局はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) いわゆる定員外職員を置くことができるという制度のもとに定員外の職員がおるといふことでございまして、申し上げるまでもございせんが、現在の法律上の定員、さらにまた実質を同じくしますこの法案を御決定いただいたあとの政令定員という中に入つてこない。本来臨時的に必要である仕事に従事させるために臨時職員なるものがあると理解しておりますが、したがつていま政府委員から申し上げましたように、各省庁それぞれ自身の考え方によつて、その定員外職員を置くか、置かないかということが決定されていく、そういうふうな理解いたしております。

○山崎昇君 いま大臣から制度上置けるようになっておるから置いているんだというんですが、

その制度上とはどういふものですか。

○政府委員(河合三良君) 国家公務員法の規定によります。

○山崎昇君 木で鼻をくくったような答弁なんだが、国家公務員法の何条ですか。

○政府委員(河合三良君) 公務員法を受けております給与法の二十二条によります。

○山崎昇君 給与法の二十二条というのは給与の支払いであって、一定定員外職員が存在するものは何に根拠を置いて存在しますか。さっきは国家公務員法によるという答弁だから何条だとお聞きをしておる。国家公務員法の何条ですか。

○政府委員(河合三良君) 公務員法の二条と、一般職に属するものと考えておりますが、各省庁の予算措置によりましてこれを雇用することになっております。

○山崎昇君 公務員法の二条のどこにそんなことが書いてあります。一般職と特別職の区別は二条にありますけれども、予算で採用してよろしいなんてどこに書いてあります。定員外職員の存在する根拠を示してもらいたい。国家公務員法だとあなたのほうで答弁するから、どこだと聞いておるのです。何条ですか、定員外職員の存在といるのは。

○政府委員(河合三良君) 国家公務員法に定員外職員が存在を規定していると申しましたのは私の言い間違いでございます。一般職は、これは第二條によります。国家公務員を一般職と特別職に分かつという規定でございますが、非常勤職員につきましては、国家の行政機関が雇います場合には、これは予算によりまして、非常勤職員としてこれを雇用するというところでございます。

○山崎昇君 第二條、私ここに持っています、第二條のどこに書いてあります。ただ、左の特別職に属するもの以外は一般職というだけであって、これによって予算上定員外職員を採用してよろしいなんてどこに書いてあります。だから私は任用上の根拠を示してもらいたいということを言っているのです。

○政府委員(河合三良君) 国の行政機関が業務を行ないます際に、必要に応じて非常勤職員を雇用いたしておりますが、これを受けて、国家公務員法のどこに分類するかといふときに、国家公務員法の二条の六項によってこれを受けているわけでございます。

○山崎昇君 第二條の六項からどうしてそういう結論が出ますか。

○政府委員(河合三良君) これは給与の支払いの形でございまして、先ほど申しましたように、国が業務の必要上非常勤職員を雇いました場合には、この規定に基づいて給与を支払うという意味でございます。

○山崎昇君 だから、雇い入れるのに何に基づいて雇うのですかと聞いている、私は雇ったものについて一般職か特別職かというのはこの二条でございまして、特別職以外のもは一般職だ、そしてそれ以外のものに給与を支払うのかぬというのがこの六項です。しかし定員外職員を雇うてよろしいという、こういう根拠ですという根拠を示してもらいたい。どこにありますか。

○政府委員(河合三良君) 各省庁の所管大臣の責任におきまして、予算上これを雇っているわけでございます。

○山崎昇君 予算上雇うと言って、それじゃ国家公務員法で言っておる競争試験とか、一体そういうものはどうなつてきますか。あなたが簡単に、予算があれば、各省庁の責任者はかつてに定員外職員を雇うていいのですか。私は何かの根拠がなきゃならないのじゃないかと思うのです。だから、これからもうと具体的に言います。私、こればかりやっていますと、とても時間がたちますから、私の考えに間違いがあったら指摘してください。

定員外職員というものは、私はおおむね三つの種類に分かれます。一つは、国家公務員法六十条にいう臨時任用職員だと思ふ。二つ目は、あなたのほうの資料によると、常勤の非常勤、そうして非常勤と、こう二つに分か

れているが、この非常勤職員の採用については根拠規定がない。単に人事院規則八一四に二、二条あるだけである。その他というのは、私がおむね分けてパートの意味をさしているわけですが、大きく分ければ、私はそうなると思う。

そこで重ねてお伺いしますが、この出されておる十九万二千七百四十三名という定員外職員は、これは六十条にいう臨時任用職員ですか、それとも全部これは俗にいう非常勤ですか。

○政府委員(栗山麻平君) ただいまお話しのございました行政管理局から出ております十九万幾らの調査でございまして、これは総理府の人事局で非常勤の者だけを、もちろんここに書いてございまして五現業を除いておりますが、非現業の非常勤を調べたものでございまして。

○山崎昇君 そこで人事院総裁にお伺いします。この非常勤職員というのは、いま私は指摘したつもりですけれども、これは根拠法を教えてもらいたい。これを採用する根拠について教えてもらいたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 大体先ほど来お答えがございましたように、積極的に非常勤職員を置くことができるという、その採用はどういうふうにしてやるという趣旨の法律の条文は、私はないと思ひます。ただ、その存在を前提にして、それに対してどういう給与上の扱いをするかというようなことが、これも先ほどお話ししました一般職の給与法の二十二条でそういうものを書いてあります、そういうものの存在を前提とした条文はあります、こういうことでございます。

○山崎昇君 根拠法はない。しかし現実には存在をしておる。その内容は十九万に及ぶ。そうしてこれをこまかに見ると、たとえば委員、顧問、参事等の職員を除いても、一般職と思われる定員外職員というのは十五万人おる。これは、いらないはずの職員なんだが、現実には存在する。採用する根拠法はない。ただ採用されているから多少給与は支払っている。いわば幽霊職員みたいな感じがうなつておる。法的にいえば。

そこで重ねてお聞きをしたいのですけれども、この非常勤職員の中に常勤の非常勤というのがある。これは一体どういふ存在なのか。これも根拠を明らかにしていただきたい。

○政府委員(栗山麻平君) 現在は常勤の非常勤といふことではないのでございまして、われわれの調査で、いまおっしゃいましたような意味の場合には、こういう規定をいたしております。規定といふことは、こういう調査といふことでお願い申し上げますが、日々雇入れられる職員というところで、つまり一日につき八時間をこえない範囲内において勤務する職員、こういうことで、そういう意味の勤務する職員を出していただいております。その中で常勤職員に準じた勤務態度で、勤務した日が二十日以上ある、そういう方が引き続き六カ月以上ある職員と、こういう方々——もちろんこの表はこれのみではございせん。およそ非常勤を出していただきたいということを出しておりますが、いまおっしゃいましたような意味は、おそらくここで申し上げましたの意味だろと思ひます。

○山崎昇君 それじゃ重ねてお伺いしますが、非常勤という定義はどういふものですか。これは職そのものが常勤的でないという意味なのか。いまあなたの説明からいけば、勤務の様子が常勤に準じておるものについていうんだと、こういうんですね。あるいはその他なのか、この非常勤という定義について明確にしてください。

○政府委員(栗山麻平君) われわれの、いまこへ申し上げました調査している調査のことで申し上げますと、要するに非常に簡単に申し上げれば、常勤ではない、これはそれだから非常勤といっているわけでございますが、その中で先ほど申し上げました、準ずるような態様のもの、それ以外のものという大きな分けて調査をわれわれのほうでいたしているわけでございます。

あなたのほうから出された数字があるわけですから、その数字の内容についてはあとでお伺いします。いま私の聞いているのは、非常勤というものについては法的根拠がない、しかし存在をするから給与は払ってありますという人事院總裁の答弁だから、一体非常勤というのはどういふものなのか、われわれがこれに理屈をつけるわけにいきませんから、あなた方に非常勤という定義を示してもらいたい、こういうふうな質問をしているのです。内容はあらためて私のほうから質問をいたします。ですから非常勤というものはどういふことですか。私は、そのついでに職務が、これは臨時のものではない。しかしついでに職務が非常勤という意味は、勤務の態様が常勤と違う、あるいは準じているから常勤の非常勤といふのか、勤務の態様でできるのか、職そのものでできるのか、あるいは職と態様、両方でできるのか、その他なのか、私の考えられるのはそれぐらいですが、いずれなのか、この非常勤の定義について明確にしたいと思う。そうでないといふと、十九万も非常勤あります、非常勤おられます、あなた方は資料を出す。もう一方で、二千三百三十五名の常勤職員給与なんていうものも出てくる。どうしてこういうものが出てくるか、私にはわからぬから、非常勤という定義を明確にしてください。そのあとに私はこの数字についても質問をいたします。

○政府委員(岡田勝二君) 非常勤職員の定義というところになります、非常勤官職に充てられる職員で、これも日々雇い、または一週間の勤務時間が普通の職員の四分の三以内で勤務することになっておる職員、こういうことになると思います。

○山崎昇君 そこでお尋ねしたいのですが、非常勤職員の定義についてはまだ不明確です。もう一ぺんあとで聞きますが、そうすると非常勤職員の中に、この総理府の資料を見ますというところ、第四十三表、「常勤職員給与支弁職員(常勤勤務者)数調」、昭和三十八年度から四十四年度までずっとあがってきまして、二千三百三十五名というのがある。いまの非常勤の定義からいくというと、この二千三百三十五名というのはいくつ存在になりますか。これを除いた約十九万九千名近い非常勤というのは、それではどういう態様になるのか、明らかにしてもらいたい。

○政府委員(河合三良君) 常勤職員給与からその給与を支弁されている職員というふうに理解いたしております。

○山崎昇君 それではこのあなたの答弁の常勤職員給与というものは、これはどういふものですか。これはそうすると、なぜ一般の職員給与から支給できないのですか。これはどういふ区別がある、違いがあるのですか。

○政府委員(河合三良君) 国家行政組織法附則の第三項にござりますが、「昭和三十六年四月一日において、現に二月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち常勤の職員は、当分の間、国家行政組織法第十九条第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項の規定に基づいて定められる定員の外に置くことができる。」という規定に基づいております。

○山崎昇君 そうするといまの二千三百三十五名というものは、いつまでこのまま存在するわけですか。これは総定員法ができて、定員外として存在するのですか。あるいはそうでないのですか。定員内に入れるという意味ですか、重ねて聞いておきます。

○政府委員(河合三良君) ただいまのお話のように、総定員法ができました際の定員の外に置くというところでござります。

○山崎昇君 そうすると、これは定員外ですか、どういふことになりますか、総定員法との関係は。

○政府委員(河合三良君) 定員外でござります。○山崎昇君 そうすると私は納得できない。最高限度五十万六千五百七十一名ときめておいて、二千三百三十五名の定員外職員が存在するということになる、総定員法の最高限度というのはいくつある意味になりますか。

○政府委員(河合三良君) 総定員法に言っておりますが、これは各行政機関の所掌事務を遂行するために、恒常的に置く必要がある職員に充てらるべき常勤の職員(定員)というふうに申し上げておりました、この常勤勤務者は、この恒常的に置く必要がある職員というふうに充てらるべき常勤の職員ではないというふうに考えております。

○山崎昇君 そうすると、昭和三十八年から今日まで六年間このものが存在をして仕事をしている、ついでに職務は、これはそうするとどういふことになりますか。恒常的ではない、どういふことになりますか。さらに総定員法ができてから、これがそのまま存在するというのなら、その人の行なっている職務というのは、これも恒常的ではない。そうすると恒常的というのはいくつものことになってきますか。

○政府委員(河合三良君) 主としてこの常勤勤務者給与によりまして雇用されております職員は、その本人限りの職というふうに考えております。

○山崎昇君 あとでだんだんあなたいろいろなことを言っていると、その者限りの職なんというものは行政機構の中にあつた存在しますか。それじゃ職員を雇ってから、その人がおるために職務をつくるというやり方をされるのかどうかということにもなります。あまりあなた苦しまぎれにいいかげんなことを言っていると、つじつまが合わないことになるけれどもね。それはあとで私はまた聞きますが、いま人事院總裁も総務長官もおいでになつておりますから、別な角度で聞いていきたいと思う。

この非常勤については定義がないけれども、十九万人実存在する、こういうことになっているわけですから、そこで、いま非常勤の定義を聞いたところからあまり明確な定義ではない。根拠法規もない。こういう状態になっているわけですから、そこが、私も地方へ行つて調べてみるというところ、この非常勤については大きく分けて二つになっておいて、一つは六カ月未満で採用されているものがある。あるいはパートについては二カ月以内のものもある、十日以内のものもあります。しかし、あなたがいま述べられた常勤の非常勤、あるいは常勤勤務者、あるいは常勤職員給与費から支払われているものについてはどういふ態様になつてない。いま北海道開発庁長官がいらないから、たいへん残念でありますけれども、北海道の場合を見ると、そういうものが二千九十八名存在する。そうして、やり方は、四月の二日に採用して三月三十一日に切る。また四月の二日に採用して三月三十一日に切つておる。一日だけ遊ばしておる。これが三十八年以降今日の任用形態です。それじゃ四月の二日に採用して三月三十一日に切らねばならぬという根拠がどこにあるのか、これも聞きをしてください。私の推定では、おそらく国家公務員法の六十条の臨時任用規定を準用してどういふやり方をやっているのではないかと推定するが、それに間違いがあれば間違いと云つてはいいし、常勤の非常勤と称される職員については別な根拠法規があつてどういふ任用形態をとるというなら、それを示してもらいたい。もし、それがないというならば、何によつてどういふ任用形態をとるのか、どうも私にはわからぬ。この辺を明確にしたいと思う。

○政府委員(岡田勝二君) 常勤勤務者、いわゆる常勤、これは話はいへん古くなりますが、昭和二十五年当時、非常に長い間非常勤職員でおった者があつたわけでございます。そういう状況にかんがみまして、常勤勤務者というものをつくつたわけでございます。それ以後、それに対して支払う給与は常勤職員給与という名前です予算措置がなされるというところで長い間経過してまいりました。が、御承知の三十二年ごろから七年ごろにかけましての定員化がございました。その際にいろいろたものをかなり定員化したしまして、それでもつて定員化は一応終わつたという閣議決定が三十六年あるいは三十七年になされたわけでありまして、その際に、若干常勤勤務者で定員化されなかつたものも残つたわけでございますが、そのものにつづきましては、その人が在職する限り、つまりいわゆる一代限りと申しますか、は常勤勤務者

し、あなたがいま述べられた常勤の非常勤、あるいは常勤勤務者、あるいは常勤職員給与費から支払われているものについてはどういふ態様になつてない。いま北海道開発庁長官がいらないから、たいへん残念でありますけれども、北海道の場合を見ると、そういうものが二千九十八名存在する。そうして、やり方は、四月の二日に採用して三月三十一日に切る。また四月の二日に採用して三月三十一日に切つておる。一日だけ遊ばしておる。これが三十八年以降今日の任用形態です。それじゃ四月の二日に採用して三月三十一日に切らねばならぬという根拠がどこにあるのか、これも聞きをしてください。私の推定では、おそらく国家公務員法の六十条の臨時任用規定を準用してどういふやり方をやっているのではないかと推定するが、それに間違いがあれば間違いと云つてはいいし、常勤の非常勤と称される職員については別な根拠法規があつてどういふ任用形態をとるというなら、それを示してもらいたい。もし、それがないというならば、何によつてどういふ任用形態をとるのか、どうも私にはわからぬ。この辺を明確にしたいと思う。

○政府委員(岡田勝二君) 常勤勤務者、いわゆる常勤、これは話はいへん古くなりますが、昭和二十五年当時、非常に長い間非常勤職員でおった者があつたわけでございます。そういう状況にかんがみまして、常勤勤務者というものをつくつたわけでございます。それ以後、それに対して支払う給与は常勤職員給与という名前です予算措置がなされるというところで長い間経過してまいりました。が、御承知の三十二年ごろから七年ごろにかけましての定員化がございました。その際にいろいろたものをかなり定員化したしまして、それでもつて定員化は一応終わつたという閣議決定が三十六年あるいは三十七年になされたわけでありまして、その際に、若干常勤勤務者で定員化されなかつたものも残つたわけでございますが、そのものにつづきましては、その人が在職する限り、つまりいわゆる一代限りと申しますか、は常勤勤務者

として存在するといいますが、勤務するということと認めるということになったのが、先ほど行政管理局長が御指摘になりました行政組織法の何条でしたか、あの条文にあらわれてきておるわけでございます。

○山崎昇君 経過は私も知っております。ところが、どうしてもまだ私がふしぎなのは、総理府で出される資料を見ると、たとえば、北海道の開発行は三百二十二名だ、この間社会労働委員会が開いたら二千九十八名だという。そうすると、千七百名という存在が、これもまああなたの言う常勤勤務者という名前が支払われておる。そうして、こういう者の任用形態というのは、いま申し上げたとおり、四月二日に採用して三月三十一日で切る。毎年退職金を払っている。それじゃ、その者がおる限り採用するというならば、なぜ四月二日に採用して三月三十一日で切るとするのか、なぜ四月一日だけ遊ばせるのか。そうして、その者は、一応形の上では三月三十一日、退職でありますから、切れたかっこうになる。ところが、それがずっと今日まで六年も七年も続いている。さらに、お聞きをすれば、総定員法ができて定員外としてこれが残るといふ。これをどういふふうにとらえて理解をしたらいいのか。どうしてものつづきが合わない。そうして、だんだんお聞きをすれば、採用する根拠がないというのです。ところが、根拠がないのに、人事院規則八一四を見ても非常勤職員等の任用に関する特例というのがある。こういう特例の規則はあるけれども、本則がないのです。これは、そうして、こういう人がいなければ現実には仕事は遂行できない。もしも総理府で言うこの十九万の人の首をいまい切つたら、行政が動くのか、とまるのか。そういうことを考えると、法制的にもこれはかなり不備がある。そうして取り扱いについても納得できない。さらに私も調べてみると、一般職という規定のしかたをして、服務その他取り締まるというふうなことに全面的に適用されている、公務員法については、しかし、給与面になつてくる

とこれがはずされてしまふ。そうして、予算の範囲内でやるとか何とかというこぼれによって差別待遇を受ける。やっている仕事は常勤の人と何にも変わりはない。こういうものを許しているのかどうか、私は人事行政をなさる総務長官からこれは聞きたい。さらにこういうものをどうされようとするのか、あわせて総務長官から聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(床次徳二君) ただいまお尋ねの特殊な臨時職員であります。こういう職員は今後とも存置しない方針で臨んでおるのであります。定員としては考えないというが、あくまで臨時職員という形で存続すべきものは存続させるという方針でございます。

○山崎昇君 総務長官、あなたはちょっとごつちやにしていて。いま臨時職員ということを使われたが、これも正式にはない。それで、あなたの頭の中にあるのは公務員法の六十条にいう臨時の任用でないかと私は思ひます。これは私の想像ですよ。そうすると、もし総務長官の言われる六十条の臨時の任用だとすれば、採用する条件といふものは三つしかない。それ以外は六十条による臨時の任用といふものはできない。これはどうされるのですか。

○国務大臣(床次徳二君) ただいま私臨時職員と申し上げましたのですが、これは非常勤の常勤的なものについての話だと思ひますが、こういうものにつきますは漸次なくしていく方針でもって今日まで指導しておる次第でございます。

○山崎昇君 いや、総務長官、なくしていくように指導するといふけれども、だんだんふえておるのです。三十七年に一応定数化して、そうして多少の者は残つた。それがいま私のほうから指摘をした二千三百三十五名という常勤職員給与費から払う者が、ところがあなたのほうから始まつた資料を見ると、事務補助職員から始まつて技術補助職員、技能職員、事務職員、医療職員、教育職員、専門職員、統計調査職員、観測監視等職員等々、種類別にここに分けてあります。そして

これを全部足すといふと十九万二千七百四十三名になつております。私はこのように、いま申し上げたように、委員、顧問、参事といふのが三万九千二百七十名といふから、約四万、これを除いても十五万といふのはあつたといふと、技能職員、事務職員、医療職員、教育職員、専門職員、統計調査職員あるいは観測監視等職員、いずれも内容的に、この書類からだけ見ても、これは臨時で、きょうあつてあつたといふ職ではない。あるいは二月月ばかりあつて、なくなつてい

いかという職ではない、これは、こういうものにあなた方つけておるじゃないですか。私は北海道だから、特に開発庁の職員を知つておるから言うのですが、たとえば開発庁の職員で一番多いのは何かというところブルドーザーの運転手である。これは臨時の職ではないですよ。本人がいなくなつたらブルドーザーだけあつて仕事はなくなるというものではない。そういうものに、北海道の開発局から聞けば二千九十八名といふ。それは毎日働いている、一般職員と同様に、そのほかに約五千名近い定員外職員といふのがおるのです。私は人事管理上からいっても、あなたは、これからなくするように指導しますと言つたつて、十九万名どうやって切りますか、行政とまゐりますよ。こういうものについて一体どうされるのか。

さらに私は人事院総裁にも聞いておきたい。人事機関として、こういう存在をあなた方黙つて見ているのかどうか。法制的に不備だといふならば、法制を改める必要があるのじゃないか。運用上誤まりがあるならば、指摘をする必要があるのじゃないか。特に国家公務員法二十二条、二十三条を見れば、人事院の任務といふものがきまつておる。二十二条では「人事行政の改善に關し、閣僚大臣その他の機関の長に勧告すること」ができる。よになつておる。二十三条を見れば、「法令の制定又は改廃に關し意見があるときは、その意見を国会及び内閣に同時に申し出なければならぬ」となつておる。いまお聞きをすれば、根拠法規についてもないし、取り扱いについてもきつめ

て不明確である。そして表だけは数字としてあがつて出てくる。私は人事院も怠慢だと思ひ、総理府も怠慢だと思ひ。行政管理局も私は怠慢だと思ひます。そしてこういう職員については、第二条によつて一般職だと規定をして、服務その他については厳格にされる。しかし給与については、同じ一般職でありながら、一部規定の排除が行なわれて、予算の範囲内で適当に扱われておる。こういうことを私は放置をするといふことは許されたいと思ひます。

だから私は総定員法に反対でありますけれども、今回のような最高限度といふ、定員シーリングナンバー方式といふものをとるならば、当然こういうものを分析して、そうしてこういうものについて最高限度の数字の中に入れるべきじゃないですか、定数の中に。一べんに措置ができないというならば、毎年の予算措置で、計画的に本年度は予算的にこれくらいは常勤にするとか、これは定数化するとか、こういうことがはかられて私はしかるべきだと思ひます。ところがそういうことが一つもない。そして私は、けさほどから数字についても申し上げましたけれども、定員の管理ではなしに欠員の操作だけでやられておる。定員は何も減つてないで、昭和四十二年末の定員がそのまま法定定員になつてきておる。こういうやり方で、あなたはこの法定定員法がまるで神さまか特効薬みたいな言い方で新聞に発表されるということについて、どうしても私は納得できないのです。これは、ですから、この臨時職員あるいは定員外の職員の問題については、去年から私は指摘をして、前の行政管理局の長官は思ひ切つて計画的にやつてみたいと私に答へた。それ以来は一年になるけれども、何にもこれは計画されてない。そういう点について、私は行政管理局の責任もたいへんである。また法制的に放置しておる人事院総裁も私はたいへん責任だと思ひます。どうされるのか、計画的にやられるのか、全部これはあなたの言うようになくするのか、明確にし

てもらいたいし、それからここにいう常勤労働者と名前のつくこれらの諸君について、これらを一体どうされるのか、これも全然減つていません。この点についても明確にひとつ三大臣から答弁を願いたい。

○政府委員(栗山廣平君) ちよつとその前に、ちよつと先生に表のことを簡単に申し上げますが、先ほどおっしゃいますその十九万二千幾らのこの人数の中には、先ほどからお話の出したたいわゆる常勤——常勤労働者はこの中には含まれておりませんから、それをはつきりいたしておきます。

それからもう一つ、先生は、たとえばこの十九万幾らの中で、委員、顧問、参事という表がうしろから二番目のところにごさいます、これを除いた数でいろいろおっしゃっておりますけれども、これはわれわれは詳しく一つ一つ調べておるわけじゃございませんが、おんなじな数字について念のために各省に聞いてみましたところ、たとえば医療職員というのをごさいますけれども、この医療職員は、これは御承知のように、大体各省における診療所のパートタイムのお医者さんでございます。その次に教育職員というのが膨大な数でございます。これは大半が国立大学の非常勤の講師でございます。それからなお、統計調査というのが四万幾らでございますが、これもほとんどが農林水産あるいは通産関係のパートの統計調査員の方でございます。それからなお、その他というので、一番大きな五万五千幾らとなっておりますが、その中で法務省の四万七千、これは全体保護司、御承知のような保護司でございます。なお労働省にも七千幾らその他でございますが、これは労働保護監督に置かれるもので、主として婦人少年室補助員がおんなじな数といったようなところでございます。

○山崎昇君 いま三大臣から答弁求めるのですがね、いまあなたの内容がある程度私も承知しているのです。そんならこの数字でいけば、カッコ書きの数字がございすね、七千四百三十六、カッコ

書きの数字がある。このカッコ書きの数字は説明していただく、「日々雇入れられた職員(一日につき八時間をこえない範囲内において勤務する職員)」であつて、常勤職員に準じた勤務態様の勤務した「者」をいうという、これが七千四百三十六名、さらに昭和三十一年のときに常勤労働者として残された二千三百三十五名がいる。合せて約一万人、これはあなたが調査した数字である。しかし各省別に調査をする、はるかにこれをオーバースする。そういうのは一体どういうふうに理解すればいいのか。

その前に、これは数字のことですから重ねてお伺いしますが、三大臣からこういう定員外の職員をどうされようというのですか、なぜこういうふうな放置をするのか、この点についてしつかりした私は返事をもらいたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私自身はどうも少し不勉強でございまして、いろいろ質疑応答を通じていろいろなことを教えていただいたことを感謝申し上げますが、基本的な態度と申しますか、考へ方、前長官も申し上げたようでありますけれども、常勤労働者として受けたとめられねばならぬもの、漸次事情の許す限り減らしていく、減らすように努力する、これは当然なことであらうかと思ひます。ただ、あまり詳しく知らぬでいろいろなことを申し上げてはおそれ入りますが、沿革的なものがだいぶん陰にひそんでおるのになかろうかとも想像をいたします。行政組織法それ自体も、だいぶん前にできたものであります。いま御指摘のような課題を十分に消化し尽くして、常勤の非常勤などという変則的な状態を、定義を明確にした制度づけたらすることに十分でなかつたのじゃないかという点も示唆されたように思ひます。行管庁のみならず、総務長官ないしは人事院総裁とも御相談していただければ、明確なことはお答えできないように思ひますけれども、抽象的な御指摘のよう、当然常勤に引き直すべきじゃないかと断定できるようなものををはつきりさせて、そういうもののはでき

る限りすみやかになくしていくという心がまえで臨むべきじゃないかと思ひます。

○北村暢君 なくするというのはどつちにするのです。定員の中に入れるのか、それとも首を切るのか。なくするというのはどういうことか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほど来、本人限りというふうなお答えをいたしました。理論的にはそういうことはあり得ないと思ひますが、理論だけとしては、ただ、沿革的にはそういうものがあつたのだらうと推察するにやぶさかじゃございせん。総定員法を御決定いただいた後の政令定員の中には当然入つてきませんけれども、並行的に、先ほど申し上げましたような考え方に立つて、不合理を是正していくという努力は当然しなければならぬと心得ております。

○国務大臣(床次徳二君) 人事の管理の立場から見まして、先ほどから申し上げましたが、かつて非常勤職員を定員化した時代があるので、一応整理ができたと思つて、その後でできるだけ正式常勤職員は定員として扱う措置をとつておいたわけでありまして、したがつて、先ほど非常勤の職員はだんだん減らして、その意味において非常勤の職員はだんだん減らしていくという事は申し上げましたが、今後ともさうな意味の常勤的な非常勤というものをふやさないよう努力したいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どもの立場から申しますと、かりに完全に常勤的なものがあるからといって、それにあわせて制度をまたこまかく持つていくということは実は逆行だと思ひます。すなわち非常勤はあくまで非常勤の典型的なものをとらえて制度を考えていくということになります。それから逸脱した常勤的なものがある場合には、両大臣からはつきりお答えがありましたように、これも整理していく、それが要点だらうと思ひます。またその方向に努力をしてまいりたいと思ひます。

○山崎昇君 人事院総裁、あなたの言っているのはどつちにとつたらいいかわかりませんが、整理

するというのは、私はこの公務員法ができてからすでに二十年たつた今日、実態とかなり合わない部分が出てきているのじゃないか。特に職員の任用、こういうものについてかなり実態的には規定というものが古くなって合わない。たとえば先ほど来私が指摘しているように、定員外職員を臨時任用、職員の規定を準用したようなやつで現実に行なわれておる。それでなければ私はどうしてかわからないわけですね。なぜそれじゃ四月二日に採用して、三月三十一日に首を切つて、これを七年も八年も続けなければならぬのか。どうして四月一日に採用して三月三十一日まで採用して——そのまゝ目次の更新になるかどうかは別として、任用期間の更新をしなければいけない。なぜ毎年退職金を払わなければいけないのか。それは私も現地に引つて聞けば、国家公務員法の六十条があつて六月以内の採用になつていて、一回しか更新ができない。だから、この規定がある限り、こういう方法しかとれない、こういう現地の主張があり、現実にはさういふやつで北海道の開発の場合には二千九十八名という職員がおるのです、これは現実には、ですから、私は人事院総裁の言ひの通りにはどうも納得できない。そういう点、改めるなら、当然パートタイムで使う非常勤職員というものの存在を許すなら許すという規定にしたらいいじゃないですか。そうでない者が存在するなら、それをまた存在できるように規定に改めるべきではないですか。そのために、二十二条なり二十三条で人事院の任務というものを法定で義務づけておる。そういうことを放置をして、どつちだかわからぬような答弁をされるということは私はまことに心外である。もう少し人事院は、職員の保護というならば職員の保障になるような形で私はものごとを考えてもらいたい。法の運営からそうしてもらいたいと思ひます。そして、私はこれは北海道開発局の規程でありますけれども、これを見ると、北海道開発局非常勤職員規程というのがある。ここに何と書いてあるかというと、「常時勤務を要しない官職

にあるものであつて、単純な肉体的又は機械的職務に従事する日雇い入れられる職員」と、こうなつておるのだが、現実には一年ずつ採用されておる。そうして一番長い者は十年くらいたつてゐるのですね。こういうことを、私どもは法制的に不備ならばやはり直すべきじゃないか、こう思うのです。

それから、行政管理庁長官は、北村さんからいま話が出ましたように、一体、整理するというのだが、これは定数内に繰り入れてこういう存在をなくしていくというのか、三十七年度のような措置をとるといふのか、あるいはこういうものの存在している場合、どうも野党の委員に言われてぐあいが悪いから首を切つてしまふというのか、この辺を明確にしてみたい。私はさつとも申し上げたが、総定員法というやり方には反対だけれども、どうしても政府がこういう制度をとるといふなら、これは定員の最高限度をきめるといふのは言うのだ。これはあとでこの最高限度というのを聞きたいのだが、それならばこういう職員の内容分析をして、どうしても常勤的に置かれなければならぬというものがあつたらば当然定員化しておくべきではないのか、こう私は思うのです。この点について、もう一べんひとつ管理庁長官の意見を聞きたいし、それから人事院総裁に聞いておきたい。

それからもしもこれを欠員が出たらあとを埋めていくというならば、これはどういふ方法で埋めていくのか。私はここにいま人事院規則八―一四がある。これの二条、三条、四条を見ても、自動的には定員内に繰り入れるようなことにはなつていない。もしも政府が自動的に定員があつた場合に入れるということを考へて、人事院はそれでもよろしゅうございませうというなら、この機会に明らかにしてもらいたい。どうしてもできないというならば、この任用規定八―一四というのを改めてもらいたい。この点について、人事院総裁の見解を聞いておきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) だれが見ても定員内

の常勤勤務者ないしは職員でなければならぬというふうなものは定員の中に入れていくという意味において、できる限りの努力をしなければならぬという気持ちで先刻申し上げました。三十七年に、いま聞いてみますと、いわゆる定員外職員、臨時職員等の整理と申しますか、調整するにつきましても閣議決定では、定員化はしないという内容の閣議決定をしておる趣でございます。したがつて、いま私が最初に申し上げましたようなことをやろうとなれば、閣議決定そのものにも変更を加えるということもあわせて検討し、かつ結果つけるような努力が必要かと思つた次第でございます。あるいはまたさつきも申し上げました人事院ないしは総務長官の關係のほうとも十分に連絡をとり、検討しながら、可能なものは定員内に入れるということもあり得ると存じます。首を切つてしまふなどということでも簡単に片づけるということじゃありません。そうして最高限度内の留保、定員内でもかなる限りにおいては、先ほど申し上げました結論に到達しました限りにおいては漸次これを減らしていつて調整していく、かような考えであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 私が先ほど申しましたのは、根本的に考へて非常勤の形をとりながら実体は常勤ではないかというふうなものを表に取り上げて、いろいろ制度を考へることはこれは邪道ではないか、むしろいま荒木長官の言われましたような方法などによつて、これをすっきりしたものにしていこうという運用の問題が主ではないかというのを申し上げたわけですが、先ほどの八―一四のお話がございましたが、これはおっしゃる通り個々の人の入る場合を考へたわけでございます。もちろん非常に甘くはしてありますけれども、個々の人をねらつての規定というわけでございます。

○山崎昇君 いま荒木長官から検討したいと、こ

年七月一日現在というこの数字から見ても、カッコ内にある七千四百三十六名、これは一般職と同様な勤務状態にある数字だと言つてゐる。さらに昭和三十七年の定数化のときに残された者二千三百十五名、あわせて九千五百七十一名、これはそれならばこの総定員法を改めて最高限の中にこれを入れますか。入れなければつじつまが合いませんよ。私は提案しますが、あなたの方で最高限の、何名ですか、いま出されておる法案にこの問題を足して、あらためて定員は最高限はこれですと、こういう提案のし直しをする勇氣があるかどうか、管理庁長官にもう一べんこれは聞いておきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) いま御提案申し上げ

てゐる法律案に具体的数字、五十万六千何百名といふものを書いておられますのは、四十二年度末の予算定員を最高限度と一応きめていたのだかといふことではあります。いま御指摘の問題につきましても何もおっしゃることに疑義を持つわけじゃございませんけれども、臨時職員ないしは非常勤などというところで一括した数字の中には、はたして先刻申し上げたように、だれが見てもこれは一種の脱法行為的なものであり、実質的には定員内とすべきものであるといふことについては、それぞれの省庁が責任持つて一応制度上許されておる条件のもとに雇用しておるわけですから、それを具体的に究明いたしまして、そして最後の厳密に考へた数字が出てくるものと心得ます。したがつて、当面は御提案申し上げておる最高限度の数字を変更する必要はないんじゃないかろうか。将来に向かつてその必要が出てきた場合は、むしろ最高限度を引き上げていただくことも出てくるかとは思ひますけれども、当面の措置としましては、検討する時間がある程度よろしいとせんと、厳密には国会で御決定いただくような最高限度の数字の変更ということまでは結びつきかねるのではなからうかと思ひます。

○山崎昇君 それじゃあなたがいま時間が必要だ

いってそんなにむやみやたらに長い時間じゃないです。これだけの資料をあなた方は持つてゐるんですから、すでに昭和三十八年から存在するんですから。これは今日まで八年間存在している。いまさら一つ一つを分析しなければならぬほどのものではないと思ひます。もしそうだとするならば、総理府の人事管理は全くでたらめだと私は思ひます。一体、行政管理庁は何に根拠を置いてこういうことをやっているのかと疑いたくなる。それは別に置いたとしても、いま荒木長官のことばをかりに信じたとしても、それじゃ、あなたはこの問題についていつ結論を出しますか。ことしじゅうに出して、ことしの通常国会あたりに措置を、定数改正ですか、そういうものを出しますか。

○北村暢君 ちよつと関連して。いま山崎君からいろいろ意見が出て、しかも提案がなされて、行

管長官も検討するといふところまでできましたが、この中で、私は総理府の調査がどういふ趣旨のものに、どういふ目的で調査したのかわかりませんけれども、この調査はおそらく実態に合った結果が出ておらぬと思つております。まだ総理府の調査したこの表、この中でもいま山崎君が言つておられますように、北海道開発庁を見ましても、いわゆるカク書きのものは一名です。ところが実際には常勤の非常勤は北海道開発庁だけで二千名以上いる。こういうことをはっきり言つてゐるわけですから、ところが、この調査では一名にしかなつておらぬ。

文部大臣おられるから、文部大臣にお伺いしますが、七千四百三十六名のうち、文部省が常勤的非常勤五千三百六十名、大部分はこれは文部省です。文部大臣は一体この常勤的非常勤は三十六年、七年の常勤勤務者の定員化をやつた後において、一体その後これが出てきたのか、それともあの常勤を定員化したときにすべきものが残つてしまつたのか、この点ををはつきりさしていただきたいと思ひますが、だれが事務の補助職員等においてたくさんおられるわけですか。東京大学だけでもいま千二百名からの定員外職員がおる。しか

も、四年も五年も事務職員と同じ仕事をやっていて、この定員外職員の問題は、総務長官はこういふものなんだんなくしていくのだと、こう言っておる。いまでも三十七年以降はあつてはいけないうものなんですね。これはあつてはいけないうものなんですね。にもかかわらず、なくしていくのだと、いふのだけれども、実際にはどうやっておる。したがって、私は先ほど山崎君が言っておるように、常勤の非常勤で常勤職員と同じような形態のもの、これはなくさなければいけない。定員化するとか何かにしてなくさなければならぬ問題だと思ふのです。しかし、現実には非常勤の職員というものがなければ、定員職員だけでは運営できない。これも実態としてあるわけですね。したがって、それは制度的に一体どうするかという問題、これは先ほど人事院にどうするか。法的にも制度的にもわけのわからないものがこんな行政機関の中にいるということ、これはどうしておけないでしよう。したがって、定員外職員の問題についてはもう私はやはり制度的に結論を出されておられないならぬものだと思うのですけれども、実際には全く投げやりになされておる、こういうことです。ですから総務長官が先ほど来こういふものはなくしていくのだと言ふけれども、常勤の非常勤はこれほどどんどこいいますという定員がほとんどふえていきますから、それで三十六年、七年にあつては措置をとつて、もうあつては措置をとつてはいけないう措置をとつていくものがあるわけですね。したがって、実質的にそういふものがあるわけですね、それが非常勤のように、いま山崎君が指摘するように、臨時職員のような形でもって繰り返してやっておるわけですね。実際におる。だから、この点については荒木長官はいまの提案している法案を直してというわけにはいかないでしよう。いかにいふまでも、実際に調査したならば、ほくほくと思ふのです、実際に調査したならば、実態に徴して置いちゃいけないといつておるから各

省は報告しないだけであつて、実際にはおるのだと思ふのです。もっと厳密な調査をやればまだ出てくる、そういう性質のものだと思つておるのです。したがって、これは私は制度的問題と実際に常勤の非常勤でおる問題、これは当然定員化しなければならぬ問題だと思ふのです。定員化するといふこと、三年間で一万六千名から一万八千名とか融通できる定員ないわけでは、あなただけの計算からいふたつて、それにあつた、計算外の者が一万名も入つてきた日には、新規の定員増の要求は、運用上の流動的だの機動的だのといふことは全然できなくなつちやうです。そういう問題なんですよ。だから、検討せられるのはいいのだけれども、これはもういま総定員法を出している五十万何のワケには入らなくなつちやうです。来年検討するとなれば、当然これはもう総定員法を上回つてしまふことになる、そういう結果になる。少なくとも三年間ぐらひは総定員の最高限度はいじりたくはないでしよう、あなた方は、しかし、いじらざるを得ない段階になつてしまふ、そういう問題までこれは含んでおるのです。そういうことを含んでいふということ、念頭に置いて、一時のがれの検討しますとか何とかではだめです。もう、文部大臣そこにおつて、五千名もかかえておるのですから、一体どうするか、これははつきりさしていただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 正直なところ、行管庁として、非常勤職員あるいは定員外職員についての実態は完全には把握いたしておりません。ただ、さつきも触れましたが、三十七年の閣議決定で、一応いわけゆる非常勤職員を常勤職員に組み込むといふことについては、相当な措置を講じたわけでありまして、そのときの閣議決定では、あととも常勤に組み入れることはしないといふこと、この意思決定を政府内部ではいたしておるわけでございます。ですから、それを乗りこえて検討をするとなれば、各省庁で厳密な意味において恒常的に職務に従事しておるかどうか、定員の中に組みかえるべきものであるかどうかといふことを、あらためて各省庁に再検討をしてもらつて、厳密な意味の調査報告をちょうだいになり、さらに念を入れるとしますれば、行管みずからがそのことについて監察の課題として取り上げて、実態を現認するといふことが必要じゃなかつたかと思ふ。そういう意味で、検討はむろんいたします。その場のの、北村さん御指摘のような気持ちで申し上げておるのじやなしに、これこそがだれが考えても、まただれが見ても定員の中に入れておるべきものを、一種の脱法行為的なことでおおりにしておるならば許されなかつたと思ふ。だから、それを厳密に拾ひ出す作業は当然必要であり、その意味においての検討を許していただきたい、こう申し上げておるわけでありまして、一カ月か二カ月でいきなりいま申し上げたようなことができようとは思いません。残念ながら相当の期間を必要とするかと思ふますが、少なくとも検討課題として真剣に取り組むべき責任が私どもにあると、こう受けとめております。

○政府委員(安嶋彌君) 文部省関係の日々雇用職員の数でございますが、たゞいま北村先生から御指摘のございましたように、四十三年の七月一日現在におきまして、任用の期間が六カ月以上一年未満の日々雇用職員の数は五千三百四十二名でございます。内訳をいたしまして、国立学校の分が五千二百八十五名でございます。その大部分が国立学校でございます。国立学校の仕事の内容は、これは一般事務のほかは教育研究という仕事、これが主体でございます。たとえば、大きな調査等をやりますと、その資料の分類、整理、集計、そういうものにかかりな手数がかかるわけでございます。そういう仕事を定員内職員だけで処理するといふことは、いろいろ困難な点もございますので、こういう形で日々雇用職員を採用いたしては、こゝろ二、三年の間には、たゞ急遽にこの数がふえておるわけでございます。したがって、私どももいたしましては、仕事の量に増減がございます場合に、仕事の量が減つた場合にはそこでその日々雇用職員を減らしていき、ふえたところではふやしていく、こゝろいつた措置が弾力的、機動的に行なえるようにしていただきたいといふこと、それから請負でございますとか、その他外部に仕事を委託できるようなものにつきましては、財源的にはこれはいづれも一般官庁の庁費でございますので、そういう方法によつて仕事を外注するといふたようなことも考えておるわけでございます。あるいは、その仕事が機械によつて可能な場合には、機械のほうに回すといふたようなことも考えてもらいたい。特別な場合のほかに、こゝろいつた日々雇用職員を採用しないように、特に定員内職員と同じような仕事に従事させるために日々雇用職員を採用するようなことは厳に慎んでもらいたいといふようなことを通達をいたしまして、指導をいたしているというのが現状でございます。

○山崎昇君 定員外職員についてはもう少し私は聞いておきたいのですが、ちよつと文部大臣に予定時間があるようでありまして、話を切りかえてお聞きをしておきたいと思ふ。

今度の総定員法が国会に出されると同時に、一番新聞紙上で問題になつたのは、昨年、政令で定員をふやして職員を採用した。それが総定員法が通りましたために、身分が、過員を生じておりますためにどうなるかといふこと、払つた給与は一体どうなるのかといふ問題が、たゞ新聞紙上をにぎわしまして、そこで、これは文部大臣に聞きをしたいのだが、去年は総定員法が国会に出たときに、私どもは何回か当時の行管長官の木村さんに、たいへんなことになりましたよ、したがつて、どうしても文部省関係に人が要するといふならば、文部省設置法で処置をしておくのが妥当ではないかといふことを、かなり去年私どもはやりました。特に昨年の会期の一番末日でありました五月二十四日は、夜中に至りまして私どもはそういう主張を続けておつたわけですね。そうして当時の行管長官からは、政令の十九条の二項では

○国務大臣(坂田道太君) 昨年やはり総定員法が流れて、流れる前に、行管長官とされましては、一応総定員法が成立するという一つの気持ちでもって、現在はそのいう政令によらないでという気持ちを述べられたと私は聞いておるわけであります。その後、十九条第二項の規定に基づく政令によりまして二千百五十二人についての緊急増

○山崎昇君　私は、政令だから法律あるいはこう
いう規定に違反をして何をやってもいいというこ
とにはならないと思う。私が最初にあなたにお聞
きをしたのは、十九条の二項によつて定員を置く
ということはこの規定の乱用ではないですかと。
明らかにこの二項によれば特別の事情というもの
がある。しかし、この規定を審議したときの議事
録を私どもも見ると、特別の事情というの
は、国会等が開かれなくて処置のできない場合、
やむを得ず行政権で定員の措置を定めてよろし
い。緊急とは何か。これは災害その他が起きてど
うしようもないときというふうになつておる。し

かし、去年、總定員法を審議したときにはそういう状況ではない。だから私から前の行管長官に繰り返し繰り返しこの点については述べた。私ども聞くとところによると、文部省でもかなり苦しくなっており、文部省設置法を出したらどうかということまでいったようであります。それは外に出でなかつた。そして十九条の二項では定員はふ

後段では一年以内の期間に限り、こうなっている。そういう点についてもう一ぺん文部大臣、あなたはどいう責任を感ずるのですか。ただ違法な状態であるから困っているんだ、何とかしなければなりません——政府だから規定に違反してもよろしい、政府だからどいうことをやってもよろしいということにはならない。むしろ政府だから多少苦しくても、法規どか、こいう規定というものは守らなければならぬ。あなた方は苦しくなれば脱法行為、いろんなことをやる。あとでこれは行政管理局長官にも第八条機関をめぐって私はいろいろ聞きたいことがあるけれども、特に十九条の二項を使ったあなたのやり方については行政管理局長官の責任は私はあると思う。この

か、たとえは終定員法というようなものも政府として出しておらなければおっしゃるようなことになるかと思うのです。しかし、私たちとしてはこの成立を期し、そうすることによってその政令の乱用とおしかりを得ておるようなものを正常な形に返したい、こう思っておるわけでございますから、そこは少し違ひのじゃないかというふうに思っています。また、これが通らなかつたらということについてでございますけれども、私どももいたしましては、ぜひともこれはそいうようなことでございますから、一日も早く通していただきたい。そして違法状況がなくなるようにしていただきたいという念願、切願いたしておる次第でございます。

規定の乱用ではないですか、どうですか。
 ○国務大臣(坂田道太君) 私どものほうといたしましては学年進行のこともございますし、やっぱり緊急やむを得ない事態だ、こういうふうに考えるわけでございまして、乱用というところまではいっていないというふうに思うわけでございまして。
 ○山崎昇君 乱用でなくて何ですか、明確に十九条二項に違反するではないですか、そして現状は第三項にも違反をしておる。だから、あなた方はこの総定員法を審議させるときに大々的に新聞に報道して、身分を失うとか、給与が支払いきな

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今日の事態は、各省庁設置法、文部省設置法の立場から申せば違法状態であるということは、これは申しわけないことに思っています。ただ現実問題としましては、給与法等の関係から、半分は助けていただいて、給料だけは支払うということはこれはやむを得ない措置であろうということでございます、そのことを結果的に御批判いただければ、半分であろうと違法状態であることはけしからぬというおしかりは、これは甘んじて受けざるを得ない意味において、文部省よりはむしろ私のほうに責任があらうかと思ひます。もっとも気持ちだけを申し上げさせて

いとか、そういう形で陰に陽に国会の審議に圧力をかけた。私はそういう政府のやり方というのはどうしても許すことができない。これは十九条二項でやった責任についてもう一ぺんあなたに追及しておかなければならぬ。もしもこの総定員法が通らなかつたらあなたはどうしますか。これは仮定の問題だけれども、会期末の二十四日まで通ら

いただければ、先ほど来、るる申し上げましたような趣旨に立つて総定員法を御提案申し上げ、まあ政府側の提案といたしましては第一番に御提案申し上げて、通常ならばたぶん違法状態にならないで御決定いただけるであろう、かつてながらそう思っておったことは事実でございます。事実でございますが、結果は先ほど来御指摘のようなこと

になりました意味は、私も努力不足であつたことを痛感いたしました恐縮いたしております。文部大臣からもその不法状態を一日も早く解消することを希望するよう御意見が出ましたが、私も重ねてひとつ、なるべく早く不法状態を解消する意味を含めまして御賛成をいただければありがたいと存ずる次第でございます。

○山崎昇君 私、大臣の希望は希望で、それは述べられるものかもしれませんが、しかし、あなた方は一つ自分の責任だということを言わない。三月三十一日で総定員法が成立見込みないというならば、当然、政治判断としても文部省設置法なり、あるいはその他の定員をふやす設置法を出して法的措置をしておいて、どうしてもあな方がこれが必要だというならば、総定員法の審議に入るのが筋道じゃないですか。政府だから違法状態もやむを得ないのだ、お許しください、それで済むものでは私はないと思う。政府なるがゆえによい法規定というものは守らなければならぬから政府に述べている。そうして六月に通常国会が終わつてから臨時国会もありました。政府は何にも措置していないじゃないですか。ですから、行管長官も文部大臣も、あなた方の責任は明確にしてください、これは。何と言おうとも違法状態であることは責任です。その点どうですか、明確にしてください。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今日の段階で御指摘になつておるわけでございますが、まさにそのとおりだと思います。恐縮千万に存じております。ただ、実際問題といたしまして、国会側のことを申し上げるわけでは毛頭ございせんが、政府としては、一応、総定員法案を御審議願つておる。それなのに、御指摘のように、たとえ文部省設置法の改正案を出さうということ、そのことは、一たん提案しましたことを引きおろして、あらためて出すということにならざるを得ないと思ひますが、その現実の問題を出ませんけれども、その辺を万々御了承いただいて御審議をお願い申し上げます。

ておる段階でございます。希望だけを申し上げて申しわけありませんけれども、すみやかにひとつ御審議くださいますと御決定いただくことを重ねてお願い申し上げます。

○北村暢君 ちょっと関連ですがね。荒木長官はそうおっしゃいますけれども、この政令を出してから国会は二度臨時国会あるのです。二度あったのです。だから、総定員法を出しているから文部省設置法の改正案を出せないというのではなくて、臨時国会のときに、設置法を出して総定員法を出さないというところは一事不再議のあなたその理屈からいって、やれる方法はあつたわけですね、あつたわけでしょう。いまの違法状態でない状態をつくり得たのです。絶対いまの状態でない状態にならなかつたということではない、そういうことなんですよ。だから、あらゆる手段を尽くしてできなかったというのならいざ知らず、とにかく総定員法というものをこり押しして通さんために、いまのこりいう結果が出たものでしょう。それは納得しませんよ。だからいま山崎君は、政府の責任は、絶対方法がなかつたわけじゃない、方法は幾らでもあつたのだ、あつたのをやらなかつたのだ、怠慢なんですよ。だから責任というものは問われてしかるべきなんですよ。政府ならば違法行為やつてもいいと違法行為は認めていなければならない、しかしながら、あとのほうが悪いんですよ。長官の答弁は私どもはそのままで受け取るわけにはいかない。まあそこにはきたものだから、どうにもならない段階にきておられますけれどもね。おりますけれども、どうもいまの答弁では私ども納得できない。文部省設置法を出さないことが、逆に言えば総定員法を無理やりに通す一つの手段として使つた、こう言われてもしかたがないじゃないですか。そういうやり方に対しては私ども納得がいけない。どうなんですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) さっきも申し上げましたが、結果的に申しわけを受けることは、これは重々わかるのでございますが、しかし、緊急政令で学校関係の定員をきめた、その善後処理として

なぜ文部省設置法の改正をしなかつたか、提案をしなかつたかという点でございますが、これはいまさら申し上げてもどうかと思ひますけれども、御指摘のように途中で国会もございまして、むろん御提案申し上げました。臨時国会でございしますから会期そのものが短かつたので、結果的に御審議も願えないままでございますけれども、やはり一事不再議と申しますか、それ自体が矛盾するような御提案は申し上げかねるということに立ちまして、今通常国会のいの一審に御提案申し上げたような次第でありまして、設置法の改正案を出さないことが御指摘のような底意を持つておつたものでないかというところは毛頭ございせんので、そのことだけはひとつ御了承賜わりたいと申します。

○山崎昇君 これはこれ以上やっても私は押し問答になると思ひ、あなたのは曲がなりにも責任はございします、まあしかし、しかし、はつとつてございしますけれども、責任はある。そこで、前回の委員会でも文部省のほうから資料として出されたのに現在五百四名オーバーいたしておられますという資料が出ています。このオーパーしている人をそれでどうされるのですか。現実には総定員法は審議はしているけれども、成立はまだ見通しがついていない。あなたのほうの資料によると五百四名オーバーしておりますというが、じゃ、こういう人方はどうするのですか、文部大臣からお聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(坂田道太君) 先ほどこの緊急政令の問題で特別の事情というやうな問題に言及なさつたわけでございますが、これはやはり災害等のやうな予測不能で突発的に生じた事態というわけでございますが、われわれの文部省といたしまして、最終直後、非常なベビーブームの波が小中高、そして大学というふうに波及押寄せまいりまして、政府といたしましては昭和三十九年以来、一貫して国立学校の教職員定員の増加をはかつてまいりましたわけでございます。災害の発生によりに直ちに結果が生ずるというわけではござい

ませんけれども、しかし、やはり国家行政組織法第十九条第二項の「特別の事情」ということには私は当たるといふふうに思つておるわけでございます。また、この五百四名のことでございますが、これはもうやつぱり先ほどから申し上げておりますように、一日も早くこの総定員法を通していただきますことをお願いする以外に、この違法状況というものを除去する道はたゞいまのところございせん。率直に申し上げまして、こういう事態に至りましたことにつきましては、私もその努力の足りなかつたことについて十分責任を感じておるわけでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○山崎昇君 責任は痛感をします、しかし現状はどうにもなりませんから適当に言うのじゃ、私は大臣の答弁としては全くはつきりと思ひます。しかし、この問題はやはり私はやつていられるわけにもまいりませんし、あなたの時間もあるようですから、私はそろそろこの問題についてはやめたと思うが、少なくとも私はあなたの方の措置というものは十九条の乱用であり、さらにいまあなたからよくどく「特別の事情」についての説明があまりない。これもこじつたかと思ひます。これは厚生省の人口動態統計を見ても、あるいは教育統計を見ても何を見ても、来年少小中学校に入る生徒がどのくらいふえて、中学がどうで、大学がどうで、そういうことがわからなければ、五月の二十四日に国会が終わつて六月の十二日には政令を出してはならないですか。すでにあなた方はそういう基礎があつて提案をされて、どこの学校にはそれに基つてどれだけふやさなきゃならぬという数字を持つていられるから、わずか二週間足らずの間にすでに政令を出しているじゃないですか。何が特別の事情ですか、緊急の事態ですか。私はそういう論弁は弄さぬほうがいいと思ひます。率直に大臣が自分の責任ですすかつたならすかつたというこでいいと思ひます。いずれにしても私はいまのあなた方がとつたやり方は毅然としな

いけれども、あなたのほうは時間がどうしてもと
いうのでありますから、この問題はこれで終わら
ないと思ふんです。今後ひとつこういふことのな
いようにしていただきたいと思ふんです。

そこで、話をもとに戻して、定員外職員にもう
少し移りたいと思ふんですが、私はこの定員外職
員という存在は法律のできるたびに起きてくる。
そこにいま開発局においておられるようです。
から、あなたにちよつとお聞きしますが、具体
的に例を言わないとなかなかわかつてもらえない
と思ふんです。そこでいま例を出します。たとえ
ば道路運送車両法という法律ができた。そうす
るといふと、その五十条で整備管理者というの
を選任をしないと、こうなっている。整備管理
者とはこういう資格でこれこれのものではない
なりません。そして、そういうものを選任したら
届け出をしないといふ、こうなっている。こうい
う法律ができるたびに人を置かなきゃならぬ。し
かし、政府のやっておくことは、法律をつくつて
人を置くよりなことをやっておいて、片方では定
員操作をして定員を削るというやり方をする。私
はまことにふしぎなわけですが、これは、そこで、
北海道の開発局にお聞きをしますが、この道路運
送車両法第五十条に基づく人間は、これはどうい
うふうにして置くんですか。

○政府委員(馬場豊彦君) お答えいたします。
五十条に整備管理者の選任ということがござい
まして、これに従いまして自動車管理のための車
庫長その他を設置しております。

○山崎昇君 私が現地で聞いてみると、整備管理
者百二十三名を置かなければならない、計算をす
ると、ところが今度の政府の言う三カ年五割定員
削減という方針でいけば七百四十九名削減される。
そうして定員外職員が六千二百人いる。そのうち
三分の一の二千九十八名は常勤的職員だといふ、
どういふふうになっているのか私は全く理解がで
きない、一体、開発局はこういう事態に対してど
うするのですか。

さらにもう一つ、法律を見れば河川法がある。

河川についても人を置かなければならないように
規定をされている、七十七条ですか。この河川管
理者についてはこれは現地の出張所長等に管理を
命じているが、何にもできないから補助者を置か
なければならぬ、そういう者が全然置かれてい
ない。だから政府は一方でこういう法律をどん
んつくつておきながら、定員の問題になつてく
るとはつづつ首を切るというやり方をしている、ど
うも私は納得ができないのですが、一体、開発局
はこういう事態に対してどうされるのですか。

○政府委員(馬場豊彦君) 自動車管理並びに河川
法による河川管理の問題、おっしゃるとおりであ
りまして、また一方、来年の定員削減等の数字も
おっしゃるとおりであります。その中できめられ
た規定によつて現場の仕事をしていかなければな
らない。そういうことで非常にむずかしいと思ひ
ますが、定員の職員、それから非常勤職員合わせ
まして、もちろん法律的な根拠に基づく管理者等
は定員の中からつけるつもりでございますが、多
少非常勤の中からそういうような仕事のできる人
をその穴埋めに、許す限り欠員の補充をして来年
度やつていきたい。したがうして、ことに河川
管理等は大幅な定員の操作を受けて、来年度
はやや十分にできるつもりでございます。

○山崎昇君 あなた責任を持って十分にできると
いうように言い切れますか、これは全然ないの
ですよ、いま整備管理者というの。車両から計
算すると現地では百二十三名必要だと言ひ、そう
してこの資格を見るとかなりきびしい資格になつ
ております。これはまた何か臨時にでも置かなけ
ればできない、そして陸運局長に対して選任届
けをしなければならぬ、だれでもかでもいいと
いうわけにはいかない、一定の資格がなければで
きない。こういうものをあなた方、じゃどうする
のですか。

○政府委員(馬場豊彦君) 整備管理者につきまし
ては車庫長をそれに充てたいと思つております。
○山崎昇君 車庫長をこれに充てて、それでは車
庫長はこれだけの仕事を、車庫長をやりながら実

際に運転をやりながらやれますか。もし事故が起
こつたらどうしますか。そういういいかげんなこ
とでは私は納得できない。いま手に持っているの
は行政監察通報、ことしの一月十六日号です。こ
こでも五割削減について論評はくだされておられ
ますが、特にこの中では北海道開発局が指摘され
ておる。私は政府が出すこういう文獻そのものを
見ても、いかにこの五割削減なんというものは
いかにげんやものであるのか、あるいは現地の実情
と合わないものであるか、これはもう歴然たるも
のだと思ふのです。

さらに、私はこの非常勤の問題で申し上げてお
きたいのは、政府が最初法律をつくるに必ず非常
勤職員で対策を講じてくる。これは各自自治体に対
して非常勤、たとえば月一万五千円ばかりだと
か二万円だとかいふ、こういう低額の職員を配
置をしてくる。だんだん仕事をやつていこうに
非常勤ではできなくなつてくる。それが私は非常
勤が落ちていく一つの理由でもあらうと思ふので
す。だから、私は道路運送車両法からいっても、
あなたの言う車庫長にこういうことをやらせるか
らいいのだという理屈にはなつてこない。さらに
北海道開発局の場合にはほかの官庁と違つて現業
ですから、そして、ことしの一月の人事院月報を
見れば、昭和四十二年度の公務員の離職率はほぼ
四・四割ぐらゐとなつていられるけれども、開発局の
場合には二割しかない。この政府の出した数字一
つを見ても、昭和三十九年から三年間に七百四十
人しかやめておられぬから、七百四十九名の欠員を落
とすなら出血があるだらうと指摘をされておる。
その上にさらにこういう法律がどんどんできて、
人は置かない。やむを得ないから定員外職員で処
置をする。それも最近では労働力の需給関係とも関
連して、もしもことし採用して冬首切つたら次の
年は人がいない。だから、やむを得ず採用すると
いふものもあるやうであります。あるいは私はこと
しの二月にあの札幌の大雪がありましてから行つ
たら、国道が全部とまる。どうしてとまるのだと
言つたら、ブルドーザーを動かす人がいないとい

うのです。これは臨時だといふ。定員外職員だ
といふ。こういう現況であつた方国民に対して
サービスするとかどうとか言うけれども、私は
サービスにはならないし、北海道の開発の陰には
こういう存在があつて北海道の開発といふものが
進んでいる、こういうことは許されていふことで
はないと思ふのです。それはさつき法制局につ
いては人事院の見解を聞きましてだけれども、人事
院では明確な答弁がない、ただ運用に合せて法
を改めるわけにはいかなうといふだけ。しか
し、私はそれも一理だと思ふ。しかし、すでに
公務員法ができて以来、実情に合わないわけであ
りますから、そういう規定についても再検討すべ
きだといふ見解を私は持つてゐる。それは別にし
ても、いま私から指摘したように、こういう法律
をつくつて、そして相当な資格要件、陸運局長に
届け出なければならぬ。こういうようなやり方を
しておいて、片一方ではだんだん人を減らしてい
くというやり方、私はどうしてもこれは納得で
きないのです。現地の開発局長も一番困つて
いるのはこの点なんです。この間お会いしまし
た。どうするのですか、開発局長やれますか、こ
れは。あなた東京におつて、現地の局長以下全く
困つてゐる。そして離職率も少ないから新規採用
もできない。人事管理上からもたいへんな状態が
出てきておる。こういう点についてもう一回あな
たのひとつ見解を聞いておきたいと思ふ。

○政府委員(馬場豊彦君) 開発局の実情はおつ
しやるとおりでございます。私もものほうも東
京におられますが、開発局と常に連絡をして仕事
の実態をつかむ努力をしております。ことに十カ月
雇用以上の職員も二千何名かあります。特異な
状況でございます。北海道の地元の性質上の非
常勤雇用といふような問題もございしますが、そ
の中にいわゆる常勤的職員も入る、一部あるとい
ふようなことが認められますので、先年から非常勤
職員の定態をつかむように調査検討をしていて
ございします。この機会に実態をつかみまし
て、また各省と連絡をして今後は万全の策を講じ

ていきたい、かように考えています。

なお、車両の管理、河川の管理等も、先ほど私は十分にできるというような誤解を受けておりますが、なるべく十分な体制をとっていきたいというところでございまして、その点、来年度も十分にいくとは考えておりません。したがって、きめられた職員のほかに雇用者等の張りつけが必要でございまして、そういうものは勢い非常勤職員等を配置するようになると思いますが、長年の長期的な目標で申し上げれば確かに好ましい状態ではないので、切りかえに時間をかけていただきまして、将来は制度上も実態面も十分な管理体制に入りたいと、かように考えておる次第でございまして。

○山崎昇君 あわせて人事院総裁にお聞きしたいのですが、さつきちょっとあなたにばくは言ったのですけれども、この非常勤職員——一括して定員外職員と言いますが、先ほど行政管理局のほうから、第二条の一般職でございまして、こういう話です。そこで私は、一般職だと言ふなら、なぜこういう服務その他は厳格に適用されて、給与だけは差別待遇されるのか。なぜ一般職と言ふなら一般職に規定されている給与関係というものが適用にならないのか。もちろん予算の範囲内とあなたは言うでしょう。しかし、予算の範囲内であつたとしても、予算は私はつけられなければならないのだと思ふ。それは絶対数はあると思ふ。給与、つけられるものと思ふ。しかし、故意に予算をつけないで、予算の範囲外ということ、この定員外職員の給与その他については差別待遇が行なわれる。これは私は法制的に言つてもまことに片手落ちだと思ふ。人事院はこういう点について改めるお考えはありますか。一般職と規定するなら、全部一般職の規定を適用して、この服務関係だけ特にやかししいということがないようにしていただきたい。その点についての見解をお聞きしておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 一般職でありますから職務に専念してもらわなければならぬ。あるいは

は秘密も守つていただかなくてはならない。あるいは官職の信用は保持していただかなければならないというような面は、一般職であるからやはりかぶらなければならぬというところは、先に言えると思ひます。ついでに今度は給与その他の面は、これは先ほど来お話が出ましたように、ほんとうの非常勤でパートタイム的だという性格はありますから、給与等については別立てにしている。しかし、御承知のように、たとえば天下りということばは私が使つたのはおかしいですけれども、天下りの制限などの規定はない。あるいはまた兼業をやつていただいてもよろしいという面、それからもちろん公務災害補償はございまして、そういう面はこれはやはり非常勤であるから出てきた一つの定めであらうと思ひます。ただし、給与関係は御指摘のとおりになっております。御指摘のとおりになっておりますけれども、一般職よりも下回る扱いをせよということとは全然ございませうので、準じてやつてくれということも法律はうたつていて、そういうふうには了解してあります。

○山崎昇君 いま総裁の言う兼業もよろしい、その他もよろしいというの、これは委員とか顧問とか、参事とか、私は特別職的な意味の非常勤職員はあなたの言うとおりだと思ふ。しかし、先ほど来私のほうで指摘しているように、定員外職員と言つても常勤者と全く同様な者がいるということは認めているわけですね。そうして常勤職員給与費なんぞというものを組んで、その者がいる間とはいはなけれども、全く一般職と同様の方法が講じられている。あるいは私がいま指摘している北海道の開発局の場合は、これも一般職と同様の勤務をしているけれども、どういふかげんか知らぬが四月の一日だけ切られてゐる。そうして七年も八年も首がつながれて勤務させられてゐる。そういう者についても、それじゃ給与は差別されてないかという、そうではない。差別をされてゐる。だから私はいま指摘をしているわけです。いま総裁の言うような者にまで、私はワクを広げてどうこう言つてゐるのじゃない。確かにおりま

す。あるいは看護婦さんでも一時間あるいは二時間、最も忙しいときにパートで雇う人もおります。これも私は承知しているつもりであります。そういうものにまで私は全部言ひわけじゃないんです。しかし、全く常勤、一般職の人と同じ態様の人にも差別がされておる、こういう点について私はどうしても納得いかないんです。特に先ほど来、北海道のことを言ひますが、北海道の開発局の場合には何か特別職員とか何とかという名称にして、これは失業保険あるいは厚生保険ですか、これは最近かけるようになった。しかし、一般職と同じように共済組合に加入しているわけでも何でもない。毎年五千円か六千円の退職金ももらつてゐるわけです。十年以上も退職年金はもらえないんです。この諸君は、こういうことを放置しておいて、私はいいものじゃないんじやないか。だから、そういう意味の一般常勤職と同じものについては、当然私は一般職と規定をするならば全部の規定を公平に適用してもらいたい。法のもとに平等にしたい、そう言つてゐるわけですね。その点についてどうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 一般職と実態が完全に同じ人がおられるならば、それは常勤職員として普通の一般職と同じような法令のもとに置いていただければいいんで、非常勤の方々の中で完全に常勤と同じ人というのを抜き出して、それにどういふ法的措置をするかという、要するに一般職と同じような措置をしなければならぬと思ふので、これは論理的には私はおかしいことなんです。非常勤のパートで中に完全に常勤と同じ方がいらつしやるというところが問題なんです、その運用のほうにわれわれの制度が追いついていくというの、何が何やらわからぬことになるんじゃないかという気持ちで先ほど来申し上げております。

○山崎昇君 それじゃ開発局にお伺ひしますが、いま私が二千九十八名については四月一日だけ首切つて、四月の二日に採用して、三月三十一日にまた首を切る。そうして退職金を五千円か六千円毎年払つておる。こういうことをやめます

ね、それじゃ、やめて、きちんと常勤のようない一般の定員内職員と同様の勤務をして今日までできているものについてはそういう措置に改めてもらえますか、これが一つ。

それからもう一つは、人事院に私は確認をしておきたいが、そういうものをもしも定員があつて、定員内職員に入れる等の場合、八—四の規定に基づいてあなたのほうは採用者名簿になきやだめだとか、あるいはこういうことになつてくると私はいつまでたつても同じだと思ひます。だから、もしも任命権者がいろいろなことを配慮して、このものについてはせつかく定員があつたから定員内職員としてやりたいという場合には、あなたのほうでそういう指導をしてもらえますか。その点二つについて確認をしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) それはその点としてわれわれとしても研究いたしますけれども、いま候補者名簿とおっしゃいましたけれども、これは過去何年前の候補者名簿でもないわけ、ちよつと名前さえ出ていけばよろしいということ、非常に甘い扱いになつてゐるということだけを申し上げておきます。

○政府委員(馬場豊彦君) 二千九十八名についてのお尋ねでございますが、私のほうの資料では二千九十八名といふのは四十四年の一月一日現在で十カ月以上雇用のものでございまして、したがって、おっしゃるような、四月一日だけ一日切つた者がその中に入つてゐるわけでございますが、二千九十八名全部ではないと思つております。大部分がそうだと承はしております。それから、今後どうするかということでございますが、あくまで非常勤職員でございまして、二千九十八名については恒常的な仕事をさせてないつもりでございまして、もしもその中で恒常的な仕事をしてゐるという実態がわかりましたら今後考えていきたいと思つておりますが、いまの実態では、退職金も一年ごとにおしやるのとおり受け取つてゐるわけでございます。それも非常勤とい

と、こんなことを言っているんですよ。
 ○政府委員(馬場豊彦君) 開発庁の数字についてちょっと補足説明をさせていただきます。
 確かに人事局でまとめられた時点は一名になっていると思います。これはたぶん去年七月ごろ調査されたその調査時点で六カ月をこえる者、かようなことになるんで、先ほど来いろいろ話題になつております四月一日で切つておりますから、四月の調査時点で一名しかいなかったということでございます。北村先生のおっしゃるような実態論でいきますと、確かにその数字だけでは実態ではない、かように思います。
 ○山崎昇君 まことに私はひどい答弁だと思つたのです。それじゃ、十二月末現在でやつたら二千何

名出る、そうでしょう、あなたの言われるのは。同じ人間が確かに日々雇用の形態はとっているけれども、三十八年以來ずっとおつて、そうして現在時の取り方によって一名になってみたり二千何名になってみたり、まるで私はふしぎだと思ふのです、これは。だから、私はいかにあなたの方事務的にはたんのうなんでしょうけれども、この取り扱いについてはどうして私どもは納得できない。だから、私はここでこの問題だけやっていると、あと、私はまだ二つしか聞いていないのです。どうしようもないですね。したがって、次に移りたいと思うのですが、いずれにしても定員外職員というのはいへん私は重要な問題である。先ほど行政管理局長官は検討しますと言うから、いづれにしても最高限度をきめるというなら、当然こういう問題について分析をして、そういうものを含めて私は定員というものをきめるべきだと思ふ。そういう方向で当然私は行政管理局が検討されるなら検討に期待をしていきたいと思ふ。しかし、いずれにいたしましても、現実にはいまの取り扱いというのは、いままでも指摘したように給与は全くでたらめ、そうして採用も何の根拠もなしに四月二日に採用をする、三月三十一日に首切つて毎年五千万から六千万の退職金を払っている。何年いようと年金の対象になつてこない。まことにこの者は北海道開発のために仕事をしながら本人自身は悲惨な状態にある。そういうことだけを最後に繰り返してあなたに申し上げておきたい。

そのほか道路運送車両法も一つ二つ出されましてけれども、法律が出るたびにかなりの資格を持つた者を置かなければならぬようになっているが、それが置かれていない。やむを得ず脱法行為で、定員外職員というよりな形でこれまた処置をされるのじゃないかと、こう思ふ。いまの定員外職員をどういうものに充てまして当然穴埋めしなければならぬから、これは定員外職員で穴埋めすることになると思ふ。こういう意味

で定員外職員の問題については、ひとつ開発庁も行政管理局も総理府も私はほんとうの意味で検討してもらいたいと思ふ。そうしてこういう陰で泣くような存在のないようにしてもらいたい。こういうことだけ最後に申し上げて、この定員外職員の問題は一応打ち切つておきたいと思ふので

そこで、人事院総裁おられますので、関連してもう一、二、総裁にお聞きしたいと思ふ。この定員法が議論になりました最初から、行政管理局の長官は役所のセクシヨナリズムの解消に役立てるのだと、こう言うのです。そこで人事院総裁からこの役所のセクシヨナリズムはどうして起こる、できるならば、どうしたらこれはなくなると思ふか、あなたの見解をひとつこの機会に聞いておきたいと思ふ。

○政府委員(佐藤達夫君) これはどうも総理級の意見を要する事柄のように思ふけれども、私も長年、もう四十一年になりますけれども、役人生活をやっておりまして、やっぱりある程度のセクシヨナリズムというものは、これは否定できないだろうという気持ちには率直に言つて持つております。それじゃ、しからば民間の会社の場合に全然ないのかといへば、これは民間の会社にもまじ見受けられるところなんです、組織全体にこれは共通する問題ではないか、そこまで開悟徹底してしまつておるわけではありませんけれども、そういう点が一つ考えられるわけです。しかし、これはいいことではないというところは、もう現実の問題として問題にならないことではありますから、私どもの立場として手近なところでやっておりますのは、公務員の研修というものをおかげさまで盛んにやらしていただいております。初任者研修もさることながら、係長クラス、それから課長補佐クラス、これは課長に至るまで各省庁網羅しております。そして予算を幸ひいただいて、人間に公務員研修所、わりあいっぱなものをつくらしていただきました。そこに全寮制宿舎制度をとれるような合宿施設を設けて、そして期間はいくつ

ありますけれども、長いのは数カ月、全員が同じ屋根の下で同じかまのめしを食つてもらふというようなことで、お互いに横の連絡、連帯感を持つていけるような面に相当留意をいたしまして、そういう面からでも手近なところから着々とこれを打ち破つてまいりたい、そういう気持ちで進んでおるわけです。

○山崎昇君 総裁の答弁としてはちょっと簡単過ぎるような気がします。私はこのセクシヨナリズムというものは、荒木長官のことばを借りれば、何か総定員法ができたら、このセクシヨナリズムというものは何かしらなくなっていくような方向にあるように再三再四述べられるわけですね。そこで、科学的な人事行政を預かつておる人事院総裁に、重ねて総定員法とセクシヨナリズムについてひとつ見解をお伺いしておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) いまの研修も一つであります。もう一つの方法として人事管理上考えられますのは人事交流でございます。やはり一つの省、一つの局にずっと定着してしまふというよりも、お互いに人を入れかえて交流さしていけば、各省のなわ張り意識、各局のなわ張り意識もなくなるだろうというところ、これは当然の原理だと思ふ。おそろく荒木長官の言われるのは、総定員法にすればそういうことはやりやすくなるという御趣旨かと私はそはで承つておたわけです。それがうまくいけばいいことなところじゃないかという気持ちを持つておるわけです。

○山崎昇君 あなたが本心から総定員法ができたら人事交流がそんなにうまくいくと思ふますが、現状ならできないと思ふ。研修だとかいろいろなことをあなたは言われましたけれども、現状でもかなりのことはできる。しかし、これはセクシヨナリズムというものと違ふのではないかと私は考へる。これはいづれ全般的な行政管理局について、私は意見を戦わしてみたいと思つていますが、きょうはそれは抜きにしたいと思つて、いま言ふようなことだけでこのセクシヨナリズムがなくなるのであれば、いまになつてこんなこと言わぬ

でも、セクシヨナリズムというものはないはずなんです。しかし、私は現実にあるということならば、そういう方法論だけではこれはなくならないんじゃないだろうか、こう思ふんです。だから隣に長官がおるから、長官の言つておることを否定することもできず、さらばといつてそうほめることもできず、まあまあというところでものを言つておるだろうと思ふんだが、私はこれだけのおさまりがないと思ふ。その証拠の一つに、こういう点についてあなたの見解を聞きたい。それならば、人事院でこの公務員法ができてから競争試験をやつておる。これは私はあなたの言で推察すれば、一つの方法だと思ふ、成績主義というものは、ところが、残念ながら最近になりましてから各省ごとにさらに採用試験というのがある。これは幹部要員の採用試験だと思ふ、自治省採用試験、あるいは何々省採用試験、そしてそれに合格した者は、たとえていへば、自治省ならば幹部要員として全国に配置をされる。形は各知事から要請されたような形はとつておるが、実際は自治省から配分をされておる。そして二年ぐらいつたつとたらい回しだ、最終的には本省に引き揚げられて幹部要員になつておる。最近の自治体の人事行政を見ると、課長以上のポストが約五千ぐらいある。そうであるが、そのうちの七百五十ぐらいは自治省から天下つた人間になつておる。これは各省から行つておる者も含めれば約一割五分から二割は中央からの配置になつておる。そして、そういう者がまたもの省に戻る仕組みになつておる。私はこういうことを考へると、このセクシヨナリズムなんというものは、単なる研修、あるいはちよちよこした人事交流、あるいは総定員法ができたらこのセクシヨナリズムがなくなるというしるものではないと思ふ。そこで人事院総裁にお聞きしたいのですが、こういう各省の採用試験というものをあなたどう見ておられるのか、そしていま各省がやられておる幹部要員というものの配置についてどうあなたは考へておられるか。こういうものを撤廃しなければ私は

でも、セクシヨナリズムというものはないはずなんです。しかし、私は現実にあるということならば、そういう方法論だけではこれはなくならないんじゃないだろうか、こう思ふんです。だから隣に長官がおるから、長官の言つておることを否定することもできず、さらばといつてそうほめることもできず、まあまあというところでものを言つておるだろうと思ふんだが、私はこれだけのおさまりがないと思ふ。その証拠の一つに、こういう点についてあなたの見解を聞きたい。それならば、人事院でこの公務員法ができてから競争試験をやつておる。これは私はあなたの言で推察すれば、一つの方法だと思ふ、成績主義というものは、ところが、残念ながら最近になりましてから各省ごとにさらに採用試験というのがある。これは幹部要員の採用試験だと思ふ、自治省採用試験、あるいは何々省採用試験、そしてそれに合格した者は、たとえていへば、自治省ならば幹部要員として全国に配置をされる。形は各知事から要請されたような形はとつておるが、実際は自治省から配分をされておる。そして二年ぐらいつたつとたらい回しだ、最終的には本省に引き揚げられて幹部要員になつておる。最近の自治体の人事行政を見ると、課長以上のポストが約五千ぐらいある。そうであるが、そのうちの七百五十ぐらいは自治省から天下つた人間になつておる。これは各省から行つておる者も含めれば約一割五分から二割は中央からの配置になつておる。そして、そういう者がまたもの省に戻る仕組みになつておる。私はこういうことを考へると、このセクシヨナリズムなんというものは、単なる研修、あるいはちよちよこした人事交流、あるいは総定員法ができたらこのセクシヨナリズムがなくなるというしるものではないと思ふ。そこで人事院総裁にお聞きしたいのですが、こういう各省の採用試験というものをあなたどう見ておられるのか、そしていま各省がやられておる幹部要員というものの配置についてどうあなたは考へておられるか。こういうものを撤廃しなければ私は

セクシヨナリズムは直らないのではないか、こう思うんですが、あなたの見解を聞いておきます。

○政府委員(佐藤達夫君) 自治省の場合は地方をかかえての問題でございますから、各省といささか違つたところがあるかと思ひますけれども、その他の一般の普通の各省庁におきましては、御承知のように、新規採用の際には人事院に対して合格者の名簿を出して、わがほうとしては成績順のちゃんとした名簿を提出するのでございまして、ところが名簿はそれからまた五人に一人という割合で選択権を各省が持つておる。それで、だれがいいかということをお選びになります。ついでに、各省の人事当局者がその候補者の面接をやつて、そしてこれなら引き受けられるというのをお選びになる。しかし、かつてにやられることは公務員法上制約がありますけれども、また公務員法上の選択はできますから、その責任ある選択をなさるために面接をやつていらっしゃるというところはやむを得ないことだと思ふ。その程度のことでは行なわれておるというふうに考えます。

○山崎昇君 人事院としても私は苦しいところだと思ひますが、事態はそうじゃありません。私も出先に行つて聞きますという、やはり自分の最初入つた省に戻りたいというのがその人の希望のようです。また各省は、自分のところから出ていった者については必ずめんどろを見る、また見ておるようです。その限りで私は文句を言うわけではございませんが、そういうものが改まらない限り、なかなかこのセクシヨナリズムというものは簡単に直るものではないのではないかと、こう思ふんです。ですから、お隣にいらっしゃる行政官は、総定員法ができたから、もうすぐにもこのセクシヨナリズムが直つていくような何か錯覚におちいつているようなんですが、私はこれは誤りではないだらうか、こう思ふわけです。人事院総裁からもう一つお答えを期待しておつたんですが、当たらすわらずたいへん遺憾に思つておるわけなんです。

そこで、もう一つあなたにお聞きしておきたい

のは、国家公務員法の七十八条の分限の条項と今度の総定員法との関係についてどうにお考えになつておるのか聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 御承知のように、七十八条では、官制の改正とか、あるいは定員の減少というものを一つの分限の条件にしてありますけれども、これは申すまでもありません。たとえば定員の過員を生じたかどうかという場合には、定員法のワク内で各省大臣なり外局長官レベルのところでもさらに各機関についての定員をおさめになります。それが公務員法でいっている定員だということ、これはほとんど確定して今日までやつてきておりますが、それに関する限りではいままでと変わらぬ、定員法ができましたでも変わらぬというところは言えます。ただ、さらにつけ加えて私どもとしては安心しておりますのは、この御審議に際して、出皿整理は絶対やらないとか、あるいは無理押しでの配置転換はやらないとしばしば政府が言明されておりますので、ますます私どもとしては安心感を持つておる、かように思つております。形としては昔と変わらぬ。

○山崎昇君 そうすると、総裁に重ねてお尋ねしておきますが、七十八条の四号というのは、私は従来は各省設置法で定められた定員をさすものだと思つておつたんですが、そうではないんですか。

○政府委員(佐藤達夫君) そういふばく然としたものじゃございませんので、設置法の授權に基づいて今度は各省大臣、各省外局長官が各機関ごとにきめましますから、それがものをいうということです。一つ一貫しておきます。

○山崎昇君 そうすると、これは後ほどまた聞きたいと思つておつたんですが、総裁がおられますから、私はこの際聞いておきたいと思ふんですが、定員には、今度からこの総定員法というものができれば法定定員になりますね、これは、そのほか政令定員というものができてる。それから予算定員というものがしばしばことばとして出てくる。それからいま総裁のことばをかりるといふと、授

権に基づいて各大臣等が配置をするというんですから、ある場合によつては配置定員ということも出てくる。これは必ずしも政令定員と合わない場合も出てくる。予算定員と合わない場合も出てくる。そうすると、私はこの七十八条の四号というのは一体どの定員がこれは中心になるのか。どの定員が過員を生じた場合に七十八条の四号というものが発動されて意に反して首切られるのか。定員ということばについてどれを考へられるのか。いま具体的に私言いましたけれども、もう一

べんひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) これは条文に明らかではありません。官制若しくは定員の改廃又は予算の減少」というのでありますから、選択的な条件になつております。どれかに該当すれば可能であるという、これはもう文理的にはそういうことになりま

す。○山崎昇君 ですから私がいまお聞きしましたように、このことばにある、定員の改廃というから、この定員というのには、私の知る限りでは法律上の定員もある。それから、これからこの総定員法がかりに成立したとすれば、各省別に対して政令で定員が配置される、だから政令による定員も定員ということになる。それからたまたま予算定員ということがあるから、予算定員というのもあり得る。それから、いまあなた法に法律に基づいて授權された大臣が配置をする定員を考へられておるといふから、これを通称私ども配置定員と名称づけるわけです。そうすると、各課ごとといひますか室といひますか、配置定員がここにいう定員なのか。それから予算定員なのか。政令定員なのか。法定定員なのか。全部ひつくるまづていふのか。私は具体的に聞いておるんですから、たとえば人事院で七十八条の四号を運用する際、どういふ方法でやられていくのかお聞きしたいと思ふ。

○政府委員(佐藤達夫君) 予算定員のはうは、これは従来と同じことで、定員法には全然関係のないことでございます。従来と同じでございます。従来、従来と申しますと、予算で定員削減され

たというので過員を生じたという理由で、罷免の措置が行なわれたことがあります。これはもちろん人事院に提訴してきております。それがまだ予算も成立しないのに追われかかつて、これはさつそく取り消しましたけれども、まれにはそういうことがあります。これは予算関係の問題としてそういう問題が起り得る。それから定員のほうの問題は、これはいままでであります。定員法がありまして、御承知のように定員法から一足飛びに省庁に委任されておる、各機関ごとの定員が、今度には中に政令が入りますけれども、おそらくその政令自身ではこまかいことをおさめになるはずはないんで、従来どおり各省大臣あるいは外局長官に委任されるだらうと思ひます。われわれとしては、現実に人がはみ出したかどうかという問題は各機関ごとに見なければ意味がありませんから、結局落ちつくところは、今後も省令段階、各省大臣なり外局長官のおきめになる機関別の定員が今後ものを言う、この点については昔と変わりはな

いというふうに考へております。

○山崎昇君 そうすると、総裁の答弁によると機関別に配置された定員がこで言う定員ということになりますか。そこで、私が心配するのは、最高限度だといつて総定員法というものがつくられて、定員というのは、かりにいまの数字でいへば五十万幾らあります。ところが、これはまだ資料としてもらつておりませんから、私は政令の内容を容れませんが、まあ内々聞くところによれば、予算で定められた定員をそのまま配置する予定だと聞いているわけですね。そうすると、この場合に政令で各省に配置する定員と予算で認められている定員と一致してゐる。しかし、一致しない場合もあり得る。それから、予算でぐつと定員をしぼつてきつくることもあり得る。そうすると、私はせつかく七十八条の四号で公務員の身分保障の規定になつておるけれども、やはりようによつては、配置定員のいかによつては、最高限度の定員がありながらもかなりその差はあつて、首切られるということがあり得るということになつ

てくると思いますが。これは私はやっぱりゆゆしき問題ではないだろうか。だから私は、少なくともここにいう定員というものは、やはり総定員法にいう最高限度の定員が全部の機関に分けられた場合に、それをオーバーした場合に過員というなら、私はこの七十八条と総定員法の最高限度というものの趣旨は一致してゐると思う。そうでないといふれば、せっかく法律で身分保障規定だ、身分保障規定だといわれる七十八条の四号というものは死文になってくるとおそれがあるのではないだろうかという心配をするわけです。そこでいましつこく総裁にお聞きしておるわけですが、この定員、配置定員といふことになる、私はだいたい問題が生ずるのじゃないか、こう思うのですが、どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 国家公務員の定員何十万人という大ワクが一方にあるわけで、総定員として一番大きなワクがあるわけです。そこで、ある機関の職員が三人はみ出したというので、何十万人プラス三人になったという場合に、その機関の人員を整理してやらなければならないという考え方です。絶対の野放しでやらねえと、とんでもないところからその三人が選ばれるということになります。これは常識的に申し上げれば、やっぱり各機関ごとにきめなければ合理性がない。そこでいまの御心配の、さてそれじゃその人を整理する場合にどういうやり方をするかという問題は、これはおそろしく人事行政の運用でありまして、そこでもうしばらくたてばほかの欠員ができて、そこでもうしばらくたてばほかの欠員ができて、やりくりで、隣の役所で欠員ができるということであれば、そっちに配置転換なり何なりやりくりでやっていく。これは当然の常識で、運用の問題であるわけです。その場合に、われわれのほうに不利益処分を審査請求がまいります、過去の経験で、そうたくさんはまいりませんけれども、いろいろつぶさにその事情を検討をいたしまして、そうしてこれは不都合だというものは容赦なく取り消してやっております。今後ともそのかまきで厳正

公平にやってまいりたいと思ひます。
○山崎昇君 私は、これは単に空論で言っているわけじゃないんです。過去にそういう例があるわけですから、たとえば、各自自治体は全部条例で定員をきめておられます。配置は、知事なり市長の訓令で各課に配置をしておられます。ところが自治体においては、配置定数をきめて、一名だけその課の課員がオーバーするようにして首切った例がある、全国的に。だから私は法律で、七十八条の四号で、身分保障の規定ではあるけれども、配置定員がここにいう定員だということになると、もちろんこれは運用の問題はある、あるけれども、私はせっかくの法律による身分保障の規定があるのに、一人事担当者か、あるいは権限を持った人によって職員が首が切られるということが出てくるおそれがあるから、私はこの問題を聞いておるわけなんです、やっぱり私は、総体的に総定員法のワクを越えた場合であつて、ただしそれは各行政機関別にいろいろなことが起こるでしょう、その場合に、全体をプールして一体この総定員法を越えるのか越えないのか、そういうことを判断して過員という問題を考えなければ、たいへんなことになるのじゃないか、そういういふ心配をして、この七十八条の四号についてお尋ねしておるわけです。ですから、もし各機関別というなら、その際にはもちろん本人の同意を得て配置がえもあるでしょう、あるいは交流もあるでしょう、そういう方法でいくべきであつて、この七十八条の四号の過員を生じた場合、定員の改廃ということに該当させるのは無理ではないだろうか、私はこういう考え方を持っておるので、重ねてひとつお伺ひしたい。

○政府委員(佐藤達夫君) ただいまの御疑念に出ておりますように、特定の人を目星をつけて、その人を合法的に整理しようとして、今度定員のほうの操作をする、これは最もわれわれが公平審理の際などには注意をして検討しておるところでございます。その点はこちらに御信頼をいただきました

いと思ひますけれども、ただ、幸いに先ほども触れましたように、今度の定員法の運用については、関係大臣しばしば無理なことはせぬとおっしゃっておりますから、おそろしくそういうことはないのであらうというふうに思ひますけれども、万一のことがあれば、われわれとしては当然厳正公平に審査をいたします。
○山崎昇君 この点は、職員にとつてこれはもう身分保障の大事な規定でありますから、したがつて、私はまあ総定員法との関係についていまあなたに聞いているわけですが、慎重にこれはひとつ運営してもらいたい。

それから、これは行政管理局のほうにも私は申し上げておきたいと思ひますが、この七十八条の法文が、一通達や配置定数を動かすことによつて簡単にこれが死文化するといふようなことのないようにしてもらいたい。このことだけ行政管理局に私は要望しておきたいと思ひます。この点はどうですか、行政管理局長官。
○国務大臣(荒木萬壽夫君) これはたびたび申し上げておることを山崎さん引き合ひに出されてのお尋ねでもございまして、重ねて申し上げる必要はないぐらひに存じているわけでありまして、私は、いま御指摘の七十八条というものが身分保障の規定であるとおっしゃることがむしろ心配し過ぎじゃないかというふうな気がいたしますが、歯どめが私は二つあると思ひます。一つは、毎度申し上げておりますように、臨時行政調査会設置法案参議院通過の際の附帯決議、すなわち、出血整理を行なわないで極力配置転換でやれという御決定であります。臨調もまたその線を受けて、全部その基本線に立つて答申をいたしております。法律によつて、政府はこれを、総理大臣はこれを尊重しなければならぬという一貫した考え方に立つて御提案を申し上げておるわけでございます。これは単に私だけが個人的に感じたことを申し上げている意味じゃないに、少なくとも政治論としては一貫したことであり、政府はそれを始終尊重せねばならぬ当然の責任があると思ひ得て

おります。それと政令定員、それが各省庁に委任されて省令等で具体的に配置されるということになると思ひます。ことさら七十八条四号等を悪用する意図を持って過員を生ぜしめるような配置は、これはやってはいけません。いつだつたか存じませんが、聞いたところによりますれば、最高裁の判決で、そういうものはやってはいかぬ、違法であるということがあつて聞いております。したがつて、第一に申し上げました歯どめ、最高裁の判決の二つの歯どめがございまして、御懸念は絶対御無用である、かように理解しております。同時に、この最高限度をきめていただきますが、実際は予算に見合つた政令が、毎年度政令定員でもつて変更されるというわけがございまして、その実際の政令定員と最高限度の間には、何がしかの留保定員を持ちまして運用するといふたてまえにいたしておりますので、御懸念のようないことが、かりにやむを得ないことがあるといひましたが、その実際の定員と最高限度の間の留保定員でも申すようなものを活用すべきことであつて、実質的には、御指摘のとおり総定員の数、最高限度と申しますそのものが一つの歯どめにもなつておる、かように御理解いただいていいのじゃないかと申しております。

○北村暢君 一つ関連して。例として、いま先ほど出てくるように、文部省の政令定員で二千何百ふやした。一年で切れた。いま違法状態になつてしまふ。欠員全部埋めて五百名どうしてはみ出してしまふ。文部省の定員から。ところがほかの省には欠員がたくさんまだあるわけでしょう。総定員になるという、一省ではみ出たものは、ほかの省で欠員があればやり繰りして、総定員の範囲内であれば首切らないでやれるということになるのですか。
【委員長退席、理事柴田榮君着席】
それから人事院には、今度の文部省の五百何名オーバーしてしまつたやうですね。定員がない。ないのに人間がおる。この場合は、あの法律

に基づいて、過員であるなら本人の意思に反して
ほんとうは首切らなくてもいいわけですね、ほん
とうは。法律そのまま解釈すれば、いいわけです
ね。そういう点から言つて、一体今後総定員法が
できたならば、先ほど山崎さんがお尋ねしてい
るように、総定員の最高限度五十万にがしをオ
ーバーしたものであれば、これは本人の意思に反
して首切られるが、総定員の範囲内であつたな
らば、各省において定められた政令定員よりオ
ーバーしても、総定員というのには、各省の定員總
計しても総定員にならないのですから、運用す
るといふのですから、各省庁の政令定員全部合
して総定員にいかないのです。四十四年度でも約
二千名差があるわけですね。そうすると、二千名
の範囲であつたならば総定員のところまでいかな
いのですから、本人の意思に反して首切られると
いうような事態は起こらないじゃないか、そう思
うのです。ところが、いままでの公務員法の規定
は各省の定員なんですから、各省の定員をオ
ーバーしておれば、文部省のようにほんとうから
えは首切らなければならぬ問題でしょう、実際
は。何らかの都合で機構を廃止したとか何かい
つて定員をオーバーした場合には、本人の意思に反
して首切れるわけです。それが各省ごとであつた
わけですね。ところが今度は、総定員というものが
あれば各省は政令定員だと、その政令定員の合計
が総定員よりも低い、ゆとりがある、こういうこ
とになつてくるわけなんです、運用上からい
つて。その場合にどうなのかということですね。ま
だ余つておるのだから、各省の政令定員よりも
オーバーしても、本人の意思に反して首切らな
くてもいいじゃないかということが起こり得るよ
うな感じがするのですけれども、そこら辺の解釈は
一体どうなるのですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) いまの七十八条に關
しての理論的な御答弁は、人事院總裁から申され
たとおりでございます。理論はそのとおりであり
ますが、先ほどお答え申し上げたように、最高限
度をきめて、実際はそれ以下の実定員というこ

とになつておる。また実在しない場合があるであ
ろうことは、北村さん御指摘のように、ある省で
は欠員がある、他の省ではないということ、実態
は欠員はありますけれども、適当な人が当面いな
いからたまたま欠員になつておるといふものを埋
めるわけにはむろいけませんので、そこで現実
の運営面から申し上げれば、常にある程度の留保
定員というのを持ち続けながら運営をしていく。
したがつて、お示しのような、ある省庁に、政令
定員ないしは各省庁の省令等で具体的に配置をし
ました、それぞれの分野で現実に実在員に対して
オーバーしておるものが出てくる、定員よりは実
在員が多いときにどうするかという問題は、これ
はまあ配置転換——それがどうしてもそうである
ことが正しいとするならば、オーバーしたものを
配置転換をするということ、なま首は切らな
い。配置転換するにしても、本人の意思をむろん
尊重し、かつまた、とんでもない、縁もゆかりも
ないところいきなり行つて仕事ができないうこと
もあり得るわけですから、そういうときには適當
の期間再訓練してでも恥をかかないようにするこ
と、いうやり方で、配置転換でまかなうということ
でやる運営の根本の考え方でございますから、最高
限度即ちいまおっしゃるような意味で定員というこ
とじゃございませぬけれども、政治的な立場から
も、また人事管理の立場からも、首切りなどとい
うことは絶対に起こらないように運営するとい
うことこそがその趣旨でありますから、現実には
わゆる七十八条の四号等が働いてくることは、先
ほども申し上げたとおり、許されもしないし、や
るべきではない、そういうことをもつてお答えに
したいと思ひます。

○山崎昇君 そうすると、管理庁長官の答弁だ
と、七十八条の四号というものはあるけれども、
実際にはこれは使はずきでもないし、使つてはな
らないと、こう言うのだから、総定員法ができ
たとしても、これによつて首切りが行なわれるこ
とはありません——いわば、少し言い過ぎな表現を
使えば、七十八条の四号は定員に關する限りは死

文同様である、こう私は理解をしておきたいの
です。それでよろしくございませうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおりでござ
います。
○山崎昇君 めつたにないほど明快な答弁があり
ましたので、了解をしておきたいと思ひます。
そこで、人事院總裁にも一つお聞きしておき
たいと思ひます、これは総務長官もおられると私
は都合がいいと思つたのだが、今度の総定員法が
議論になつたときからどうしても陰にまつわりつ
いて離れないのは公務員の給与問題なんですね。
これは離せといつても、やはり離れない。そこで
私は、直接關係はありませんけれども、この公務
員の給与についてお聞きをしておきたい。まあ、
担当の大臣がいなくなつて、少し片手落ちの
気もありませんが、そこで、すでに春闘もほぼ見通
しがつて、民間は去年よりかなりな賃上げにな
つておる。公労協もまた、去年と同様ななんとな
い言い方をしておられますけれども、現実的には
かなり上がつてくる。六千四百くらいになつてお
る。そう考えると、これから人事院が作業される
わけではございませんが、去年よりも多い勧告になつ
てくるのではないかと——これは想像であります。そ
こで、人事院總裁にお聞きをしたいのは、きょう
は大蔵省呼んでいませぬが、昭和四十四年度の予
算を見ると、いまの春闘の模様からいって、どう
も私は、予算的にはやはり暗い見通ししかない、
こう言わざるを得ないと思ひます。そこで、人
事院總裁として、もちろんまだ勧告を出したわけ
じゃありませんし、作業中でありませぬから、担当
大臣にこれこれしてほしいといふことは言いく
いと思ひけれども、あの四十四年度予算案に對し
てあなたは一体どういふふうにお考えになつてお
るか。あるいはまた、どういふふうには総理府の総
務長官に對して、片や勧告の作業をしつつ、政治
的にはやはり内々の話もしなければならぬと思ひ
ますが、そういう点についてひとつ總裁の見解
を聞きたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) われわれとしてはうれ
しい御質疑であるわけですが、もちろんこ
れから調査が山場にかかるわけで、去年より上
がるか下がるか——下がることはあるまいと思ひま
すけれども、どういふふうになりますか、これは
全然見当がつかせませんけれども、いま御心配の予
算の問題は、これは例の総合予算なるものが振り
かざされてから、われわれの努力すべき段階
は二段階になつた。まず第一に予算の獲得戦で
す。いままでは補正予算ですから、勧告したあと
で一生懸命やればよかつたのですけれども、今度
は総合予算という形になりますといふと、一応当
初の予算でたつぷりといふたいていおかなければな
らぬといふことで、大蔵大臣その他と、これは総
務長官とも連合軍を編成いたしまして、ずいぶん
やりましたのですが、その結果御指摘のような形
で出ました。しかし、これも足るかどうか、それ
は軽率には、まだ勧告の前でございませぬから、こ
れは言えませんが、私どもかねての念願に沿つた
形としては、私どものかねての念願に沿つた
形になつたといふ気持ちを持つております。と申
しますのは、従来は、御承知のように、補正のみ
によつておつた、自然増収があるかないかですべ
ての勝負がきまつてしまつたといふことから一歩
進んで、昨年度は予備費を少し組んでおいてや
ろうという形になつて、私どもに言わしていただ
け、予備費と補正の二段がまえになつた。ことし
それがさらに進歩いたしまして、給与費の中にひ
とつ組んでいただいた。五、七月からというの
はどういふ理由かわかりませぬが、とにかく給与
費の中にひとつ組んでもらつた。それから予備費
もある。それから第三段階として補正もある。三
段階へ進んだのですから、形の上では私はい
へんな進歩になつたと思つておりますけれども、
要は、勧告は完全実施していただけたかどうかと
いう問題ですから、これは勧告後火を燃やして、そ
のほうの努力をしなければならぬといふふうにと
考へております。

○山崎昇君 これから八月段階まで人事院としては

作業の途中の話ですから、

〔理事田米君退席、委員長着席〕

なかなか聞く私のほうも奥歯にもののはさまったような言い方をしなければなりません、すばつとは言えないと思ひますけれども、ただ私は趨勢としては、民間や公労協の方向を見ますという、去年よりは前進をしてゐる。したがって、一般公務員だけが去年よりも下がるなんということにはならないであらう——これは私の想像です。そこで、もしも公労協、民間のように進むとすれば、去年よりは私はかなり上がらざるを得ないであらう。そうすれば、いまだに私が心配になりますのは、制度的には一歩前進だと総裁は言われるけれども、四百四十三億の人員費予算、これは給与費に水増ししてゐることになる。しかし、予備費の内容を見ると、どうも寒い内容になってゐる。こう考えますと、いまの趨勢と考へあわせてみると、いまからよほどこの予算闘争の問題について私は人事院が汗をかいてもらわなければ、なかなかむずかしい事態が来るのじゃないか、こう考えますので、少し早いような気もしますし、先走るような気もしますけれども、人事院総裁の決意のほどをいま伺つたわけですね。だから、制度的には前進であるけれども、実際上はかなり困難であらうと、私はこう思ひますので、これからの人事院総裁の健康をひとつ私は要望しておきたいし、もちろんわれわれ政治家のほうでも国会論議を通じてこれはやらなければならぬと思ひますが、なかなかむずかしい情勢であるにしても、総裁の決意のほどをここで一ぺん聞いておきたい、こう思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) おかげさまで、あと二カ月分といふところまでまいつておりますので、これで緊縮一番完全実施といふところにきつかなければならないといふふうに先ほどは決意を燃やしておるわけでありました。したがひまして、報告が出ました際には、これはもちろん国会にも報告申し上げるわけでありまして、先ほどおことばもありましたように、国会のお力添えももち

ろんいただかなければなりませんし、私どもも従来にも増して努力をする決意でございます。

○山崎昇君 これは給与をやる委員会ではありませんからあまり多くは申しませんが、もう一つ、調整手当は暫定法になっておるのですね。したがって、これはそろそろ検討しなければならぬので、これはこの報告でこの取り扱いをきめるのか、どうされるのか、あわせて聞いておきたいし、さらにこの間もちよつと寒冷地手当について山本委員から話がありました。そこで、この寒冷地手当については、一つは定額の増額の問題、これは物価の値上がりその他の問題と関連して聞いておきたいし、それから下がるものが出てくるわけでありまして、そのものの対策上からどうされるのか。

それから北海道の石炭の問題については、価格の面で、この間の給与局長の答弁だと、八月に一括して買つておるところがあるから、その価格をとつたというお話もあります。これは私は不当だと思ひます。たとえば、私ども物を買つたつて、安い物を買ふ場合も、高い物を買ふ場合もある。ですから、公定価格でやつてもらわなければなりません。そういう意味から、北海道の資料を十分使つてもらいたい。基礎にしてみたいという点が二つ。

もう一つは、級地の是正についても、これはなかなか困難な点がありますけれども、十分検討をしておいてもらいたい。

この点だけを聞いて、一応人事院に対する質問は終わりたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 第一点の調整手当は、締り切りが来年度であつたと思ひます。御承知のように、昨年の民間調査あたりからデータを集めるべく努力いたしております。ことしもその努力をいたしておりますが、ことし間に合うものかどうか、これはいまにわかには申し上げかねます。締め切りまでは間に合わせなければならぬといふことで御了承願ひます。

寒冷地のほうは、これはこの間も山本委員にお

答へたと思ひますが、生活給的なものであるといふことについては、やはり寒冷増高費というものをカバーしなければ意味がないといふことは絶対的な一線でありまして、寒冷増高費の今後の成り行きは厳重に見守つてまいりたい。

級地の是正は、去年お願いしましたが、ことしはまだ、また二の矢をついていふことにはいきませんが、これもデータを見守つて十分検討していきたい、こういう心がまえであります。

○山崎昇君 それでは、今度は少し理論面に入つてお聞きをしたいと思います。

実は、行政機関定員法をなくするときの政府の提案理由の説明を私も見ると、定員管理は「本来、組織の規模を示す尺度であり、行政機関の規模は、機構と職員との定員により規制されるべきものでありますから、従来のように、定員のみを切り離して規定することは適当でないと思ひます。で、各省庁等の必要とする具体的な定員については、従来規制の対象としていなかった特別職の職員をあわせてそれぞれ当該省庁等の設置法に規定するようになつていまして、行政機関職員定員法を廃止し、これに伴ひ関連法律に所要の改正を行なうものであります。」というのが当時の提案説明になつてゐるわけですね。この見解を改めて見ればならないという積極的な理由はどこにあるのか。少なくともこういう形によつていまの定員というのには各省設置法になつてゐるのだが、なぜ今回の総定員法といふことにならなければならぬのか、この政府見解はどこにいたつたのか、その点から管理庁長官の見解を伺ひたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) まさにいまお示しのような提案理由の説明があつたことも私も承知いたしておりますが、それをあつて今度総定員法という形にいたしましたので、各省庁の設置法は定員を除いてはそのままにして、定員との関係においては政令に御委任を願ひたい。別にするに至りました理由を端的に申し上げますならば、日本そのものの経済の発展をはじめとします内外の諸条件の変動はきわめて急激であり、今後またそれが期待

されるといふふうに私は理解いたします。その場合に、行政需要に應じての増のこともありますが、しよし、減のところもあり得ると思ひますが、それに應じて各省庁設置法で理論的にはむろんかわらないわけでございますけれども、現実問題としますと、先ほど来申し上げておつて、その効果のほどを御懸念をしておられるようにも拝聴いたしますけれども、役人の通弊といつたしまして、定員の増加についてはきわめて熱心であります。減員についてはきわめてかたくなでございます。そういうことのために、法律を自分の省庁の固有の独占物であるような意識も相当ございまして、ために、実際問題として、なかなか増減、それぞれあります状態に對峙することが困難である。特に行政需要の減退したところを減らして増加したところに配置転換するといつたとしても、これはあくまでも理屈を離れたことであるからお許しをいただきますが、実際問題としての困難がある。そのことも臨調の答申には基本線として十分に考えられた答申が出ておりますわけでありまして、すべてを臨調に逃げ込むというわけでもございせんけれども、一般論としましては、否足らずながら、いま申し上げましたような国民的な必要性、需要の必要性に應じる体制を整える意味で、いままでの各省庁設置法に定めた定員を政令に委任いたつたことによつてその求めに應じ得るであらうといふことから、総定員法案なるものを考へ、御審議を願つておるような次第であります。

○山崎昇君 いま述べたの長官の答弁ですが、これは私どもが言つたのじゃないのです。政府が昭和二十四年に首切りをやるために定員法というのをつくつた。そして運営してみてもどうもまづい、こういうことから、政府みずから定員法をなくするためにいろいろ提案説明をしてゐるわけですね。これを今日改めなければならぬという理論はどこにもない。いま長官が認められましたように、行政機構と定員と両面から規制して初めて問題の所在が明らかになるわけなんです。ところが、機構のほうにはそのまゝにして置いて、定員

だけはいまの提案のように総定員法にする、これはどうしても片ちゃんばにしかならない。なぜ政府は、自分でこういう理論を立てて当時提案説明をしておきながら、なぜ今日のような片ちゃんばなことをするのか。私もどうしても委員の役割りとしては説明しておかなければならぬのです。いまの長官のような説明では説明にならないわけです。ですから、長官でぐあいが悪いというなら管理局長でもけっこうありますが、もう少し私は理論的にこの点は説明をしてみたいと思う。私もやはり外に向かつて、こういう政府の解明がございまして、こう説明しなければならぬから、そういう意味からいっても、この政府の説明した機構と定員は別々にやるものではないのだ。だから、各省設置法で定員も機構もやるのです、こう言ってあなた方がこの前の定員をなくしたわけでありまして、そこら辺の理論的な面をもう少し私にわかるようにひとつ、これは事務当局でもけっこうありますが説明願いたいと思います。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。昭和三十六年の法改正は、これは言ってみますれば法形式の問題でございまして、法律段階、法律事項として処理いたします際には、これは機構の処理、定員の処理、いずれも同じ段階で処理されるのが適当であるという意味でございまして、これに對しまして今回の改正は、実体論から申しまして、こういう法律形式を離れて政令による定員の自動的な運営のために必要であるから、そういう実体についての改正だという考え方でございします。

○山崎昇君 あまり理論的でもないし、私もほとんどわかる説明でもない。全く私は残念に思うわけですが、ほんとうに私も遺憾に思うのは、こういうことにはだけつまずいておったのは、せっかくここにある資料が全くはこになるのです、私は少し具体的にお聞きをしたいと思うのです。この点についても、私は私なりに十人ぐ

らしい学者の説明も持ってきたつもりです。本来ならば私は行政法学者なり政治法学者の見解も一々あなた方に聞いてみたいと思うのだけれども、そんなことやっている時間ありませんから、具体的にそれじや私は論を進めるために聞きます。最近、政府のほうには、行政機構についても何かずいぶん根本的な改革をやろうという新聞記者会見があったり、あるいは報道があったりするわけなんです、私は去年から主として第三條機關、第八條機關についていろいろ指摘をしてきました。しかし、今日まで一年たつが、ほとんどそれらについては検討しませんでした。何となく、たとえは地価公示法案の土地鑑定委員会のごときは、第三條機關として設けたかったけれども、許されなから第八條機關にいたしました。そして国家行政組織法の十四條に違反して告示権を与えておる。こうなつてくると、あなた方は第三條脱法行為として八條機關というものを利用している、こう私は考えるわけです。そこで、第三條機關から第八條機關までに、あなた方は去年から一年かかつてどういふ検討されて、そしてどういふふうになつたかといふところ、まず経過を聞いておきたいと思ひます。それから具体的な案があるならばこゝで示してもらいたいと思ひます。

○政府委員(河合三良君) 第三條機關と第八條機關の區別につきまして、昨年夏山崎先生から質問がございました。私が管理局長になりたてでよくわからないだらうから少し待つてやるといふお話があったと思ひますが、その後私もいろいろ及ばずながら話も聞きました、研究を勉強をいたしております。

そこで、現在は国家行政組織法第三條の機關を受けまして、第七條の内部機關、第八條の機關及び第九條の地方支分部局、その三つの部局が第三條機關の下につくわけでございますが、その第八條機關と申しますのが、第七條の内部部局及び第九條の地方支分部局、その両部局の以外のものはこれはすべて八條に入るということでございますし

て、そういう意味で八條機關が非常に、何と申しますか、いろいろなものが入つてゐるということ、確かに御指摘のとおりでございます。そういう意味でございしますが、なかなかこれ関係部局、部面が非常に多過ぎますし、理論的にもなかなかむずかしい問題があると思ひますので、現在その内容どういふものがあつて、それがそれぞれどういふ性格であるかといふことを勉強いたしておりますが、いまだはつきりどういふふうになつてほしいといふことはきめておりません。ただ、これは非常に事務的な問題でございしますけれども、私も管理局の中で正式にどういふことを研究するための組織と申しますか、担当をつくりまして、そういういたしましたこの国家行政組織法の現在御指摘のような不明確の点につきましては、できるだけ早い時期に勉強いたしまして、これに對する何らかの処置を講じたいといふふうに思つております。

なお、土地鑑定委員会につきましては、地価公示法におきまして公示をするとき書いてございしますが、これは組織法の十四條の告示とはおのずから異なる公示の形式を考えておりました、十四條の告示を土地鑑定委員会に認めてゐるわけではございません。そういうことでございしますので、土地鑑定委員会につきましては、いろいろ検討いたしました結果、八條機關でそういう業務が行なえるのではないかとこの判断で八條機關にいたしております。

○山崎昇君 私はほんとうに具体的に指摘したいといふことで、ずいぶんいろいろ外局について、各省にいまある外局の性格から全部調べてみた。あるいはまた、いまあなたが言つておる八條機關についても、これは私が言つてゐるのじやない、元法制局長官をやつた林さんの「法令解釈」を見るという、あなた方がやつてゐるような八條機關の解釈は限りなんです。そういう内容であるとか、私はいろいろ指摘をしたいのだが、きょうは時間ないといふから、きわめて残念なんです、ほんとうは。しかし、一番私があなた方にこの機会

に申し上げておきたいと思つてゐるのは、何としてもこの警察の機構です。これくらいわからないものはない。私はいまここに図解をして持つてきてある。これはだれがほんとうの責任者のものやらさつぱりわからない。そして国家公安委員会には警察庁に對する管理権はない、しかし都道府県警察に對しては何の権限もない。警察庁の長官は都道府県警察の指揮監督権は持つておる、しかし都道府県の公安委員会とは何の關係もない。一体、管理と指揮監督はどつちが上でどつちが下になつてゐるのか、意見が対立した場合にどうなつてくるのか。私は警察の機構一つ見ても、何か民主的なものであつて、實質的には中央の統制になつておる。八條機關のような性格であるけれども、日本最大の権力機構になつておる。こういう一つ見ても、私はいまの行政機構のあり方についてはほんとうの意味で根本から考え直さないとにはどうにもならない。あるいはまた総理府に十三の外局がある。しかし、内閣法の三條からいくという、そこにおいでになる管理庁の長官は主任の大臣ではない、一總理府の外局にただ大臣をもつて長官に充ててゐるだけの話である。内閣法からいっても私は問題が生じてくる。あるいは内閣法と総理府の設置法との關係からいって、競争事件が一ぱい出てくる。いまの行政機構といふのは三條から八條にまたがって矛盾だらけだ、實際のことを言ふと。そういうものをあなた方が一つも点検をしない。そしてどういふ職を置いたらいいのかわからない。何も検討されてない。ただ、けさほど来言つてゐるうちに、欠員を操作をしただけでこの総定員法といふものができてゐるところに、この最大の定員法の矛盾があるわけだ。だから、本来ならば、この定員をやるならば、この定員法の説明にあるように、恒常的に置く職に充てるべき定員と、こういうのですから、恒常的な職そのものが一体どういふふうにくべきかといふことが先に議論されなければ、この総定員法の議論といふものは本末転倒になつて

くるのですね。そういう意味で私どもは、幾ぶんあつちこつちに飛びますけれども、問題点を指摘をしているつもりなんです。ところが、残念ながらいまの国家行政組織というのはまさに矛盾だらけである。大臣にはなっているけれども主任の大臣ではない、こういう状態にある。あるいは総理府の設置法を見ても、あの設置法からどうしてこの十三の外局が設置できるのか私はふしぎだ。あの設置法から出てこない、こういうものは、ですから、こういう私はいまの行政機構というものをほんとうに真剣に考えてみなければならぬ時期にきているんじゃないか。その上に立つて、恒常的に置く職というのはいくらも職なのか、そしてそれにどれだけの人間を配置したら国民にほんとうのサービスをして行政機構としては能率的で簡素的な機構になるのか、こうならなければ、びつこもいいところです、この総定員法というものは、そういう意味で、私は、いま北村さんから時間がないと言われるので、きわめて残念な極なんです、ほんとうは、そういう意味で、私は、この総定員法、できるならば、けさも数字で申し上げましたけれども、私はもう一ぺん、これは撤回をしてもらうて、そしていま申し上げたようなことをもう一ぺん行政管理庁で各省と検討してもらいたい。そうでなければ、ほんとうの意味における最高限度の定員なんてものもになつてこない。つくつたとしても、これは死んだものにしかならない。さらに、あなた方が出されている数字は、三カ年間の計画にのつたこれは数字ですから、三年後には少なくともこれは改めなきゃならぬというしろものになつてくる。そこへもつてきて、先ほど来定員外職員の問題も提起したとおり、本来ならば常勤的なものは含めてこれは定員措置をしなればならぬ。それも何にもやってない。昭和三十八年以降、定員外のまんま、二千三百三十五名というのはそのままだをされる。私は、こういうことで、この総定員法を幾ら私どもに審議をせいで、理解をしてくださいと云われても、どうしてこれはできない。ですから、できるならば、私

はもう一ぺん言いたいと思うんだが、これは撤回をしてもらうて、いま言うような、私どもの指摘するような点をあなた方で検討してもらつて、そして、これだけの定員がいというならば、私どもも認めるにやぶさかでない、こう思うんです。どうですか、長官。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘のこの行政組織法、私もまだ長官拜命してそう長くたちませんのでほんとうのところはわかりませんけれども、断片的にいろいろな課題にぶつかりながら、たとえばいまのお話の三条機関、八条機関ということも、事務当局からいろいろ講釈も聞き、論議もしてみましたが、なかなか理解しにくいものだという程度の認識に到達した程度であります。ただし、お話のように、たしか昭和二十四年に行政組織法というのはいままでと教えられておりますが、一応通覧してみても、私なんか常識ではなかなか理解しにくい点があると同時に、運営面につきましても幾多の疑問がある。何とかこれは再検討の時期に来ているんじゃないかというふうに存じまして、管理局長から先ほどお答え申し上げましたように、数名の人員ではございませうけれども、行政組織法の一応の再検討の準備みたいなことを開始いたしておるわけでありまして、いづつと申し上げかねますけれども、何とか検討を加えた上、もし部分的にでも改正したほうがいいという案件を発見いたしましたれば、御審議願わなければならぬという時期も来るんじゃないかという、こういうふうな思つておるわけでありまして、いろいろ問題点を、御指摘になりましたことなどもあわせ考えまして、今後の検討に待ちたいと存じます。

は、どうしてもこの十九条がじゃまだというんならば、せめて各行政機関を通じての定員等については別に法律の定めるところによるというふうな文言でもいいから、国家行政組織法上に定員を法定をする根拠を置くべきではないのか。そうでなければ、何もなくなつちやうわけですね、削除です。この点は、私は立法技術上の問題としてきょうは問題提起をしておきたいと思ふんです。これは後日かあさつてお知りませうけれども、回答したいと思ふんです。これは法制局にも私は聞きたいと思ふんです、この点は、そうでありませんと、各省設置法にいう定数の条項を削られるのと、国家行政組織法上の十九条や二十二条が削られるのはわけが違います。だから、もしもあなた方が立法上これが誤りだというなら、改正案といふものについて考え直してもらいたい。そうでなければ、まるっきり根拠がないので、行政機構については国家行政組織法上に根拠があるけれども、定員については全くなくなる。もしも総定員法というのがなくなつたら、定員についての法的根拠は全くなくなる。それから、いまのようなやり方では、総定員法というものは政府の政策論議であつて、国家行政組織法上の論議ではなくなつてくる。そういう意味からいって、私は文章は別といたしまして、この十九条の削除といふことについては、どうしても立法技術上からも私は納得できない。この点は再検討を私は願いたいと思ふんです。どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お話しの点は、十分検討した上で御審議願つておるつもりでございます。十九条そのものは、先ほど来申し上げておりますように、法定されておる定員を政令に譲つていただく。実質的な国会の御審議は、常に予算定員と政令定員は一致するといふ形をとつて、一年に一回は必ず御審議願ふ。年度の途中で、たとえば十九条の2でございませうか、緊急政令と通称されるような、いろいろな必要がございませうれば年度内において一応措置するといひまして、一年

以内には必ず予算御審議のときにそれを含めたものとして国会の御審議を願ふ。そして運用の全きを期しながら、出血整理等になりませうな、先ほど申し上げました蘭ごめの意味におきまして、総定員の最高限度を国会で法定いたしました。その範囲内において、緩急轻重に依じた、臨調のいうところの簡素にして合理的な国民本位の行政サービスを提供するというふうなことから考へまして、十九条ないしは十九条の2といふものをこの際削除していただいて目的を果たしていただきたい、こういう考え方に立つておるわけでありまして。

○山崎昇君 これは私は、立法技術的なことですから、野党と政府との意見の違いということではないと思ふ。十九条にどうしてこの一項残つてはぐあいが悪いのですか、それならば、私は、やっぱり十九条に根拠を置いておいて、そして定員法というの、私どもが反対であるにしても、総定員法とあなた方が考へておるならば、別に法律で定めるといふことになつておるわけですから、少なくともこの国家行政組織法上に定員法を定める根拠を置かなければならぬのではないか。根拠を置かなくなつて、総定員法でやるということについては、私はこれは立法技術からいつてもどうも納得できない。もしもこのいまの十九条の「各行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある」といふこの文句がおかしいというならば、私は変えてもいいと思ふのです。たとえば、行政機関を通じてですね、定員の最高限度は別に法律で定めるとかどうとか。しかし、いづれにしてもこれは国家の行政の機構を定める根本法規でありますから、この根本法規に定員についてどういふ形ができるかという根拠を置くことが必要ではないか。それすらも削つちやうて、総定員法でやるということ、私は誤りではないか。立法技術論からいつても誤りではないか、こう思ふのです。まあ法制局が来ているようでありまして、ちよつと見解を聞いておきたいと思ふ。

紹介議員 大矢 正君

「山の労働者」に人並みの生活を保障し、国有林野事業の健全な発展を期するため、左記事項について実効ある措置を実施されたい。

一、国有林野事業に従事する作業員の賃金を大幅に引上げるとともに、その他の労働条件を改善すること。

二、白濁病などの職業病を防止するため、振動工具の使用時間の規制と改良を早急におこなひ、病者については完全に保障すること。

理由

一、国有林野の諸事業に従事している作業員は約五万名で、身分上は国家公務員とされているが、賃金は日給払いで中には生活保護基準を下回る賃金しか支給されないものもあるなど、はなはだしく苦しい生活をしいられている。

二、伐採事業などにおける出来高作業では、危険な作業環境にもかかわらず過重労働をしいられ、加えて近年は機械化に伴って振動工具による「白濁」病、腰痛症などの職業病が多発し、不具廃疾の恐れもあるなど苦しいに満ちた労働条件におかれている。

第三五八四号 昭和四十四年四月十四日受理

国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願

請願者 高知市一宮一、八〇三 中西末春 外八百七十二名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三五八五号 昭和四十四年四月十四日受理

国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 福島県いわき市遠野町入遠野宇天 王五三 野口一男外二千三百三十一名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三五八六号 昭和四十四年四月十四日受理

国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願

請願者 岡山県阿哲郡大佐町大字小坂部八 二二 真壁金治郎外九百十五名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三六一五号 昭和四十四年四月十四日受理

国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡端恋村大字田代甲七 一 穂刈孝市外八百二十三名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三六一六号 昭和四十四年四月十四日受理

国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願(六通)

請願者 鹿児島県熊毛郡屋久町安房 日高 重治外千九百四十八名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三六二六号 昭和四十四年四月十五日受理

国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願

請願者 北海道常呂郡留辺蘂町字川北 渡辺喜代平外四百九十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三六二七号 昭和四十四年四月十五日受理

国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 北海道苫前郡羽幌町南七条二丁目 佃定見外千二百九十九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三六二八号 昭和四十四年四月十五日受理

国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 秋田県大館市白沢字寺の沢一八 若松政太郎外二千五百四名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三六五七号 昭和四十四年四月十五日受理

国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願

請願者 長野県下伊那郡松川町大字大島 一、九〇九 樽沢功外九百十九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三六五八号 昭和四十四年四月十五日受理

国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願

請願者 長野県飯田市東栄町一区 伊藤英 一外七百三十七名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三六五九号 昭和四十四年四月十五日受理

国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 熊本市島崎町島崎一、〇一一 河

口明夫外五百八十六名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三六七五号 昭和四十四年四月十五日受理

国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 北海道枝幸郡浜頓別町一五四 石 川昇外九百九十八名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三六七六号 昭和四十四年四月十五日受理

国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願(二百二十三通)

請願者 鳥取県八頭郡佐治村小田 安都友 蔵外二千七百七十三名

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三六七七号 昭和四十四年四月十五日受理

国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願

請願者 長野県下伊那郡原町字久田道 木 屋昭馬外百二十九名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三七四六号 昭和四十四年四月十六日受理

国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願

請願者 北海道紋別郡滝上町濁川新町 藤 原幸男外千六百七十七名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三七四七号 昭和四十四年四月十六日受理
国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願(二通)
請願者 北海道浦河郡浦河町旭町六五 吉田忠一外九百九十八名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三八〇三号 昭和四十四年四月十七日受理
国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願
請願者 北海道上川郡下川町一ノ橋 清水一雄外八百三十六名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三六五〇号 昭和四十四年四月十五日受理
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願
請願者 岐阜市長森野一色一三三ノ二 上谷計親外九十名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第三六九〇号 昭和四十四年四月十六日受理
寒冷地手当改善に関する請願
請願者 新潟市学校町一番町六〇二新潟県議会議員 相馬一清
紹介議員 佐藤 隆君
国家公務員の寒冷地手当に關し、左記事項の改善措置を講ぜられたい。

一、寒冷地域間における級地区分の不均衡をすみやかに是正すること。
二、人事院の勧告に基づく給与の改定率を定額にもスライドさせること。
三、恒常豪雪地に対して、豪雪加給の支給措置を行なうこと。

理由
一、近年における寒冷生計資の増高は年々著しいものがあり、このことが優秀な公務員の定着しない大きな原因ともなっている。
二、現行の級地区分は、寒冷地域に多くの不均衡があるため、人的資源の確保、後進性脱却の面から大きな問題である。

第三七四二号 昭和四十四年四月十六日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願
請願者 鳥取県東伯郡東伯町八橋 山本鉄蔵外二百四十四名
紹介議員 大谷藤之助君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三七四三号 昭和四十四年四月十六日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三通)
請願者 京都府北桑田郡桑田町大字上弓削小字下中筋七ノ一 佐伯時化雄外二名
紹介議員 林田修紀夫君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三七四四号 昭和四十四年四月十六日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(四通)
請願者 佐賀県武雄市朝日町大字中野七、九七八ノ一 草場昭司外三名
紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三七四五号 昭和四十四年四月十六日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中区三の丸一ノ七ノ二 井上信彦外四百五十七名
紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三七六五号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願
請願者 福島県伊達郡桑川町桜ヶ丘三四 佐藤ミサ外三百九十六名
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三七六六号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(二通)
請願者 高知市新本町一ノ一〇 坂本重寿外七十五名
紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三七六七号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(五通)
請願者 福井県武生市蓬萊町八七 小林弘美外四名
紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三七六八号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(五通)
請願者 宮崎市神宮東町二三七 堀和子外四名
紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三七六九号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三通)
請願者 香川県仲多度郡琴平町七七〇ノ一 佐藤吉隆外二名
紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三七九四号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願
請願者 愛媛県松山市南高井一、二五八 武知ラリエ外五百五十五名
紹介議員 増原 東吉君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三七九五号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願
請願者 徳島県鳴門市大麻町板東 永井精胤
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三七九六号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(二通)
請願者 京都府綴喜郡宇治田原町岩山 本多弥四郎外一名
紹介議員 林田修紀夫君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三七九七号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(五通)
請願者 岐阜県古川町高野 上杉一校外四名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三七九八号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(九通)
請願者 石川県金沢市弥生二ノ二ノ二九 井口清次郎外三百三十七名
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三七九号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(十一通)
請願者 鹿児島県日置郡山形町二四三
末吉辰二外十二名
紹介議員 川上 為治君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(五通)
請願者 岡山県津山市坪井町二七 石井俊
彦外四名
紹介議員 小枝 一雄君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八〇〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十八通)
請願者 茨城県土浦市真鍋町三七二 中川
延四郎外三十七名
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三一〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(六十七通)
請願者 北九州市八幡区桜ヶ丘町三ノ四六
平山鈴子外六十六名
紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八〇一〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(四十四通)
請願者 奈良県宇陀郡榛原町上井足 山田
務外四十三名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三二〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百七十二通)
請願者 富山県東砺波郡井口村 井頭賢三
外百七十一名
紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八〇二〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八二九〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十三通)
請願者 栃木県日光市野口 福田彰外二名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八三三〇号 昭和四十四年四月十七日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十九通)
請願者 福島県会津若松市大戸町大字雨屋
佐藤一良外百三十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

る。

第二条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる者を「国家公務員」に改め、「要するもの」の下に「(第七条第五項の公共企業体の職員の場合を除き、以下「職員」という。)を加え、同項第一号及び第二号を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる者のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。）」を「国家公務員のうち職員に改め、「それぞれ同項各号の」を削る。

第五条第一項中「並びに第二項第一号第二号の職員で業務量の減少その他経営上やむを得ない理由により退職したもの」を削る。

第五条の二を削る。

第六条中「前四条」を「前三条」に改め、「(前条の規定により計算した退職手当については、五十八・二)を削る。

第七条第五項中「地方公務員が」を「日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社(以下「公共企業体」という。)の職員(公共企業体の役員を除く。以下「公共企業体職員」という。))又は地方公務員が」に、「その者の地方公務員を」を「その者の公共企業体職員又は地方公務員」に改める。

第七条の二第二項中「又は第二項第一号第二号に規定する法人」を削る。

第十三条(見出しを含む)中「地方公務員」を「公共企業体職員又は地方公務員」に、「地方公共団体に就職」を「公共企業体又は地方公共団体に就職」に、「当該地方公共団体」を「当該公共企業体又は当該地方公共団体」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(退職手当の支給に関する経過措置)

2 この法律の施行の日前に退職した改正前の国家公務員等退職手当法(以下「旧法」という。)第二条第一項第二号に規定する職員(旧法第二条第二項の規定により同条第一項第二号の職員とみなされる者を含む。以下「公共企業体職員」という。)で、この法律の施行の日以後においても旧法が効力を有するものたるならば旧法第十条又は第十二条の規定の適用を受けることとなるものの当該退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(在職期間に関する経過措置)

3 この法律の施行の際現在に在職する改正後の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により同条第一項の職員とみなされる者を含む。以下「公務員」という。)のこの法律の施行の日前における在職期間には、公共企業体職員に係る在職期間を含むものとする。

4 この法律の施行の際現在に旧法第七条の二第一項に規定する公庫等職員として在職する者がこの法律の施行の日以後引き続き当該公庫等職員として在職した後引き続き公庫等職員となつた場合におけるその者の退職手当については、なお従前の例による。

(日本専売公社法の一部改正)

5 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の二の次に次の一条を加える。

(職員の退職手当の基準等)

第四十三条の二の二 公社は、その職員に對して支給する退職手当の基準を定めなければならない。

2 公社は、その職員が引き続きその役員となつた場合においては、その役員となつた時に退職したものとして、その者に退職手当を支給しなければならない。

第五十条から第五十三条までを次のように改める。

第五十条から第五十三条まで 削除

(日本国有鉄道法の一部改正)

6 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(職員の退職手当の基準等)

第四十四条の二 日本国有鉄道は、その職員に對して支給する退職手当の基準を定めなければならない。

2 日本国有鉄道は、その職員が引き続いてその役員となつた場合においては、その役員となつた時に退職したものととして、その者に退職手当を支給しなければならない。

(日本電信電話公社法の一部改正)

7 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の次に次の一条を加える。

(職員の退職手当の基準等)

第七十二条の二 公社は、その職員に對して支給する退職手当の基準を定めなければならない。

2 公社は、その職員が引き続いてその役員となつた場合においては、その役員となつた時に退職したものととして、その者に退職手当を支給しなければならない。

第七十九条から第八十一条までを次のように改める。

第七十九条から第八十一条まで 削除

(退職手当の期間通算)

8 この法律の施行の際現に公共企業体職員として在職する者が、この法律の施行の日以後引き続き公共企業体職員として在職し、その者が退職した場合における退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者のこの法律の施行の日以後における公共企業体職員としての在職期間に、その者がこの法律の施行の際に退職したものとするならば旧法の規定により退職手当を支給することとなる場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る在職期間を通算する。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

9 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律

第一条中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「前二条」を「第一条」に改め、「及び公社等」を削る。

第四条の見出し中「又は納付」を削り、同条中「又は第二条」及び「及び納付」を削る。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

10 日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社(以下「公社等」という。)は、その退職した職員で失業しているものに係る旧法第十条に規定する差額に相当する退職手当及び附則第二項の規定に基づき旧法第十条に規定する差額に相当する退職手当の例により支給する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、当該公社等の負担すべき金額を、当該公社等の予算の定めるところにより、政府の一般会計に納付しなければならない。

11 前項の規定により政府の一般会計において公社等から受け入れた金額が、当該年度における公社等の負担すべき金額を超過し、又は不足する場合における当該超過不足額の調整及び前項の規定による納付の方法については、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)第三条及び第

四条の規定を準用する。

(総理府設置法の一部改正)

12 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第四号中「国家公務員等」を「国家公務員」に改める。

13 (最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部改正) 最高裁判所裁判官退職手当特例法(昭和四十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

第五条第二項中「引き続いて一般職員」の下に「退職手当法第七条第五項に規定する公共企業体職員(以下「公共企業体職員」という。)を加え、「一般職員」を「一般職員、公共企業体職員」に改める。

第六条第二項中「一般職員」の下に「公共企業体職員」を加える。

(防衛庁職員給与法等の一部改正)

14 次に掲げる法律の規定中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

一 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第一条、第二十八条第二項、第二十八條の二、第二十八條の三並びに附則第八項及び第九項

二 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)第五条(見出しを含む。)及び第八條第三項

三 住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二十五号)附則第五項

四 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第七十四号)附則第二項

五 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)附則第四十項

六 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第一百一条第二項

七 オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第三十八号)第六條第一項

八 地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四百二十二條第二項

九 電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十九号)第四條第二項

十 港湾労働法(昭和四十年法律第二百二十号)第五十九條第二項

十一 日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第五十五号)第六條第一項

十二 札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第八十六号)第六條第一項

十三 環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第三十八号)附則第十六項

五月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(衆)

一、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(衆)

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。目次中「第九十三條の二」を「第九十三條の三」

に改める。

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号及び第六号を一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「又は第三号」を削り、同条第三項を削る。

第九条第三項本文中「組合員」の下に「(その組合の組合員であつた者のうちから、その組合に係る各省各庁の所属の職員が組織する国家公務員法第八十条の二の職員団体又は公共企業体等労働関係法昭和二十三年法律第二百五十七号)第三号の労働組合(以下「職員団体」と総称する。が推薦した者を含む。)」を加える。

第四十二条第二項中「月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた俸給の総額を三十六(当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数)で除して得た額」を「月の掛金の標準となつた俸給」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(年金を受けるべき遺族の範囲)

第四十二条の二 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたものとする。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 第一項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合に、その子は、これらの者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとみなす。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)
第四十二条の三 年金以外の給付を受けるべき

遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの

二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していた者の

三 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの

2 第二条第二項の規定は前項第一号又は第二号の規定を適用する場合について、前条第三項の規定は前項第一号の規定を適用する場合について準用する。

第四十三条第一項を次のように改める。
給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。

一 年金を受ける者の順位は、第四十二条の二第一項に規定する順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条第一項各号の順序。ただし、同項第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

第四十五条中「又は遺族一時金」を「遺族一時金又は年金者遺族一時金」に改める。

第七十二条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 年金者遺族一時金

第八十三条第四項中「遺族年金」の下に「又は年金者遺族一時金」を加える。

第四章第三節第四款中第九十三条の二を第九十三条の三とし、第九十三条の次に次の一条を加える。

(年金者遺族一時金)

第九十三条の二 次の各号の一に該当するときは、組合員又は組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の

規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

一 組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年以上である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者が廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

四 組合員期間十年未満の者が公務による廃疾年金を受ける権利を有するものが公務によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

五 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

2 年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(第二号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額)とする。

一 前項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十年分に相当する金額

二 すでに支給を受けた退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の総額

3 国家公務員災害補償法の規定による遺族補償一時金が支給されることとなつた場合における年金者遺族一時金の額は、その額から当該遺族補償一時金の額を控除した金額とする。

第九十九条第二項第一号中「掛金百分の五十、

国の負担金百分の五十」を「掛金百分の三十、国の負担金百分の七十」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十二・五」に改め、同項第三号中「廃疾年金又は」を「遺族年金」に改め、「遺族年金」の下に「又は当該遺族年金に係る年金者遺族一時金」を加え、同条第四項中「国家公務員法第八十条の二の職員団体又は公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第三号の労働組合(以下「職員団体」と総称する。を「職員団体」に、「同項第一号及び第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第二号中「国の負担金百分の五十七・五」とあるのは「国の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」を、同項第一号中「国の負担金百分の七十」とあるのは「国の負担金百分の二十、職員団体の負担金百分の六十二・五」とあるのは「国の負担金百分の二十、職員団体の負担金百分の四十二・五」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国の特別会計においてその俸給を支弁する職員である組合員に係る前項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用及び同項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額は、国の一般会計からそれぞれの特例会計に繰り入れるものとする。

第百十一条第四項本文中「組合員」の下に「(組合員であつた者のうちから職員団体が推薦した者を含む。)」を加える。

第百二十四条の二第三項を削り、同条第四項後段中「国の負担金」とあるのは「公庫等の負担

(退職した者についての短期給付の特例)

2 前項の申出をした者は、その申出が受理さ

この場合においては、**第二条第一項第三号中**

の三第三項に規定する任意継続組合員が同項

は、その日」と、第四十六条第一項中「第百

十三條第一項中「公務によらないで死亡」とある

第一三三號 司馬建方墓誌及司馬建方墓誌銘

一 第一項の退職の日の翌日から起算して五

期給付に相当する給付を行なうものの組合

四 掛金を次項の期限後十日を経過しても払

金を組合に払い込まなければならない。

員に対するこの法律の適用について必要な事

担金」と、同項第二号中「国の負担金百分の五

項第二号中「国の負担金百分の六十二・五」と

THE

附則第十三条の七の次に次の一条を加える。

第十三条の七の二 衛視等であつた期間が十五

合員期間が二十年」とあるのは「衛視等であつ

附則第十四条の次に次の一条を加える。

は、二十年以上である者又は衛視等であつ

附表第二

二年以上 三年未満	六〇日
--------------	-----

六年以上	一八〇日
七年未満	

100

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する

る施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一

一時金に関する経過措置（第三十四条・第三十

第二條に次の一項を加える。

する遺族をいふものとし、新法の規定による

100

第八条第一項中「第四号」を「第三号」に改める。

第二十九条各号列記以外の部分中「(新法第二十条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。)」を削る。

第五章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 年金者遺族一時金に関する経過措置

(公務傷病による死亡者に係る年金者遺族一時金の規定の適用)

第三十五条の二 新法第四章第三節第四款中第九十三条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合及び増加恩給等を受ける権利を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者で第四十条第一項又は第二項の規定による申出のあつたものが当該増加恩給等に係る公務傷病により死亡した場合について適用する。

(年金者遺族一時金の受給資格に係る組合員期間)

第三十五条の三 新法第九十三条の二第一項第三号の規定による年金者遺族一時金(公務による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る年金者遺族一時金を除く)を受ける権利に係る組合員期間は、施行日の前日まで引き続き組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

(特例による退職年金の受給権者に係る特例)

第三十五条の四 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。ただし、第一号に該当する場合において次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 組合員期間が二十年未満である者で第八条から第十条までの規定による退職年金を

受ける権利を有するものが公務傷病により死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年未満である更新組合員が公務傷病により死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第八条から第十条までの規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十三条の二第三号の規定は、適用しない。

(特例による退職年金の受給権者に係る年金者遺族一時金の額に関する特例)

第三十五条の五 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたらば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分分に相当する金額(同項第一号に該当する場合においてすでに支給を受けた退職年金又は減額退職年金の額があるときは、その総額を控除した金額)とする。

第四十一条第一項各号列記以外の部分中「第三十三条までの下」に、第三十五条の二、第三十五条の四、第三十五条の五を加える。

第八章第二節第四十八条の二を第四十八条の四とし、第四十八条の次に次の二条を加える。

(簡便等の年金者遺族一時金の受給資格に関する特例)

第四十八条の二 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。ただし、第一号に該当する場合において次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 簡便等であつた期間が十五年未満である

者で第四十四条第一項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病により死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 簡便等であつた期間が十五年未満である者が公務傷病により死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第四十四条第一項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十三条の二第三号及び第三十四条第二項の規定は、適用しない。

(簡便等の年金者遺族一時金の額に関する経過措置)

第四十八条の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたらば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分分に相当する金額(同項第一号に該当する場合においてすでに支給を受けた退職年金又は減額退職年金の額があるときは、その総額を控除した金額)とする。

第五十三条第一号中「又は遺族一時金」を「遺族一時金又は年金者遺族一時金」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中国国家公務員共済組合法第九十三条第三項本文及び第百十一条第四項本文の改正規定は、公布の日から施行する。

(長期給付の給付額の算定の基礎となる俸給に関する経過措置)

第二条 この法律の施行(前条本文の規定による施行をいう。以下「施行日」という。)前に

国家公務員共済組合法の退職(死亡を含む。次項において同じ。)をした組合員に係る同法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金(それぞれ国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。)で、施行日の前日において現に支給されているものについては、施行日の属する月の翌月分以後、その額を、第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「新法」という。)及び第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下この条において「新施行法」という。)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の場合又は施行日の前日から引き続き組合員であつた者で施行日以後三年内に国家公務員共済組合法の退職をしたものに係る年金たる長期給付の給付額の算定について新法及び新施行法の規定を適用した場合において、これらの規定により算定した年金の額が第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下この項において「旧法」という。)及び第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下この項において「旧施行法」という。)の規定により算定した年金の額より少ないときは、旧法及び旧施行法の規定による年金の額をもつて当該年金の額とする。

(掛金及び負担金に関する経過措置)

第三条 新法第九十九条第二項、第三項及び第五項、第百二十四条の二第四項並びに第百二十五条(新法第百二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日の属する月の翌月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(退職をした者についての短期給付の特例に関する経過措置)

第四条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する

る施行法（以下「施行法」という。）の規定の適用を受ける者に対する新法第二百二十四条の三第一項の規定の適用については、同項に規定する組合員期間は、施行法の規定を適用し、又は準用して算定した新法第三十八条第一項に規定する組合員期間とする。

2 前項に規定する者が新法の退職をした場合において、施行法の規定によりその者に退職年金が支給されることとなるときは、その者は、新法第二百二十四条の三第一項の規定の適用については、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

（退職一時金に関する経過措置）

第五条 新法別表第二の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 前四条に定めるもののほか、国家公務員共済組合法及び施行法の改正に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。

（昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第七条 昭和四十二年及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第十條第三項中「及び第二十七條を」と、第二十七條及び第三十五條の二に改め、同條第四項中「第二十七條の下に」と及び第三十五條の二を加え、同條第十項中「又は遺族年金を」と、遺族年金又は年金者遺族一時金を改め、「受けていたときは」の下に、「当該廃疾年金又は遺族年金にあつては」を加え、「とする」とし、当該年金者遺族一時金にあつては、その支給額か

ら当該増加恩給の額の総額を控除するものとす

る」に改める。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）
第八条 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第七條中「被保険者であるとき」の下に、「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の三第三項に規定する任意継続組合員である同法の組合の組合員であるとき」を加える。

第十八條第一項中「昭和三十三年法律第二百二十八号」を削る。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約百億円の見込みである。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十條第三項中「組合員」の下に「（組合員であつた者のうちから、公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）に規定する労働組合で当該公共企業体の所屬の職員が組織するものが推薦した者を含む。）」を加える。

第十八條第二項中「又は死亡一時金」を、「年金者遺族一時金又は死亡一時金」に改める。

第二十五條の見出しを「（年金を受けるべき遺族の範囲）」に改め、同條第一項中「この法律において「遺族」とは」を「年金を受けるべき遺族の範囲は」に改め、同條の次に次の一条を加える。

（年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲）
第二十五條の二 年金以外の給付を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

族の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの

二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していた者

三 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの

前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項第一号の規定を適用する場合について準用する。

第二十六條第一項を次のように改める。
給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。

一 年金を受ける者の順位は、第二十五條第一項本文に規定する順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条第一項各号の順序。ただし、同項第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

第四十八條第十号を第十一号とし、第八号及び第九号を一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 年金者遺族一時金

第五十九條の次に次の一条を加える。

（年金者遺族一時金）
第五十九條の二 次の各号の一に該当するとき

は、組合員又は組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

一 組合員期間二十年以上の組合員が死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

き遺族がないとき。

三 退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合（第一号に規定する場合を除く。）において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

四 減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合（第一号に規定する場合を除く。）において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

五 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

2 年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（第二号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額）とする。

一 前項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいなかったならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分分に相当する金額

二 すでに支給を受けた退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の総額

第六十六條第一項第一号中「（昭和二十三年法律第二百五十七号）」を削り、同項第二号中「費用の百分の五十七・五（専従職員及び組合に使用される組合員に係る長期給付に要する費用については、百分の十五）」を「費用（専従職員及び組合に使用される組合員に係るものを除く。）の百分の四十二・五」に改め、同條第四項中「又は前項に規定する労働組合は、第一項又は前項を」と、第三項に規定する労働組合又は国は、第一項、第三項又は前項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 国は、組合員に係る短期給付及び長期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

第八十二條の次に次の一条を加える。

第八十二条の二 組合員期間二十年以上の者が退

第八十二条の二 組合員期間二十年以上の者が退職した場合には、その者は、退職の日の翌日から十日以内に、その退職後もこの条の規定により短期給付を受けることを希望する旨をその組合に申し出ることができる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、退職しなかつたものとみなし、引き続き同項の組合を組織する役員又は第十三条の規定による運営規則の定める者（次項において「役員等」という。）であるものとみなして、

七条までの規定を除くを適用する。この場合においては、第十四条中「翌日」とあるのは、翌日（第八十二条の二第三項第二号又は第三号の規定により同項に規定する任意継続組合員でなくなつたときは、その日）」と、同条第二号中

「役職員及び前条の規定による運営規則の定める者」とあるのは第八十二条の二第三項に規定する任意継続組合員」と、第三十二条第一項中「業務によらないで病気とあるのは、病気」と、第三十九条第一項中「業務によらないで死亡」と

あるのは「死亡」と、第六十四条第二項中「仮定俸給」とあるのは「仮定俸給」で第八十二条の二第一項の退職の日の属する月の掛金の標準となつたもの」とする。

3 前項の規定により第一項の組合を組織する役員員等であるものとみなされた者(以下「任意継続組合員」という。)が次の各号の一に該当するに至つたときは、任意継続組合員でなくなるものとする。

一 第一項の退職の日の翌日から起算して五年を経過したとき。

二 組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行なうものの組合員を含む。）の資格を取得したとき。

三 健康保険法の規定による健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者（船員保険法第二

十条の規定による被保険者を除く。）の資格を
取得したとき。

四 掛金を次項の期限後十日を経過しても払い込まなかつたとき。

五 任意継続組合員でなくなるとを希望する旨をその組合に申し出たとき。

任意継続組合員は、毎月末日までに、掛金を組合に払い込まなければならない。

船員である組合員に対する前四項の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

前五項に定めるもののほか、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

附則第十六條の次に次の二條を加える。

年金者遺族一時金の受給資格に関する特例）
一六条の二 附則第九条から附則第十一条まで

規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないと

は、第五十九条の二第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

組合員期間十年未満の更新組合員が死亡した
場合であつて、その死亡を退職とみなしたなら

その者に附則第九条又は附則第十一条の規定による退職年金を支給すべきこととなる場合に

いて、遺族年金を受けるべき遺族がないとき、第五十九条第一項及び第五十九条の二第一の規定にかかわらず、その者の遺族に年金者家族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しな

更新組合員が死亡し、その遺族が公務扶助料

受ける権利を有することとなつたときの当該新組合員の組合員期間が十年未満である場合あつて、その者の施行日前の在職年の年月数、施行日以後の組合員期間の年月数とを合算し

た年月数が十七年以上である場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないときは、第五十九条第一項及び第五十九条の二第一項の規定にかかわらず、当該更新組合員の遺族に年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。

例）（特例による年金者遺族一時金の額に関する特

第十六条の三 前条の規定による年金者遺族一時金の額は、同条第一項から第三項までの規定に

族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二年分に相当する金額（同条第

一項の規定に該当する場合においてすでに支給を受けた退職年金又は減額退職年金の額があるときは、その総額を控除した金額とする。

附則第十七条の二中「前条」を「第十六条の二か前条まで」に改める。

附則第三十一条の次に次の一条を加える。
(更新組合員等に対する短期給付の特例)

三十一条の二 この附則の規定の適用を受ける者が第十六条の退職をした場合において、この

附則の規定によりその者に退職年金が支給され

二第二項の規定の適用については、組合員期間

二十年以上の者とみなす。

表第三

組合員期間		日	数
一年以上 二年未満	三〇日		
二年以上 三年未満	六〇日		
三年以上 四年未満	九〇日		

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から

四年以上 五年未滿	一 二〇日
五年以上 六年未滿	一 五〇日
六年以上 七年未滿	一 八〇日
七年以上 八年未滿	二 一〇日
八年以上 九年未滿	二 四〇日
九年以上 十年未滿	二 七〇日
十一年以上 十一年未滿	三 〇〇日
十一年以上 十二年未滿	三 三〇日
十一年以上 十三年未滿	三 六〇日
十三年以上 十四年未滿	三 九〇日
十四年以上 十五年未滿	四 二五日
十五年以上 十六年未滿	四 六〇日
十六年以上 十七年未滿	四 九五日
十七年以上 十八年未滿	五 三五日
十八年以上 十九年未滿	五 七五日
十九年以上 二十年未滿	六 一五日

施行する。ただし、第十条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

(負担金に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「新法」という。)第六十六条第一項、第四項及び第五項の規定は、この法律の施行(前条本文の規定による施行をいう。)の日(以下「施行日」という。)の属する月の翌月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による。

(退職した者についての短期給付の特例に関する経過措置)

第三条 日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)附則第八條第二項の規定により国鉄共済組合の組合員であつたものとみなされる期間又は新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)附則第六條第二項の規定により国鉄共済組合の組合員であつたものとみなされる期間間は、新法第八十二條の二第一項に規定する組合員期間に含まれるものとする。

(退職一時金に関する経過措置)

第四条 新法別表第三の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、公共企業体職員等共済組合法の改正に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第六条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七條中「被保険者であるとき」の下に、「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)第八十二條の二第三項に規定する任意継続組合員である同法の組合の組合員であるとき」を加える。

第十八條第一項中「昭和三十一年法律第百三十四号」を削る。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)
第七條 日本鉄道建設公団法の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

(新東京国際空港公団法の一部改正)
第八條 新東京国際空港公団法の一部を次のように改正する。

附則第六條第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約七十億円の見込みである。

五月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、一世一元制の法制化促進に関する請願(第三八四一号)(第三八四二号)(第三八四三号)(第三八八六号)(第三八九八号)(第三八九九号)(第三九〇〇号)(第三九〇一号)(第三九二二号)(第三九二九号)(第三九三二号)(第三九三七号)(第三九七二号)(第三九七三号)(第三九七四号)(第四〇〇一号)(第四〇〇七号)(第四〇一一号)(第四〇一二号)(第四〇二三号)(第四〇一四号)(第四〇六一号)(第四〇六二号)(第四〇六三号)(第四〇八三号)(第四一五五号)(第四一五六号)(第四一五七号)(第四一九二二号)

一、国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願(第三九二三号)(第四一五二号)に、
一、「総定員法制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願(第三九二四号)(第四〇八一号)(第四一〇五号)(第四一〇六号)(第四一〇七号)(第四一〇八号)(第四一〇九号)(第四一一〇号)(第四一一一号)(第四一二二号)(第四一二三号)(第四一二四号)(第四一五二二号)

一、ソ連からの最終帰国復員者で電々公社に在

戦中の者の共済年金通算の特例措置に関する請願(第四〇三九号)

一、定年制反対及び老後保障の確立に関する請願(第四〇八二二号)

一、国家公務員の定員五パーセント削減計画及び総定員法制定反対等に関する請願(第四一〇三三号)(第四一〇四号)

第三八四一号 昭和四十四年四月十八日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願
請願者 山形市諏訪町一ノ二ノ三 大森 清治外六百三十三名

紹介議員 伊藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八四二号 昭和四十四年四月十八日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(七通)
請願者 千葉県銚子市馬場町一七三 山崎 正之助外六名

紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八四三号 昭和四十四年四月十八日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(二一通)
請願者 岩手県下閉伊郡山田町船越 西館 勲外二十名

紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八八六号 昭和四十四年四月十八日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十七通)
請願者 茨城県水戸市東原二ノ一ノ八 小山 裕外三十六名

紹介議員 那 祐一君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八九八号 昭和四十四年四月十八日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三三通)
請願者 栃木県宇都宮市千手町 市本孝夫 外二名

紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三八九九号 昭和四十四年四月十八日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三三通)
請願者 京都府久世郡城陽町大字奈島小字 久保野一〇 和田誠外二名

紹介議員 林田 悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三九〇〇号 昭和四十四年四月十八日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(十通)
請願者 神戸市灘区高羽楠三三 村上豊 志外九名

紹介議員 青田 源太郎君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三九〇一号 昭和四十四年四月十八日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(七十八通)
請願者 福岡県築上郡築城町伝法寺 熊谷 秋斗外七十七名

紹介議員 米田 正文君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三九二〇号 昭和四十四年四月十九日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(五通)
請願者 栃木県矢板市木幡一、一六一 塚 原慶一外四名

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三九二二号 昭和四十四年四月十九日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(五通)

請願者 山梨県甲府市丸ノ内二ノ三ノ一
七 野口二郎外四名

紹介議員 廣瀬 久忠君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三九二二号 昭和四十四年四月十九日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(十七通)

請願者 兵庫県三木市久留美 岩崎康夫外
十六名

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三九四〇号 昭和四十四年四月十九日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願

請願者 徳島県阿南市見能林町柏野三二
林福太郎

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三九五二号 昭和四十四年四月二十一日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三通)

請願者 京都府綴喜郡井手町大字井手小字
東垣内一五 大西正宣外二名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三九七二号 昭和四十四年四月二十一日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願

請願者 福島市飯坂町八幡内九 門馬亨外
二百八十九名

紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三九七三号 昭和四十四年四月二十一日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(六十七通)

請願者 福岡県糸島郡志摩町小金丸二、八
六五 瀬知才助外六十六名

紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三九七四号 昭和四十四年四月二十一日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(百三十通)

請願者 福島県北会津郡北会津村大字和泉
四七四 須藤富夫外百二十九名

紹介議員 石原幹二郎君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四〇〇一号 昭和四十四年四月二十一日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(七通)

請願者 栃木県日光市山内二、三三三 長
倉肇外六名

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四〇〇七号 昭和四十四年四月二十一日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三十通)

請願者 鹿児島県奄美郡志布志町田之浦三
〇〇ノ四 木崎米蔵外二十九名

紹介議員 川上 為治君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四〇一一号 昭和四十四年四月二十二日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願

請願者 山形市南四番町二ノ二四 菱沼芳
子外六百五十五名

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四〇一二号 昭和四十四年四月二十二日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三通)

請願者 京都府綾部市十倉名畑町五三 高
雄泰治郎外二名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四〇一三号 昭和四十四年四月二十二日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三通)

請願者 栃木県小山市天神町二ノ一ノ一八
小野塚久太郎外二名

紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四〇一四号 昭和四十四年四月二十二日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(二百七十
七通)

請願者 新潟県高田市大字寺町一、三六三
小林源太外二百七十六名

紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四〇六一号 昭和四十四年四月二十二日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願

請願者 徳島市蔵本町三丁目 福本輝男
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四〇六二号 昭和四十四年四月二十二日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(二十七通)

請願者 兵庫県加西市池上町 菅田俊治外
二十六名

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四〇六三号 昭和四十四年四月二十二日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(八百八十
八通)

請願者 秋田県南秋田郡琴沢村野石 鎌田
与助外八百八十七名

紹介議員 山崎 五郎君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四〇八三三号 昭和四十四年四月二十二日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願

請願者 和歌山市中之島町和歌山県神社庁
内 島嘉穂外十名

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四一五五号 昭和四十四年四月二十三日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三通)

請願者 京都府綾部市上野町上池田七三
黒瀬浩外二名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四一五六号 昭和四十四年四月二十三日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三通)

請願者 長崎市中川町五〇 徳永喜一外二
名

紹介議員 田口長治郎君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四一五七号 昭和四十四年四月二十三日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願

請願者 千葉県流山市駒木 古谷金祐
紹介議員 渡辺一太郎君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四一九二号 昭和四十四年四月二十三日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願(五通)

請願者 栃木県日光市内二、三〇一 稲
葉久雄外四名
紹介議員 田村 賢作君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三九二三号 昭和四十四年四月十九日受理

国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願

請願者 北海道上川郡美瑛町新町 村上武
穂外千四百七名
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第四一五一号 昭和四十四年四月二十三日受理

国有林野事業に従事する労働者の処遇改善に関する請願

請願者 北海道沙流郡平取町振内 香川清
一外五百九十四名
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三五八三号と同じである。

第三九二四号 昭和四十四年四月十九日受理

「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願

請願者 東京都昭島市中神町一、二五九
中嶋隆外七十四名
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第四〇八一号 昭和四十四年四月二十二日受理

「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願(二通)

請願者 岩手県一関市宮下町一四ノ二 浜
日出子外七十四名
紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第四一〇五号 昭和四十四年四月二十二日受理

「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願

請願者 神奈川県川崎市堺越三ノ三八〇
鶴川浩正外六百八十名
紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第四一〇六号 昭和四十四年四月二十二日受理

「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願

請願者 愛知県知多郡阿久比町大字板山字
向山三三ノ一 沢田俊夫外四十九
名
紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第四一〇七号 昭和四十四年四月二十二日受理

「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願

請願者 東京都東村上市富士見町一ノ二、
二八〇 大里三郎外九十九名
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第四一〇八号 昭和四十四年四月二十二日受理

「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願

請願者 愛知県岡崎市下和田町字尾ノ越六
太田正勝外四十九名
紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第四一〇九号 昭和四十四年四月二十二日受理

「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願

請願者 名古屋市中区山田町上小田井九三
佐々木文雄外四十九名
紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第四一一〇号 昭和四十四年四月二十二日受理

「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願(二通)

請願者 愛知県豊橋市東町西脇一三五
天野啓太郎外九十九名
紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第四一一一号 昭和四十四年四月二十二日受理

「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願

請願者 愛知県春日井市細野町三、〇四四
ノ一 水草斉外四十九名
紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第四一二二号 昭和四十四年四月二十二日受理

「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願

信夫外四十九名
紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第四一二三号 昭和四十四年四月二十二日受理

「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願

請願者 愛知県豊川市光輝町二ノ五 岡野
ゆき外四十九名
紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第四一二四号 昭和四十四年四月二十二日受理

「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願

請願者 東京都田谷区玉川瀬田町三三八
大森安外百十五名
紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第四一五二号 昭和四十四年四月二十三日受理

「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願

請願者 千葉市稲毛町東六ノ一八ノ五 羽
石武雄外百十二名
紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第四〇三九号 昭和四十四年四月二十二日受理

ソ連からの最終帰国復員者で電々公社に在職中の者の共済年金通算の特例措置に関する請願

請願者 京都市伏見区淀木町三九七 黒川
直三
紹介議員 山下 春江君

ソ連からの最終帰国復員者(昭和三十一年十二月二十六日帰国)で、現在電々公社に在職中の者に

対し、公共企業体職員等共済組合法による更新組合員として、過去の公務員期間が共済組合年金の期間計算に通算されるよう、特例措置を講ぜられたい。

理由

現行法によれば、昭和三十一年七月一日までに就職した者でなければ、いわゆる更新組合員としての資格がなく、いつさいの過去の公務員期間は共済組合年金の期間計算において無視されている。現実の問題として、ソ連長期抑留からの最終帰国者で、電々公社に現に在職する私たちがそれに該当する。同様な最終帰国者でも、国家公務員や地方公務員になつた者は通算されることになつてゐる。私たちの帰国がおくれたことは、全く私たち個人の責任ではない。該当者は十名以内のきわめて少数であり、財政的には問題にならない金額であるから、このような不合理、不公平をすみやかに解消し、前記の救済措置を講ずることは当然である。(資料添付)

第四〇八二号 昭和四十四年四月二十二日受理
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願

請願者 福島県郡山市桑野三ノ二〇ノ一

内田勇外六十四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第四一〇三号 昭和四十四年四月二十二日受理
国家公務員の定員五パーセント削減計画及び総定

員法制定反対等に関する請願
請願者 東京都三鷹市上連雀七ノ一三 市

川治男外百九十名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第四一〇四号 昭和四十四年四月二十二日受理

昭和四十四年五月十九日印刷

国家公務員の定員五パーセント削減計画及び総定員法制定反対等に関する請願
請願者 名古屋守山区森孝新田六ノ六三
ノ一 浅井和彦外四十九名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第九号中正誤

ベシ 段行 誤
六 一 末 シュア 正
三 四 終わり 官房長
八 官房長

一四 一 二 設地 設置
二六 四 三 官房庁 官房長

第十号中正誤

ベシ 段行 誤
二 三 四 リスー リスト 正

第十一号中正誤

ベシ 段行 誤
三 二 九 つきましては 正
ク 三 九 昔し 昔
六 三 終わり 衆議院
一六 衆議員 衆議院

一六 一 二 三 わけでわ わけでは
二 三

第十二号中正誤

ベシ 段行 誤
一 四 一 頂上の 重疊的 正

昭和四十四年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局